

里親等委託率アップの取り組み報告書

～委託率を大きく増加させた福岡市・大分県の取り組みより～

平成 25 年 2 月

全国里親委託等推進委員会

はじめに

家庭的養護の推進は、社会的養護の大きな柱として、社会的養護専門委員会で議論され、平成 23 年 7 月には「社会的養護の課題と将来像」という形で取りまとめられた。そのなかで社会的養護の基本的方向は、①家庭的養護の推進、②専門的ケアの充実、③自立支援の充実、④家族支援・地域支援の充実であり、今後十数年をかけて施設機能の地域分散化を進めると同時に、家庭養護である里親・ファミリーホーム（小規模住居型家族養育事業）への委託を推進し、社会的な養護を必要とする子どもたちの 3 分の 1 を担う方向性が示された。

また、平成 23 年 3 月末に厚生労働省から発出された「里親委託ガイドライン」にも、‘里親委託優先の原則’が示されるなど、里親委託等の推進は、社会的養護の中でも大きな課題の一つである。

このため、公益財団法人全国里親会において、関係各方面の参画を得て「全国里親委託等推進委員会」を設置し、情報共有、意見交換を行うとともに、里親等の養育技術の向上、里親支援及び里親委託等の推進策の向上を図るための調査研究を行い、全国の里親や里親支援機関、児童相談所等の関係者に提供することとした。

本調査は、近年の里親委託率の増加幅の大きな自治体の推進のあり方を調査し、全国の自治体等に紹介することで、里親委託等の推進の一助としていただくことを目的としている。調査対象となった福岡市（近年の委託率の増加幅が全国 1 位）の特色は、行政と市民が協働で里親推進に取り組んだことにある。また、大分県（全国 2 位）の特色は、行政が継続的・積極的に里親推進に取り組んだことにある。各自治体の地域性に合わせて参考にさせていただけたら幸いである。

本報告書は各自治体がすぐに活用できるように、また、里親推進に向けて具体的に取るように、事業の予定表、案内チラシ、組織構成や取り組みメンバー表など、さまざまな既存の資料を多く収集した。手に取った関係者の方々の参考になり、里親委託等が推進されることを切望している。

最後に、本調査のためにご尽力くださった福岡市と大分県の関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成 25 年 2 月

全国里親委託等推進委員会

調査の目的

最近7年間の里親等委託率の増加幅が大きい福岡市と大分県を調査し、その推進の方策等をまとめて紹介することにより、全国の自治体・児童相談所および里親支援機関等が里親委託等を推進する一助となるものを作成する。

調査方法

1) 福岡市

平成24年7月、全国里親委託等推進委員会の調査チームが福岡市を訪問し、福岡市児童相談所（こども総合相談センター）、特定非営利活動法人子どもNPOセンター福岡、特定非営利活動法人子どもの村福岡へのヒアリング調査及び資料収集を行った。

2) 大分県

平成24年7月、全国里親委託等推進委員会の調査チームが大分県を訪問し、大分県中央児童相談所へのヒアリング、里親支援専門相談員の定例会議の傍聴等の調査及び資料収集を行った。

目 次

はじめに

その１ 福岡市 行政と市民が協働で取り組む例	1
福岡市について	3
1 福岡市の概要と社会的養護の資源	4
2 福岡市における里親等委託の増加の推移	6
3 きっかけは「児童養護施設の空きがない！」	8
4 民間の力を借りる	10
5 官民合同の勉強会から始めた	12
6 3年間のモデル事業としてスタート	14
7 「ファミリーシップふくおか」とは？	15
8 里親を知ってもらう市民フォーラムを開催	17
9 4ヵ月後には第2回フォーラムを開催	19
10 平成19年からイメージを統一	21
11 感動でつながっていく仕組みづくり	23
12 里親だけでなく協力者も募集	24
13 メディアとの協働	25
14 現在の里親委託推進事業	26
15 市民が参加する出前講座と里親サロン	27
16 データで見る里親と委託児童の増加	29
17 児相職員の意識が変化⇒「まず、里親を探そう」	31
18 里親が増えたことで何が変わったか	32
19 里親家庭支援は最重要課題	34
20 里親支援の専従班をつくる	36
21 里親と子どもへの支援内容	38
22 里親研修	40
23 「子どもの村福岡」の設立	41
24 「子どもの村福岡」の事業と活動	43
25 参考 福岡市里親会の活動	45
26 まとめと今後の課題	50
福岡市 資料一覧	53
その２ 大分県 継続的・積極的に行政が取り組んだ例	85
はじめに	87
1 大分県の概要と社会的養護の資源	88
2 里親委託の成功体験を共有する	94

3	組織的に里親委託を推進する	95
4	着実かつ継続的にアプローチする	98
5	里親支援を丁寧に行う	102
6	里親の社会的養護の担い手としての意識を高める	105
7	施設と里親 ー相互理解と連携の仕組みづくりー	107
8	里親委託率アップの取り組みを振り返って	109
9	データで見る里親と委託児童の増加	110
10	参考 児童相談所と里親支援専門相談員との協働	111
11	委託推進の歩み 10年間で委託率 1.2%から 25.1%へ	119
大分県 資料一覧		121

委託率アップの取り組み その1

福岡市

行政と市民が協働で取り組む例

＜福岡市について＞

福岡市は平成 17 年度から、行政と民間の協働による「市民参加型里親普及事業」というモデル事業を実施し、新規里親登録数が毎年 10 世帯以上という、それまでにない成果を上げた。3 年後の平成 20 年度からは「里親養育支援共働事業」と名を変え、継続して里親制度の普及啓発支援事業を行っている。

平成 23 年度に厚生労働省が発表した「里親等委託率を大きく増加させた自治体における里親推進の取組事例」では「里親等委託率の最近 6 年間の増加幅の大きい自治体（H16→H22）」の第 1 位として公表された。平成 23 年度末の里親等委託率は 27.9%である。平成 16 年度（6.9%）と比べると実に 4 倍、21%上昇したことになる。

そこで、平成 24 年 7 月、福岡市と NPO 法人の協力を得て、委託率上昇につながったと思われる取り組みを、全国里親委託等推進委員会として調査した。なお、データはモデル事業が始まる前年である平成 16 年度から平成 23 年度までとした。

【注】同じ目的のために対等の立場で協力して共に働くことを意味する「きょうどう」は、通常「協働」という漢字を使うことが多いが、福岡市では「共働」という字を使用している。

【目次】

- | | |
|-------------------------------|--------------------|
| 1 福岡市の概要と社会的養護の資源 | 20 里親支援の専従班をつくる |
| 2 福岡市における里親等委託の増加の推移 | 21 里親と子どもへの支援内容 |
| 3 きっかけは
「児童養護施設の空きがない！」 | 22 里親研修 |
| 4 民間の力を借りる | 23 「子どもの村福岡」の設立 |
| 5 官民合同の勉強会から始めた | 24 「子どもの村福岡」の事業と活動 |
| 6 3年間のモデル事業としてスタート | 25 参考 福岡市里親会の活動 |
| 7 「ファミリーシップふくおか」とは？ | 26 まとめと今後の課題 |
| 8 里親を知ってもらう
市民フォーラムを開催 | 福岡市 資料一覧 |
| 9 4ヵ月後には第2回フォーラムを開催 | |
| 10 平成19年からイメージを統一 | |
| 11 感動でつながっていく仕組みづくり | |
| 12 里親だけでなく協力者も募集 | |
| 13 メディアとの協働 | |
| 14 現在の里親委託推進事業 | |
| 15 市民が参加する出前講座と里親サロン | |
| 16 データで見る里親と委託児童の増加 | |
| 17 児相職員の意識が変化
⇒「まず、里親を探そう」 | |
| 18 里親が増えたことで何が変わったか | |
| 19 里親家庭支援は最重要課題 | |

1 福岡市の概要と社会的養護の資源

■福岡市の概要【平成 23 年 4 月 1 日段階】

面積：341.7 平方 k m 政令指定都市中第 13 位（1 位は静岡県浜松市）【2011 年 10 月段階】

全人口：約 147 万人

政令指定都市中第 6 位（1 位は横浜市）、人口密度は第 7 位（1 位は大阪市）

児童人口：約 25 万人 全人口における児童人口の割合は 17%

【注】平成 24 年 7 月 1 日現在、全人口は 149 万人に増えている。

■福岡市こども総合相談センター「えがお館」とは

子ども本人や家族関係者からの複雑・多様化してきている相談などに総合的に対応するため、福岡市児童相談所、青少年相談センター、「育児 110 番」及び教育委員会相談部門を統合し、子どもの問題に総合的に対応する施設として、平成 15 年 5 月 5 日に開設した。

窓口の一元化による利便性の向上と専門性の強化を図り、関係機関とも適切に連携しながら、0～20 歳までの子どもや保護者を対象に、子どもに関するさまざまな問題に対して、保健・福祉・教育分野から総合的・専門的な相談・支援を行っている。

平成 23 年度は、児童福祉司と児童心理司を増員し、児童虐待への対応をさらに充実させるほか、法的対応など専門性の向上を図るため、新たに弁護士の資格を有する課長級職員の配置を行うなど、相談体制を強化している。



えがお館（福岡市こども総合相談センター）

〒810 - 0065 福岡県福岡市中央区地行浜 2 丁目 1 - 28

電話（事務室）：092 - 832 - 7100 FAX：092 - 832 - 7830

HP（URL）：www.city.fukuoka.lg.jp/egaokan/

★主な事業

- ・相談事業
- ・里親制度の推進の取り組み
- ・教育相談事業と不登校対策
- ・地域支援
- ・情報提供、広報、啓発事業の実施
- ・児童虐待防止対策などの取り組み
- ・思春期相談の取り組み
- ・非行防止活動

■福岡市における社会的養護の資源（施設）（平成24年度定員）

児童相談所数1ヵ所：福岡市こども総合相談センター「えがお館」（中央区）

一時保護所の定員は 40 名

乳児院数2カ所：福岡子供の家 みずほ乳児院（城南区 定員20名）

福岡乳児院（博多区 定員45名）

計 65 名のうち、市枠の定員は 51 名

児童養護施設数3カ所：和白青松園（東区 定員106名）

福岡育児院（東区 定員 95 名）

福岡子供の家（早良区 定員 96 名）

計 297 名定員

情緒障害児短期治療施設〇カ所：県内施設の市枠の定員は6名

自立援助ホーム1カ所：かんらん舎（城南区 定員6名）

■福岡市内の児童福祉施設等一覧



【注】「子どもの村福岡」は児童福祉施設ではないが、参考のために表示してある。

2 福岡市における里親等委託の増加の推移

福岡市では、社会的養護を必要とする18歳未満の子どものうち、里親やファミリーホームで暮らす子どもの数は平成23年度末で115人となり、里親等委託率は27.9%になる。

■里親委託の現状

登録里親数	98 世帯	
委託里親数	55 世帯	
委託児童数	115 人	
ファミリーホーム数	8 世帯	ファミリーホーム事業者は全員、里親登録をしている。
ファミリーホームへの委託児童数	45 人	里親への委託児童数の内数に入っている。

【注】平成23年度末

しかし、8年前（平成16年）までは全国平均より低かった！

平成16年度、福岡市において里親に委託されている子どもの数は27人、里親委託率は6.9%。全国平均（8.4%）よりも低い状況だった。

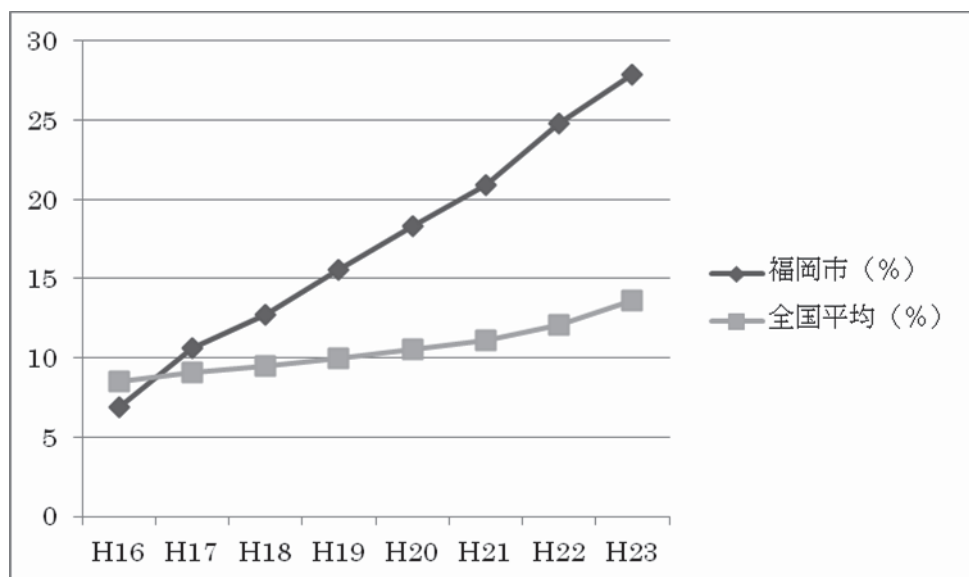
■里親と委託児童数、里親等委託率の推移

年度	登録里親数 (世帯)	委託児童数 (人)	福岡市の里親 等委託率(%)	里親等委託 率の全国平 均(%)
H16	43 (20)	27	6.9	8.4
H17	51 (30)	41	10.6	9.1
H18	64 (37)	53	12.7	9.5
H19	76 (39)	65	15.6	10.0
H20	77 (40)	75	18.3	10.5
H21	73 (40)	85	20.9	11.1
H22	85 (51)	105	24.8	12.1
H23	98 (55)	115	27.9	13.6

【注】数字は各年度末。

登録里親数のカッコ内の数字は委託里親数。平成21年度からはファミリーホームを含む。

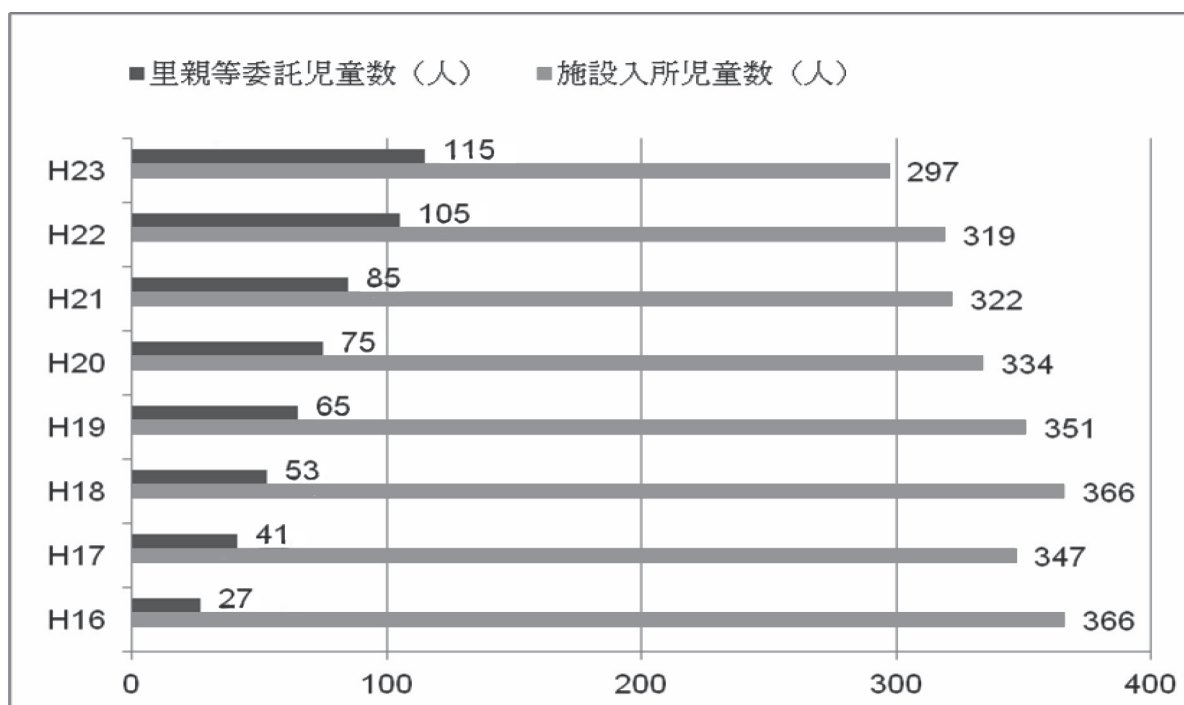
■福岡市の里親等委託率（％）の推移（全国平均と比較）



委託率は、平成 16 年度の 6.9％から 23 年度の 27.9％まで、7 年間で 21％もの増加が見られている。委託児童数も 27 人から 115 人と、4.26 倍となっている。

【注】平成 20 年度までは「里親委託率」。平成 21 年度からファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）が加わったため、「里親等委託率」となっている。

■福岡市における施設入所児童数と里親等委託児童数の推移



3 きっかけは「児童養護施設の空きがない！」

■当時の一時保護所の状況

福岡市の児童相談所である「福岡市こども総合相談センター（えがお館）」は、平成 15 年に開設された。法律に基づき、児童相談所の設置とともに一時保護所を附設している。当時の一時保護所の定員は 30 名だった（その後、定員は平成 17 年度 35 名、平成 20 年度 40 名とした）。

■子どもたちは地元・福岡を離れて、遠くの施設へ

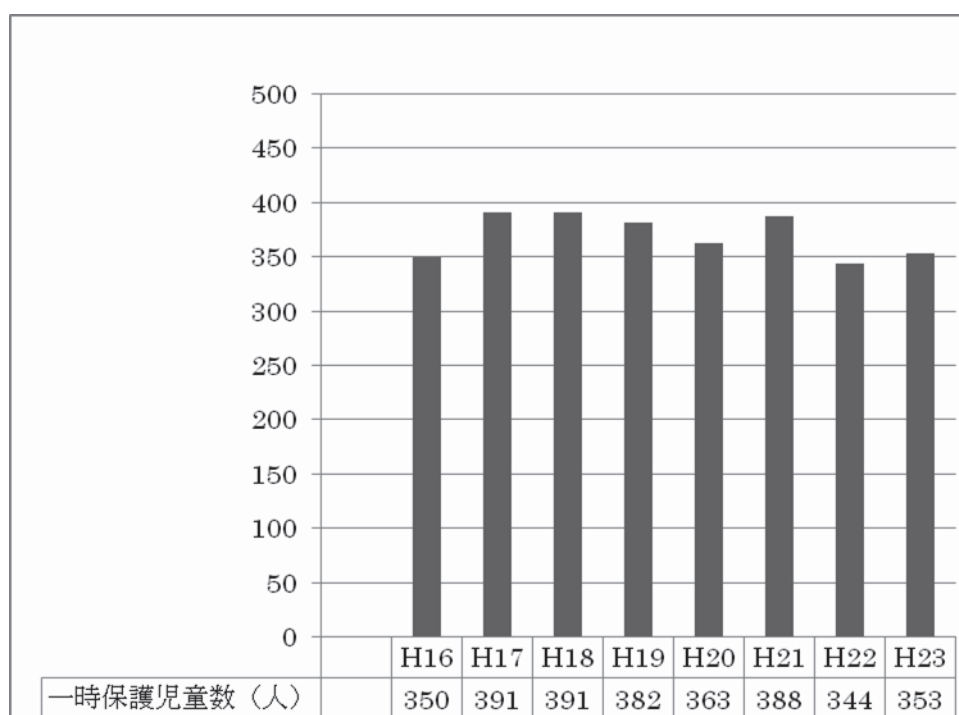
平成 16 年秋、福岡市内の児童養護施設が満杯になる。その後、福岡県内の児童養護施設（11 カ所）もいっぱいになった。

その結果、県外の児童養護施設に福岡市の子どもたちの入所をお願いしなければならなくなった。まずは隣の佐賀県から、そして長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県へ。施設の多くは県庁所在地から離れているため、片道 4 時間近くかかる場合がある。ケースワーカー（児童福祉司）は子どもに会いに行きづらく、親も会いに行けないという状況が生まれた。

■混雑し、“野戦病院化”する一時保護所

一時保護所に入所する子どもは、平成 12 年度の 250 人から増え続け、平成 17 年度をピークに、その後も高い水準で横ばい状態となった。

行き先が決まらず、一時保護所で何週間も過ごす子どもたち。子どもたちは対人関係のストレスと行き先が決まらないストレスを抱え、集団が不安定となった。それがまたストレスを生むという悪循環があり、一時保護所はさながら“野戦病院化”していった。



市内に施設を新設するのはむずかしい。お金も時間もかかってしまう。



里親委託を検討するも、平成 16 年当時の福岡市の里親登録数は 43 家庭と少なく、しかも、そのうち約半数の 20 家庭には既に子どもが委託されていた。



困った！

■市民の力に目覚める

平成 16 年 12 月 10、11 日 日本子どもの虐待防止研究会（J a S P C A N） 第 10 回学術集会福岡大会（実行委員長 ^{みつどめ} 満留昭久さん／福岡大学医学部小児科教授（当時））が開催された。

J a S P C A N の大会の関連事業として、子ども関係団体で実行委員会をつくり、第 3 回市民フォーラム「子どものいのちと心が尊重される社会の実現をめざして」を開催した。市民フォーラムの事務局は、特定非営利活動法人（NPO 法人）「子ども NPO センター福岡」（代表 大谷順子さん）。

実行委員の中に里親制度に興味のある人がいて、分科会の一つで「里親」について取り上げた。市民フォーラム全体では、2 日間で 1000 人もの市民が集まった。

それを目の当たりにした行政は、
「里親開拓に NPO の力、市民の力を活かさないか？」と考えた。



施設定員を増やすのではなく、里親を増やす方向に舵を切った。

4 民間の力を借りる

「頼れるのは里親さんしかない！」「里親さんを増やそう」



しかし、従来のような取り組みでは限界がある。

児童相談所職員の努力だけでは、里親は増えない。地域の中に入っていくことが必要。
そこで、市民団体やNPO法人のネットワークと協働して里親開拓を行うことにした。

市民の力をお借りしよう！

市民とともに里親を増やして、子どもたちの行き場所を増やそう。

福岡市の特性は、子どもの課題に取り組むNPOが多くあり、それらの間にネットワークと連携が進んでいること⇒市内のNPO法人に「里親制度普及促進事業」を委託することに

■「子どもNPOセンター福岡」に打診

福岡市内には里親に取り組むNPO法人がなかったため、子ども分野にネットワークを広げ、そのセンターとしての役割を持つ「子どもNPOセンター福岡」に事業委託を打診した（平成17年1月）。「子どもNPOセンター福岡」は、子ども分野のNPOと連携して、子どもの権利や子どもの課題に積極的に取り組んできた活動実績があった。

■ネットワークを持っている団体を選んだ理由

「ネットワークとは、みんなで考えることであり、活動の基盤になるものです。しかし、^{いち}からネットワークをつくっていくのはむずかしく、時間もかかるため、既に幅広いネットワークを持っている組織に依頼することは、重要なポイントです。幅広いネットワークを持っている子どもNPOセンター福岡にお願いしたことは、結果として、とても良かったです」

（こども総合相談センター長 藤林武史さん）

■「子どもNPOセンター福岡」とは？

福岡市には、それまでも子ども関連のNPO法人が多くあった。

平成15年、「子ども劇場福岡県センター」が呼びかけ、子どもに関わる市民グループやNPO法人と実行委員会を立ち上げて「子どもが育つ地域づくりフォーラム」を開催した。いろいろな団体とつながり、一緒に活動することで、幅広い視野で多様な動きができる。情報の発信、受信も幅広くできる。刺激し合え、共通の課題も見えてくる。

この動きの中から、さまざまなNPOをつなぎ、推進するセンターとしての機能が必要となり、平成15年9月、「子どもNPOセンター福岡」を立ち上げた。

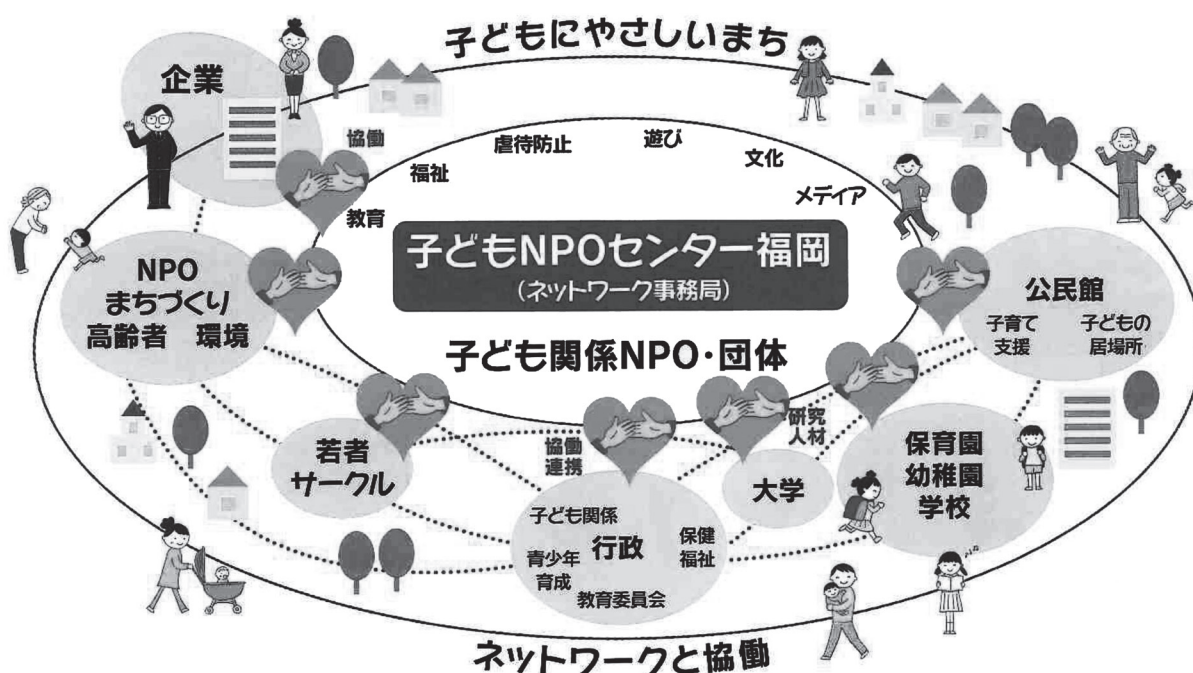
【注】子ども劇場は、文化芸術や遊びの体験を通じ子どもと大人がともに育ち合える地域をつくっていくという活動。昭和41（1966）年に福岡で始まった市民運動に端を発している。

■行政側には、民間委託に対する戸惑いもあった

「福岡市役所内では当初、NPO法人に委託することに対して反対もあったと聞いています。

福岡市子ども総合相談センター（えがお館）の藤林所長は、精神科医で、ご自身もNPO法人に関わられており、市民活動にも理解が深い。えがお館名誉館長の坂本雅子さん（現・子どもの村福岡村長）も小児科医で、もともとは民間の方です。そのおふたりが、私たちが市民フォーラムで1000人を集めた実績を評価して、『あそこに頼めば、うまく行きます』と強力に押してくれたと聞いています」（「子どもNPOセンター福岡」事務局長 宮本智子さん）

■「子どもNPOセンター福岡」の活動及び関係図



※資料 福岡 1 特定非営利活動法人「子どもNPOセンター福岡」のパフレット（三つ折り）

特定非営利活動法人 子どもNPOセンター福岡
〒810-0042 福岡県福岡市中央区赤坂 1-2-7 みずほビル 506 号
TEL/FAX 092-716-5095
E-Mail kodomo-npo.cf@rose.ocn.ne.jp
HP (URL): <http://www3.ocn.ne.jp/~kodomocf/>

5 官民合同の勉強会から始めた

■事業委託を受けるにあたってNPO法人の不安と決断

「私たちは、子どもの健全育成の分野で活動してきた者がほとんどでしたので、“里親”という言葉は知っていても、深いことは何も知りませんでした。それに『行政責任で専門家が行うこと』という認識がありましたし、『私たちにできるのだろうか?』という不安もありました。実際、『素人が手を出すような仕事ではない』と、反対の意見もあったほどです」

「それでも、私たちが『これは受けなければならない』と決断したのは、初めて知った、社会的養護の子どもたちの厳しい現実だったのです」

（「子どもNPOセンター福岡」代表 大谷順子さん）

■市民ネットワークと行政との協働で進めよう

「子どもNPOセンター福岡」は、まわりのNPO法人に参加を呼びかけた。児童相談所の関係者も実行委員会に参加した。

呼びかけに集まった団体は、「子どもNPOセンター福岡」「ふくおか・こどもの虐待防止センター」「アジア女性センター」「福岡YWCA」「にじいろCAP」「チャイルドライン ものしきモチ」などのメンバー、そして、こども総合相談センター（児童相談所）の関係者。

市内の里親で参加したのは、当初は1名だけだったが、後に福岡市里親会につながり、会長と副会長が参加した。小児科医も関心が高く、参加するようになった。

市民のネットワークと官民協働型の実行委員会が、事業の成功のカギとなった。

■「市民参加型里親普及事業」実行委員会の結成

松本壽通さん（松本小児科医院院長、ふくおかこどもの虐待防止センター代表）を委員長として、実行委員会が結成された。

事業を始めるにあたって、里親制度を知るための勉強会を3回実施した。そこで社会的養護の現実を知ると共に、取り組むべき課題がすこしずつ見えてきた。

【注】「市民参加型里親普及事業」の事業内容は14ページを参照。

■勉強会を通して、お互いにショックを受ける

勉強会は、お互いを知る良い機会になった。民間側は、それまで全く知らなかった市内の子どもたちの状況を知った。

「勉強会では、“里親”という名前に暗いイメージがあるから増えないのではないかなどと話し合いました。こども総合相談センターの所長や職員も参加して要保護児童の状況を話してくれたのですが、そこで、私たちは福岡市内の子どもたちが県外へ、遠くは鹿児島県の児童養護施設まで行っているを知り、大きなショックを受けたのです」

（「子どもNPOセンター福岡」事務局長 宮本智子さん）

一方、行政側は、里親制度や社会的養護のことが市民には全く知られていない現状を突き付けられた。

「福岡市の社会的養護の現状と里親制度の必要性を、幅広く市民に伝える必要があることを痛感しました。そして、知っていただいた人の中から、里親登録を希望する人も出てくるのではないかと考えました」（こども総合相談センター長 藤林武史さん）

「私たちNPOは長年、子どもたちに関する活動が続けてきたのに、
要保護児童が見えていなかった……。

なぜ、要保護児童たちの実情を市民に知らせないの？
自分たちが住んでいる町で何が起きているかを知るのは、とても重要なこと」



「市民参加型里親普及事業」の始まり

6 3年間のモデル事業としてスタート

■委託事業を受ける

平成17年3月、「福岡市子ども総合計画」が発表された。里親委託率の目標は「5年後の平成22年に13%」となっていた。

4月、里親支援事業（市民参加型里親普及事業）を3年間のモデル事業として、「子どもNPOセンター福岡」が受ける。当時、こども総合相談センター長の藤林さんは「里親を20名増やせたら、いいですね」と話していたという。

実際は、平成17年度から19年度までの3年間で45世帯もの新規里親登録があった。里親委託率は19年度末には15.6%になり、5年計画だった目標を3年で達成した。

■最初にイメージをつくる＝市民ならではの柔軟な発想

初めに、事業のイメージをつくることにした。「里親＝暗いイメージ」を払拭したい。明るく、素晴らしいイメージに変えていきたい。そのために、プロのデザイナーにデザインを、コピーライターにコピー（キャッチフレーズや説明文）を依頼した。

「社会的養護の分野は言葉が堅いので、一般の人たちになじみやすい言葉で伝えていくことが必要だと思いました」（「子どもNPOセンター福岡」代表 太谷順子さん）

コピーライターは、1年近くフォーラムとミニ講座に通って、平成18年2月、「新しい絆プロジェクト」「ファミリーシップふくおか」というコピーを提案した。

事業名を「新しい絆プロジェクト」と名付ける。

■新しい絆プロジェクト（市民参加型里親普及事業）の内容

- ・事業の目的は「里親制度の普及啓発・里親の新規開拓・里親委託数の増加」
- ・事業の実行委員会の名前を「ファミリーシップふくおか（市民参加型里親普及事業実行委員会）」とする。
- ・実行委員は、「子どもNPOセンター福岡」の呼びかけで集まった市内のNPO法人、市民団体、こども総合相談センター（児童相談所）の職員、福岡市里親会のメンバー、小児科医。
- ・こども総合相談センターと「子どもNPOセンター福岡」で、1年間の活動計画（行事）を決めて実施する。

【注】「ファミリーシップふくおか」の詳しい内容に関しては、次のページ（15ページ）を参照。

7 「ファミリーシップふくおか」とは？

■新しい言葉をつくり出す

◇事業の名称は、「新しい絆」プロジェクト

里親と子どもの出会いに象徴される「新しい絆」。里親家庭を支える地域のつながりもまた「新しい絆」。その名称は、出会い方の多様なイメージを限りなく広げるものとなった。

◇実行委員会の名称は「ファミリーシップふくおか」

ファミリーシップ (Familyship) はコピーライターの造語。友情を表わすフレンドシップや、協力関係を表わすパートナーシップにちなんで、家族 (ファミリー) と船出 (シップ) の2つの言葉をつなげた。

「ファミリーシップふくおか」には、「みんなで夢に向かって漕ぎ出そう」という思いが込められている。その後、「ファミリーシップ」は実行委員会名だけでなく、市民参加型の運動の名前になり、他自治体でも使われ始めている。

「ファミリーシップふくおか」のモットーは「家庭を必要とする子どもに里親を」

■「ファミリーシップふくおか」はボランティア

実行委員会のメンバーは全員ボランティアで、メンバーは25人。代表は満留昭久さん（福岡国際医療福祉学院 学院長、福岡大学名誉教授）。

実行委員会の会合は、年に7回開催している。開催は平日の19:00～20:30。毎回15人程度参加する。会場は、福岡市内の公共施設の会議室。

話し合いの内容は、里親普及や委託の現状報告に始まり、事業の報告、今後の企画などについて、NPO法人、里親会、行政など、それぞれの立場から熱く活発な意見が交わされる。

■「ファミリーシップふくおか」の会合の内容

開催月によっても異なるが、会合の主な内容は以下の通りである。

- ・里親委託の現在の状況報告
- ・里親サロン、里親講座の報告
- ・直近の事業のまとめ
- ・今後の企画内容についての検討
- ・虐待防止活動など、さまざまな社会的養護の活動の交流（必要な場合はミニ学習会を開く）
- ・次回の開催日時などの確認

会合の内容を委員全員で共有するために、事務局から毎回、議事録を実行委員に送っている。

※資料 福岡2 平成23年のファミリーシップふくおか 名簿

■里親委託等推進委員会との違い

「ファミリーシップふくおか」はボランティアの実行委員会であり、国が示している「里親委託等推進委員会」とは異なる。しかし、他自治体からの視察の人にその違いを理解していただくことは非常にむずかしい。

【参考】里親委託等推進委員会とは？

里親委託等推進委員会は、厚生労働省が定め、平成20年4月から実施されている里親支援関連事業のうち、「里親委託推進・支援等事業」に定められたものである。

里親委託等推進委員会は、児童相談所に配置された里親委託等推進員（福岡市では「里親対応専門員」という名称）、児童相談所の里親担当職員、里親及び施設職員により構成し、必要に応じて学識経験者を加える。里親委託等推進委員会は「里親委託推進・支援等事業」の実施にあたり、必要な助言・指導を行う。

福岡市における里親委託等推進委員会は、「子どもNPOセンター福岡」が事務局となり、年3回実施している。

委員会を構成する団体：大学（2）、市里親会、市乳児院、市児童養護施設、市民生委員児童委員協議会、市社会福祉協議会、子どもNPOセンター福岡、行政（市役所担当課、区子育て支援課、区保健福祉センター、児童相談所）

里親委託等推進委員会は、行政関係者や専門家からなるフォーマルな団体である。ファミリーシップふくおか（実行委員会）は、里親委託を推進していく役割だけではなく、NPOとフォーマルな団体の関係者との関係をつくっていく役割も果たしている。

※資料 福岡3 平成23年度 福岡市里親委託等推進委員会 委員名簿

■実践記録の報告『新しい絆を求めて～ファミリーシップふくおか 3年のあゆみから』

「子どもNPOセンター福岡」では、福岡市における市民と行政の協働の記録を本にまとめて、出版・販売している。

判型：A5版 ページ数：90ページ 定価：600円

<報告書の紹介文から>

「平成17年の里親委託率は6.9%。3年後の平成19年度末は15.63%。各界の注目をあびた“驚異の伸び”のヒミツはどこにあったのでしょうか？ 「家族と暮らせない子どもたち」を迎える「新しい絆」。その模索の中から見えてきたものは？ これは、福岡市における市民と行政の協働による里親普及の取り組みの記録です。

お名前とご住所、連絡先と希望冊数を書いて、下記まで御連絡下さい。振込用紙と請求書を同封の上お送り致します。送付の場合は、別途送料100円。料金は申込者の負担となります。」

【注】「子どもNPOセンター福岡」の連絡先は、11ページを参照。

※資料 福岡4 『新しい絆を求めて～ファミリーシップふくおか3年のあゆみから～』のチラシ

8 里親を知ってもらう市民フォーラムを開催

■フォーラム開催にあたって

当初、福岡市からは「区ごとに説明会を開く」という事業計画案が示された。それに対し、「子どもNPOセンター福岡」代表の大谷順子さんが「市の案のとおりになくてもよければ、受けます」と言った経緯がある。

これが分岐点になり、市全体を対象にする市民フォーラムの開催に至った。

⇒行政の感覚で進めるのではなく、市民感覚を持つNPOの考えを活かす。

■NPOの人脈を活かした大量のチラシ配布＝民間ならではの広報活動

市民フォーラムのチラシを6000～7000枚（現在は1万枚）刷って、ありとあらゆるところに置いてもらった。子どもプラザ、区役所、公民館、図書館、大学、民生委員などの福祉関係、県内の6児童相談所（京築、宗像、福岡、久留米、大牟田、田川）、県内の児童養護施設、県内の乳児院など。また、NPOの集まりや講演会など、多様な市民が集まる場にも配布している。

チラシのく「家庭」を失った子どもたちのために>というタイトルが市民の目を引いた。チラシを市役所1階にある「情報プラザ」に置いたら、ミニコミ紙の取材が来た。

のちに、施設関係者の意見を元に『「家庭」を失った』を『「家族」と暮らせない』に変更した。

【注】「情報プラザ」では、市内のイベントや暮らしに役立つお知らせ、市職員や市営住宅の募集など、市政や文化・スポーツ・レクリエーションに関する情報を提供している。

市民の興味を引くタイトルをつけ、広い範囲に知らせる。

■第1回フォーラムは大成功

平成17年7月16日に開催。参加者は192名。申し込みの段階から反響が大きかったが、主催者の予想を超える参加者が集まった。

フォーラムの内容は、社会的養護を必要とする子どもたちの現状と里親の体験談。講師は（故）坂本和子さん（当時、東京都のNPO法人「里親子支援のアン基金プロジェクト」の事務局長）、福岡市の里親さん、坂本雅子さん（えがお館名誉館長）。

【注】なお、「SOS子どもの村」の情報は、このときに坂本和子さんからNPO法人にもたらされた。「SOS子どもの村」については、『23「子どもの村福岡」の設立』（41～44ページ）を参照。



■フォーラムで得た感動を実際の行動につなげていく仕組み＝アンケート

講師の話（体験談）はかなりのインパクトがあり、参加者の心を動かした。とくに、実際に里親をしている人の話は印象が強い。

⇒里親の体験談には力がある。

参加者は、自分たちの住んでいる市で起きていることなのに現状を知らないことにショックを受け、「自分たちに何ができるか」を考えるようになった。

⇒「協力アンケート」に積極的に記入（アンケートには、書いた人の連絡先を記入する欄もある）。

【注】「協力アンケート」の内容については、『12 里親だけでなく協力者も募集』（24 ページ）で詳しく説明している。

■アンケートに表れた市民の関心の高さ

「里親制度に関心を持つ」と答えた人がほとんど。

「里親をもっと知りたいか？」……「はい」が 30～40 名

「里親になりたいか？」……「はい」が 12 名

⇒これを受け、2 ヶ月後の 9 月に里親についてのミニ講座を開催する。

開催にあたっては、アンケートに「里親をもっと知りたい」「里親になりたい」と記入してくれた人に案内を送付した。

ミニ講座は昼と夜の 2 回開き、それぞれ 20 名の参加があった（計 40 名）。

9 4カ月後には第2回フォーラムを開催

■里親の次は、子どもたちの体験談を聞く

「里親の次は、里親家庭で育つ子どもたちの話が聞きたい」という意見があり、11月にトークセッション「里子たちが語る 家族」を開催。103名が参加した。

「徹子の部屋」ならぬ「たけしの部屋」と称し、藤林武史所長が対談形式で、里親家庭で育った2人の青年から話を聞いた。



■当事者である子どもの意見を聞くことで……

里親家庭で育った青年たちの体験談は、参加者に強い印象を与えた。

「彼らの話を聞いて、産みの親から切り離された子どもたちはすごい葛藤の中で育つのだな、と思いました。里親家庭に委託された子どもはあるとき、家族の中で自分だけが違う存在であることに気づき、『ここにいる、いいのか?』という悩みに突き落とされることがあります。それから、『ここにも、いいんだ』と、心底思えるようになるまで、もがくように苦しむ時期があります。このことは、その後、多くの子どもたちからも共通の体験として聞きましたが、その葛藤をどのように乗り越えるのか? 彼らの立場に立って考え、向き合う大人のありようが決定的に重要であると感じました」

(「子どもNPOセンター福岡」代表 大谷順子さん)

■「子どもはみんな社会の子」

市民フォーラムや里親ミニ講座のアンケートには、「子どもはみんな社会の子」という感想やメッセージが多かった。

さまざまな事情で家庭を失った子どもたちが、どの子どももみんな“社会の子”として、家庭的な温かさに包まれ、地域に支えられて育つことを願う。

それが、「新しい絆プロジェクト」の基本姿勢になっていった。

■浮かび上がってきた3つの主題

里親家庭で育った青年たちの話を聞いたことで、次の主題が浮かび上がってきた。

- ① 「里親＝かわいそうな子を預かっている人」というイメージは正しくない。
- ② 大事なことは、子どもを中心に、子どもの立場で考えること。
- ③ 社会の保護を必要とする子どもたちが大人になるための育ちと、その後の人生を保障するにはどうしたらいいのか?

■子どもを地域で育てるには

里親だけでなく、地域の人も含めてチームで、そして地域のつながりで、里親家庭の子どもたちを育てていくことが大事であるという認識が出てくる。

そのためには、里親であることを隠さない。

⇒「オープンでなければ広まらない」

⇒ 社会的養護を市民全体の関心事にしていく。

「子どもはみんな社会の子」という認識の広がり



平成 17（2005）年は、福岡市における「里親元年」となった。

■ヘネシー澄子さんと呼んでフォーラムを開催

平成 18 年 2 月 3 日、フォーラム『愛着の絆を結ぶために～わが子にあげたい「一生の幸せの鍵」～』を開催した。



ヘネシーさんは、画像やビデオを使って、愛着の絆が脳の正常な発達を促すことを説明。愛着の絆は、血のつながりのない里親と子どもの間柄でもきちんと結べること、愛着の絆を結べなかった 80 代の母親と 60 代の息子も、修復療法によって絆を結び直すことができた話などをやさしい語り口で説明した。

このテーマ（愛着障害）への関心は深く、幼稚園・保育園、民生委員・児童委員、主任児童委員、医療福祉系専門学校、里親会、児童相談所、行政職員、施設、子どもに関わる民間団体、個人など、さまざまな分野から 301 名が参加した。

■社会的養護の“社会化”へ

市民に知ってもらうことで、次のような流れが出てきた。

市民が市内の子どもと家庭の実情を知る。



要保護児童の問題を自分たちの課題につなげていく。

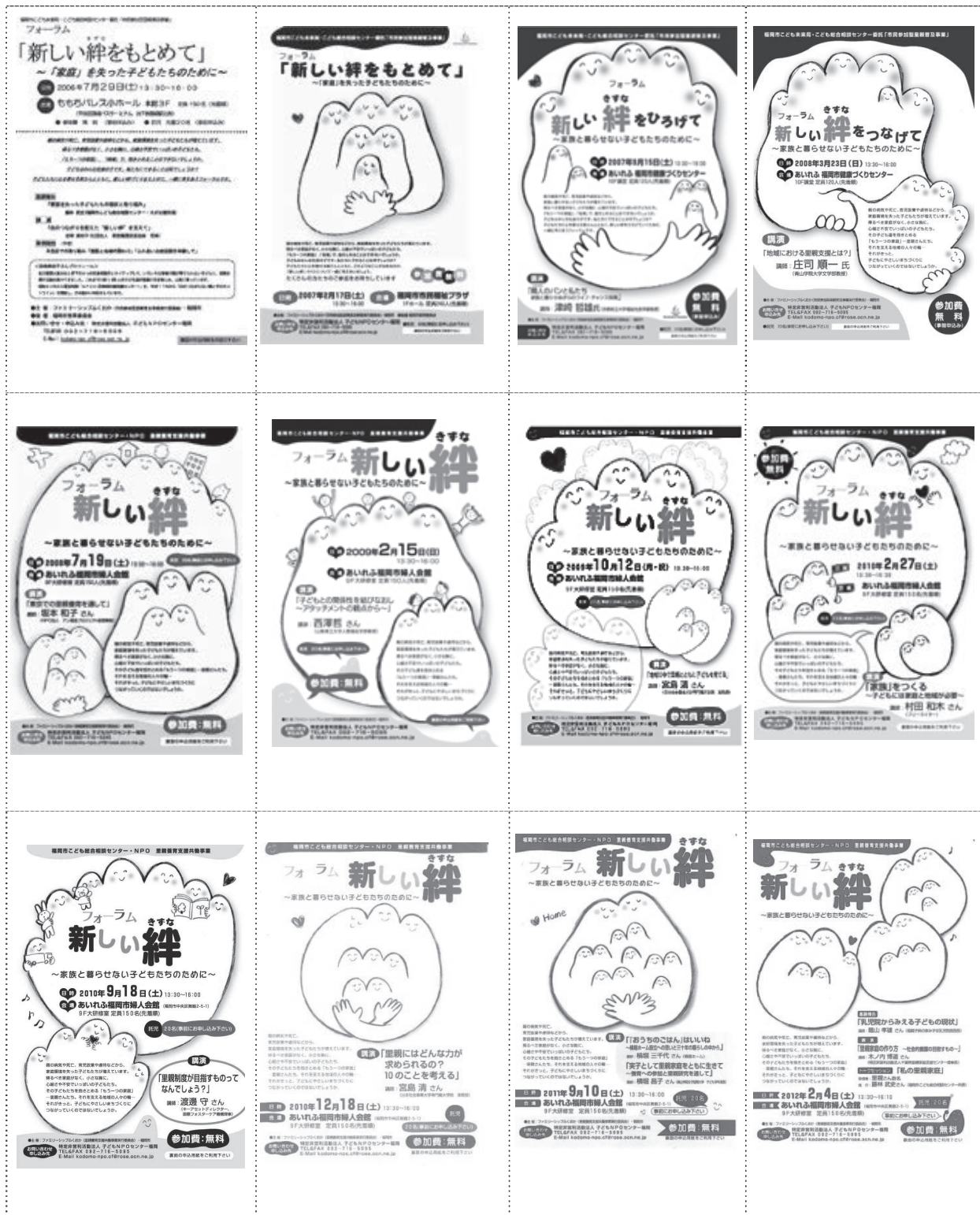


社会的養護の“社会化”

10 平成19年からイメージを統一

上段の左端は、平成18年7月のフォーラムのチラシである。翌19年のフォーラムからはデザインに依頼し、手のひらと家族をイメージしたイラストと「新しい絆」という言葉を用いて、イメージを統一している。一目でわかるので、市民の目を引きやすい。

【平成18年まで】 ⇒ 【平成19年から】 わかりやすく、親しみやすいイメージに



■一般の人にわかりやすい言葉で伝える

こども総合相談センターとして、「里親さん募集」のパンフレットを作成。デザインはデザイナーに入ってもらい、言葉づかいは「ファミリーシップふくおか」のメンバーからもアドバイスをもらった。

「市民の感覚が入ると、私たち行政の職員に比べると自由な発想があり、デザインや言葉がやさしく、わかりやすいですね」（現・里親事業推進係長）

※資料 福岡5 こども総合相談センターの「里親さん募集」のパンフレット（三つ折り）

※資料 福岡6 こども総合相談センターの「里親さん募集 Q&A」のチラシ

■市営地下鉄の駅に電照広告板を設置

「子どもの村福岡」の尽力で、地下鉄の駅構内にある電照広告板を借りることができた。このスペースに「子どもの村福岡」と里親募集を合わせてデザインした。

数カ所の駅に飾られた広告は、＜「新しい絆」を子どもたちが待ってる 福岡市で里親さん募集！＞との呼びかけと、可愛いデザインで人目を引き、評判になった。



▲地下鉄駅ホームの壁に設置された電照広告板

■「市政だより」などによる広報啓発

「ふくおか市政だより」において、「里親制度をご存じですか？」というタイトルで特集記事を掲載した。また、市政放送番組「つぼらボ」で里親制度を放送し、制度の説明と共に、実際に里親をしている人の声を紹介した。

11 感動でつながっていく仕組みづくり

■市民フォーラムの講師の決め方

フォーラム「新しい絆」は毎年2回実施している。講師は、実行委員会である「ファミリーシップふくおか」で決めている。フォーラムの内容は、①基調講演 ②社会的養護を必要とする子どもたちの現状 ③里親さんや元里子さんが語る体験談（生き生きと実例を語っていただく）。

※資料 福岡7 ファミリーシップふくおかフォーラム「新しい絆」 各回の内容と講師一覧

■感動の共有が市民の心を動かした

司会は、「ファミリーシップふくおか」のメンバーが交替で担当している。ときには、フォーラムの中でやさしい音楽を流したり（5～10分程度）、絵本『ふたりのおかあさんからあなたへのおくりもの』（発行・家庭養護促進協会大阪事務所）を朗読したり、一緒に歌をうたうこともある。こうした試みはアンケートでも好評である。行政からの報告は、よくある「制度の説明」ではなく、福岡市の児童虐待と社会的養護の現状を伝えている。

「私たちの願いは、社会的養護を必要とする子どもたちを家庭環境で育てていくこと。その願いを実現させていくには、そこに向けて市民の心が動くようにしなければなりません。そのために、フォーラムの中で感動をどうつくり出すかが大事なことでした」

（「子どもNPOセンター福岡」代表 大谷順子さん）

フォーラムは一見、同じことを繰り返しているように見えるかもしれないが、毎回、参加者の4割は新しい人が参加している（6割がリピーター）。

感動の共有が成功の秘訣

■市民が参加しやすい工夫＝託児の充実

子育て世代や里親さんも参加しやすいように、必ず託児を設ける。預かる子どもの人数は30～40名と多くなるので、小学生未満と小学生以上が分かれて活動するように、スタッフ体制をとっている。また、里親会の定例会や里親サロンでも、子どものためのワークショップやプログラムを行っている（絵本作り、音を楽しもう、松ぼっくりツリー作り、バルーンアート、1日プレイパーク、ハーモニカ演奏など）。福岡で活動している芸術家やアート系グループ、外遊びのプレイワーカーなど、いろいろな団体をコーディネートして充実した内容を工夫している。

子どもが参加したいイベントには、大人も付いてくる。

※資料 福岡8 子どもプログラムのチラシ

■こまめに案内＝リピーターをつくる

一度でもフォーラムに来てくれた人には、封書で案内を送る。そのとき、いろいろなチラシや市民フォーラムのお知らせも同封する。市外や県外から来てくれた人にも案内を送る。遠方に住んでいても、里親サロンやミニ講座に参加したい人はいる。

12 里親だけでなく協力者も募集

■フォーラムなどで「協力者アンケート」を配布

里親関係のフォーラムや出前講座などに参加した人にはアンケートの記入をお願いしているが、何らかの形で、里親家庭や地域への活動などに協力していただける方には「協力者アンケート」に記入してもらう。フォーラムでの託児ボランティアも、「協力者アンケート」に「協力できる」と記入してくれた人をお願いしている。

※資料 福岡9 「新しい絆フォーラム」などで配布するアンケート用紙

■里親家庭の協力者（ボランティア）を募る

里親家庭のためのボランティアは無償。

ボランティアの集め方は、フォーラム後のアンケートによる。具体的には、アンケートにボランティアの申し込み欄をつけておき、その欄にその人可以できることを記入してもらう。それを「子どもNPOセンター福岡」の事務局が整理し、登録しておく。

ボランティア希望者には、里親家庭から要望があったときに連絡をする。ボランティアと里親家庭のマッチングは、「子どもNPOセンター福岡」が行う。

児童相談所の里親対応専門員から「このようなボランティアが欲しい」という連絡があったら、それを提供できる複数のボランティア希望者に電話をし、できたら面接をして選ぶ。選んだら、里親対応専門員に連絡し、一緒に里親家庭を訪問する。

■里親家庭で暮らす子どもへの支援メニュー

- ①遊び相手、相談相手……子どもの外出に付き合ったり、里親に言いにくいことなどの相談。
- ②学習指導＝家庭教師……時間をかけて、ゆっくりと教えてくださる方をお願いする。

■地域での活動を支援

- ①PR・広報活動
- ②里親講座などの企画

■その他

託児ボランティア……里親の会合や研修の際、里親が子連れでも気軽に参加できるように託児を引き受ける。

⇒協力者になることで、市民意識が醸成される。

⇒里親制度に理解のある市民は、里親に子どもが委託された後、地域の良き理解者となる。「〇〇家の応援団をつくろう！」

身近な地域レベルでの子育て支援が広がっていく。

13 メディアとの協働

■市民フォーラムがメディアに取り上げられる

年に2回の市民フォーラム（シリーズタイトル「新しい絆」）と、地域の公民館で里親が体験談を語る出前講座には多様な市民が集まる。

地元のメディア（マスコミ）は市民フォーラムを積極的に取り上げ、里親家庭を取材した。地元の西日本新聞が社会的養護に関連した記事を連載したこともあった。その結果、里親制度や社会的養護への関心が少しずつ市民の間に広がっていった。

※資料 福岡 10 市民フォーラムを紹介する西日本新聞の記事

■メディアを味方につける

NPO法人の方針は、新聞をはじめとするメディアを協働のパートナーとして、ともに子どもたちの支援者になっていくこと。

子どものことを、丁寧に考える市民の輪をつくっていく。

■メディアとの協働で、児童相談所と市民の関係が変わる

こども総合相談センター（児童相談所）は、以前はメディアに対して苦手意識があったが、友好的な関係に変わった。

こども総合相談センターは、新聞社・テレビ局・ラジオ局などから、取材のために「里親さんを紹介してください」という要望があったら、応える。

西日本新聞に、児童相談所の密着記事が載ったことで、市民の児童相談所への理解が深まった。

⇒市民と児童相談所の関係が変わり、互いを「活用する」意識ではなく、パートナーシップが築かれていく。

メディアはパートナー

■メディアに取り上げられると、問い合わせが増える

新聞・ラジオ・テレビなどで取り上げられるにつれ、電話での「里親になりたいのですが……」という問い合わせが、こども総合相談センターや「子どもNPOセンター福岡」に来る。そういう人には、里親ミニ講座や里親サロンを紹介している。

【注】里親サロンについては、『15 市民が参加する出前講座と里親サロン』（27～28 ページ）を参照。

■他県からの視察が多い

平成23年度にあった他県の行政の視察は12ヵ所だった。視察の目的としては、行政とNPO法人との協働に関心が高い。

14 現在の里親委託推進事業

■平成 20 年度から、新たなステージへ

平成 17～19 年度において展開された「市民参加型里親普及事業」は、3 年間のモデル事業だったため、平成 20 年 3 月に終了した。

平成 20 年 4 月からは、「里親養育支援共働事業」として新たな事業が始まっている。この事業は福岡市の重点事業として位置づけられている。

「里親養育支援共働事業」の目的は、NPO 団体などの地域浸透力を活かし、里親制度の普及啓発を推進することにより、里親の開拓及び委託児童数の増加、里親家庭への支援をはかることである。

■里親養育支援共働事業の内容

平成 20 年度からの「里親養育支援共働事業」において、「子ども NPO センター福岡」が行っている事業は 2 種類である。

① 里親制度普及促進事業(広報啓発活動など)

市民フォーラム「新しい絆」(年 2 回)、施設見学会、出前講座の開催

② 里親委託推進事業・支援等事業

・市民フォーラムや出前講座などへの参加者を中心に「協力アンケート」への記入を募り、里親と子どもへの支援が可能な人材を発掘。協力ボランティアとして登録し、必要な里親家庭へ派遣している。

⇒里親と子どもの支援体制づくり

・里親サロン、里親ミニ講座の開催

里親や里親を希望する人が集い、定期的な交流を行う。相互の情報交換や里親の養育技術向上などを図る。

・里親委託等推進委員会の開催

実施回数は年 3 回。社会的養護の現状及び里親委託などの現状や取り組みについて報告し、市の取り組みについて、情報の共有を図る。

【注】里親委託等推進委員会について、詳しくは 16 ページを参照。

15 市民が参加する出前講座と里親サロン

■福岡市が行っている出前講座

福岡市では、市民とともにまちづくりを進めるための取り組みとして、市の職員が地域に出向いて、市の取り組みや暮らしに役立つ情報などを説明する「出前講座」を行っている。平成 24 年度は 190 の講座を取りそろえた。

市内に在住、勤務、または在学するおおむね 10 人以上で構成されたグループで、用意されたテーマから受けたい講座を選び、担当課に申し込む。

費用は無料だが、会場は申し込むグループで用意する。開催は福岡市内に限る。講師料、交通費など、講座にかかる費用は無料（会場経費が必要な場合は、申込団体の負担になる）。

■出前講座＜「里親」のことを知ってください！＞

○市の講座

里親に関する講座＜「里親」のことを知ってください！＞は、こども未来局の出前講座の一つ。内容は「里親制度の概要／里親になるためには／福岡市の取り組み」。担当は、こども総合相談センターのこども支援課である。

出前講座を申し込みたい人は、出前講座のパンフレットの中にある申込書に記入して、こども支援課に F A X するか、電子メールで申し込む。

出前講座のホームページの URL <http://www.city.fukuoka.lg.jp/demae/>

○NPOの講座

一方、行政の出前講座とは別に、「子ども NPO センター福岡」でも「出前講座致します！！」のチラシを作成し、さまざまな機会に配布している。また、ホームページにも出前講座案内の掲載をして、独自に申し込みを受け付けている。

なお、こども支援課と子ども NPO センター福岡は、それぞれにどのような申し込みが来たかを情報交換している。基本的には申し込みを受け付けたところが行くが、どちらが行くか、一緒に行った方が良いかなど、相談して対応することもある。理由は、講座を聞く相手によって聞きたい内容が異なるためで、民生委員には行政が話し、学生や企業相手なら NPO 法人が話すことが多い。申し込みは年に 10 件弱。

※資料 福岡 11-1 「出前講座致します！！」のチラシ（NPO 法人）

※資料 福岡 11-2 出前講座申込書（福岡市）

■里親サロンの工夫 ―「オープン」と「クローズド」

サロンには「オープン」と「クローズド」の 2 種類がある。開催時間は 2 時間程度。参加者には、サロンでの内容についてはプライバシーに配慮するように注意を喚起している。

開催回数は、合わせて年に 10 回程度、土曜日か日曜日に開催している。

A 「オープン」は、制度と里親に関心のある人が対象で、基礎研修を兼ねている。サロンでは

養育についての話し合いを通して、里親として養育をしている人と里親希望者との交流がはかられている。サロン開催日の午前中は、里親希望者を対象とした講座も開催して、登録につなげるようにしている。

B 「クローズド」は、里親登録者のみが対象（未委託の人も含む）。全員が発言できるように、8人前後に分かれてグループで話し合う。

ファシリテーター（進行役）は6人で、「子どもNPOセンター福岡」の宮本さん、こども総合相談センターの里親対応専門員や里親担当者が担っている。

サロンでは、グループのメンバーが固定しないように、グループの分け方に配慮している。登録種別（特別養子縁組の里親、養育里親、現在市内8カ所にいるファミリーホーム事業者）、委託している子どもの年齢によるものなど。同じ立場だと、話題が共通しているので、話が盛り上がる。また、話し合うテーマを決めることもある。サロンでの様子が気になった里親さんに対しては、その後の支援につなげる。

子どもを委託している里親世帯で、サロンに参加しているのは半分弱。1度でも参加した人を入れると、委託里親の半数が参加したことがある。新規登録の際には、里親サロンに参加することが基礎研修の一環になっている。

■市民参加でもたらされた変化

里親サロンは、平成20年度から実施している。行政としては「NPO法人の職員で、一市民でもある宮本さんがファシリテーター（進行役）として参加することで、サロンが活性化されている」と感じている。

「里親サロンは『里親同士で何でも話せる場』という意味があるのですが、そのサロンにNPO法人の職員が参加することで、オープンな形で開催することができています。それによって、“里親制度は市民が参加するもの”という意識が広まっていきました。最初から市民参加を想定していたわけではありませんが、結果として、そういう方向性になりました」

（こども相談総合センター長 藤林武史さん）

「里親制度は市民が参加するもの」という意識が広まる。

※資料 福岡12 「平成24年度 里親サロンのお知らせ」のチラシ

※資料 福岡13 「里親についての講座のお知らせ」のチラシ

16 データで見る里親と委託児童の増加

平成 17 年～19 年度にかけて行われた「市民参加型里親普及事業」、そして、平成 20 年度からの「里親養育支援共働事業」によって、登録里親数も委託児童数も大幅に伸びている。

その成果を数字で見てみよう。

■登録里親と委託児童の数の年度別推移

① 登録里親数等

区分	里 親（世帯）				委託児童（人）		
	新規 登録数	登録 削除数	年度末 登録数	年度末 委託数	新規 委託数	委託 解除数	年度末 委託数
平成 16 年度	3	3	43	20	8	5	27
平成 17 年度	13	5	51	30	18	4	41
平成 18 年度	15	2	64	37	24	12	53
平成 19 年度	17	5	76	39	26	14	65
平成 20 年度	6	5	77	40	19	9	75
平成 21 年度	14	18	73	40	27	17	85
平成 22 年度	16	4	85	51	39	19	105
平成 23 年度	13	0	98	55	42	32	115

【注】福岡市の登録里親に委託されている管外児（県からの委託）は含まない。管外里親に福岡市が委託している児童を含む。養育里親からファミリーホームへの措置変更は新規委託数、委託解除人数に含まない。

	登録里親数（世帯）							委託里親数（世帯）						
	養育	専門	短期	縁組	親族	F H	計	養育	専門	短期	縁組	親族	F H	計
H16	36	2(2)	6		1		43	19	0	0		1		20
H17	46	3(3)	4		1		51	28	0	1		1		30
H18	58	4(4)	4		2		64	35	0	0		2		37
H19	70	5(5)	3		3		76	36	0	0		3		39
H20	70	6(6)	4		3		77	37	0	1(1)		3		40
H21	63	7(7)		6	4	2(2)	73	33	2(1)		0	4	2	40
H22	69	11(11)		12(3)	7	5(5)	85	38	1		0	7	5	51
H23	79	14(14)		16(4)	7	8(8)	98	35	1		4	7	8	55

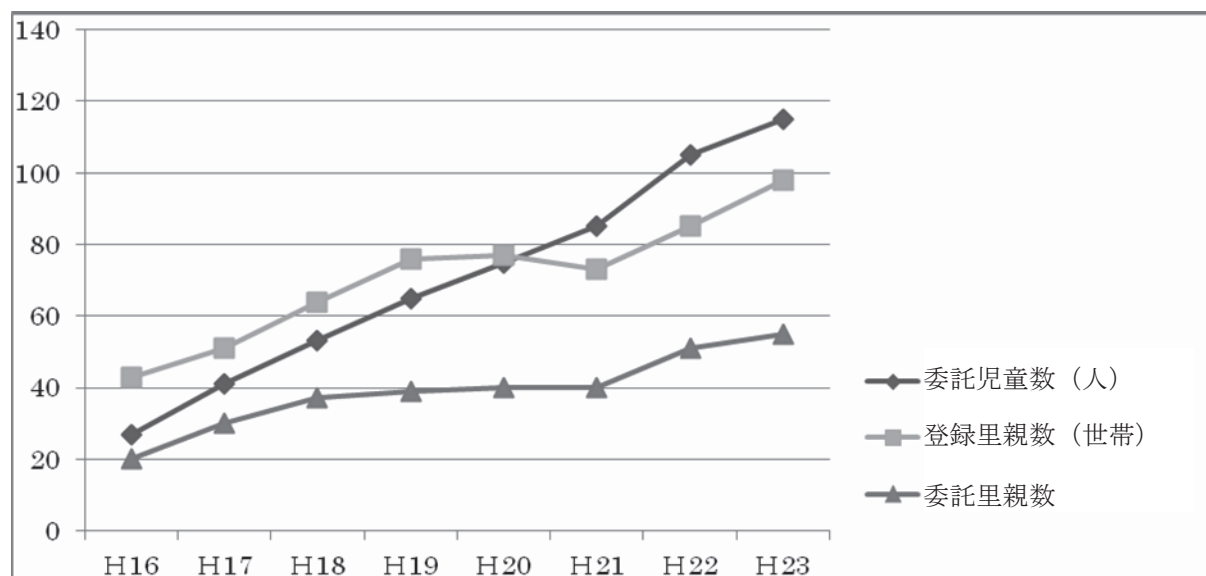
【注】（ ）内の数は養育里親にも計上されている数で、内数。

平成 21 年度の法改正により、短期里親が廃止され、養子縁組を前提とした里親（養子縁組里親）が追加された。また、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム＝F H）が新たに設置された。

② 里親への委託児童数

	委託児童数（人）						計
	養育	専門	短期	縁組	親族	F H	
H16	26	0	0		1		27
H17	39	0	1		1		41
H18	51	0	0		2		53
H19	60	0	0		5		65
H20	69	0	1		5		75
H21	65	2		0	8	10	85
H22	65	1		1	11	27	105
H23	57	1		3	9	45	115

■登録里親数、委託里親数、委託児童数の推移



【注】平成 21 年度に「登録里親数（世帯）」が減った理由

平成 21 年度から、すべての養育里親に研修が義務づけられた。認定研修を終了した者は、都道府県・政令指定都市・児童相談所設置市の長が作成する「養育里親登録簿」に登録される。登録は 5 年間有効で、再登録には更新研修を受けなければならない。新しい規定が実施されたことによって、登録を辞退する里親世帯や実質稼働していない里親世帯が整理されたことが減った理由と考えられる。この傾向は全国のデータでも見られる。

17 児相職員の意識が変化⇒「まず、里親を探そう」

里親委託児童数と里親等委託率が飛躍的に伸びたことで、児童相談所の職員たちの姿勢に変化が生じた。当初は、施設の満床問題の解決策としての里親委託だったが、要保護児童の委託先として、里親優先の意識が出てきた。

子どもの委託先を探すとき、「まず、里親を探そう！」

■子どもの居場所をつくるのが最優先

「保護された子どもたちを見ていると、集団養育ではうまくいかない子ども、家庭での養育が必要な子どもが多いことに改めて気付かされます。そして、行く場所のない子どもは非常に多いです。一時保護所にずっと置くより、里親養育の経験のない登録間もない方であっても、子どもを委託して、支援をしていく方針です。そのためには、里親に無理をさせないことが重要で、細心のマッチングを図っています」（前・里親事業推進係長）

■子どもの表情が明るくおだやかに

職員が里親家庭を訪問したとき、委託した子どもが、一時保護所にいたときとはまるで変わって、明るくおだやかな表情になっていた。

⇒「里親に委託して良かった！」という成功体験は、次の里親委託への大きな意欲につながる。

施設の満床問題の解決策としての里親委託ではなく、子どもの委託先を考えるときは、「必要な子どもには里親家庭を」と、子どもの利益を中心に置いた発想に変化していった。

子どもの援助方針会議では、地区担当児童福祉司や児童心理司から里親委託を提案するようになってきた。

⇒職員の意識が里親優先になった！

「児童相談所職員にとって、里親委託は手間がかかります。施設には心理士などの専門職がいますが、里親家庭の場合はすべて児童相談所の職員が行うことになります。

正直、地区担当の児童福祉司や児童心理司、里親対応専門員など、担当職員にとって『里親委託は大変かな』と思うときもありますが、『里親に委託した子どもたちの子どもらしい表情や笑顔を見ると、うれしいよ』と言ってくれるのを聞くと、私もうれしくなります」

（現・里親事業推進係長）

職員の成功体験によって、里親委託優先の意識が高まる。

18 里親が増えたことで何が変わったか

■児童福祉審議会は年 10 回開催

福岡市が求める里親像は、国の示す里親の要件に合った人。

児童福祉審議会は、8 月と 12 月以外は開催している（年 10 回）。

新規登録者は、年間 10 組以上いる。

■里親が増えたことで……

○大勢の子どもが里親家庭に行くことができた。 ⇒子どもの新しい受け皿が増えた。

○地区担当児童福祉司は、子どもの保護者に「里親委託」という選択肢の説明を丁寧にして、理解を得る努力をしている。

○地区担当児童福祉司も、子どもの保護者も、そして子ども自身も、「里親がいる」という発想を持つようになってきた。

○里親家庭、ファミリーホームにはそれぞれ個性（家風、家庭の文化）がある。

⇒子どものニーズ（必要）に応じた、多様な選択肢が増えた。

○里親家庭で不調になった子どもは、施設に入所させるのではなく、できるだけ次の里親を見つけて里親委託する。

■子どもに合った里親を見つける

さまざまな特徴を持った子どもたちが続々と保護されてくる。愛着障害、発達障害、対人緊張、不登校、高校生、無職少年など。

これらの多様な子どもたちのニーズに応えるためには、短期、長期、乳幼児、思春期、障害児、校区里親など、里親の活動も多様になる必要がある。

家庭を必要とする子どもたちのニーズに合った、多様な里親が必要

■「校区里親」とは？

「校区」は児童・生徒の通学地域のこと。主に西日本で使われる言葉で、東日本では「学区」という。

これまで、子どもたちは親と暮らせなくなると、それが短い期間であっても、児童相談所の一時保護所に保護されることが多かった。一時保護所に入所すると、学校には通えず、友だちに会うこともできない。

校区里親の発想は、「保護が必要な期間が 2～3 週間なら、学校を休ませたくない、変えさせたくない」という関係者の願いから生まれた。

現在は、一時保護に限らず、子どもたちができるだけ住み慣れた地域で暮らし続けることを保障するために、少なくとも、一小学校区内に一里親家庭の確保を目指す動きになっている。

また、「子ども NPO センター福岡」では、里親に登録している世帯を入れた地図を作成し、

どこに里親がいるかを可視化できるようにしている。

■プロ意識を持った里親がいてもいい

仕事で保育や教育をしてきた、保育士や教員が里親やファミリーホームになるケースも出てきている。

たとえば、児童養護施設では24時間体制の交代制勤務なので、自身の子育てと仕事との両立がなかなかできない。施設の職員が里親になることで、子育てと委託児童の養育を両立できる。つまり、生活の中でこれまで培ってきた専門性を活かすことができる。

⇒里親は職業ではないが、プロ意識のある人たちが里親になってもいい。

■高まる里親家庭支援の重要性

里親等委託率が上がる＝里親への委託児童数が増える。

里親家庭内において、子どもや里親のさまざまな問題や課題が頻回に発生する。毎日、毎週が里親や子どものニーズに沿った相談支援の連続になる。

児童相談所と里親との信頼関係の確立と、里親家庭への支援体制が欠かせない！

増加する里親と子どものニーズに応える＝支援体制の充実

19 里親家庭支援は最重要課題

■前提として——良いマッチングは重要な里親支援

マッチングとは、子どもに合った里親家庭を選ぶことである。子どもの年齢、性格、背景などに適した里親家庭を選ぶことで、子どもを委託した後に生じる不適応行動や、里親と子ども間の摩擦を減らすことが期待される。

マッチング協議は所長以下、関係者で行う。里親事業推進係長は各里親の現状を把握しておき、マッチング協議のときに里親の状況に関する意見を述べる。

里親委託の子どもたちの7～8割は、被虐待経験者。年齢的にはまんべんなくいるため、里親家庭に委託するときは、他の委託児童や実子と同学年にならないように配慮する。

発達障害や思春期の子どもの養育は実親でも大変なので、実子を育てた経験のある里親でも、最初からむずかしい子どもを委託するのは避ける。情緒障害児短期治療施設などでしっかりとケアを受けてからの里親委託もある。

委託してみて、初めて気がつくことも多い。

良い里親委託をしていくには、委託をした後のフォローや対応が大事である。それらを通して、児童相談所が経験知を蓄積していくことができる。

■里親への相談支援メニュー

- ・必要に応じて、または緊急時の電話相談と家庭訪問
- ・里親のレスパイト（休息）
- ・子どものケア（具体的には、定期的に里親と一緒に児童相談所に通い、児童心理司が心理的ケアを行う）
- ・児童精神科医の診療
- ・保育所や学校との連絡調整など

■里親と子どもの関係が悪化したら——予防と対処

里親と子どもとの関係が悪化したときは、粘り強く関係改善を試みるが、そうならないように、最初に委託をするときに子どもの特性を話しておく。

里親に子どもの情報を隠すようなことはしない。

子どもを委託するときは、「何かあったら、いつでも児童相談所にご連絡ください」と伝えておく。

■相談しやすい児童相談所になる

里親からさまざまな相談が寄せられることは、信頼関係ができている証拠である。

福岡市では、非常勤の里親対応専門員を2名置き（24年度はさらに1名増員した）、担当する里親家庭を分担している。

里親委託をしたときは、区役所の各種届出に里親対応専門員が同行し、その後もこまめな電話や訪問など、日常的なコミュニケーションをとっている。状況を把握していると、どのような支

援が必要かの予測が付きやすい。また、里親のほうも状況を一から説明しなくて済むので、相談の電話をかけやすい。

【注】詳しくは、『21 里親と子どもへの支援内容』（38～39 ページ）を参照。

里親普及と里親支援は、車の両輪

■完璧な里親はいない

所長の藤林さんは、これまで 200 名以上の里親希望者に面接しているが、「最初から完璧な里親はいません」と話す。

「面接のときに伺うのは、子どもが委託されて何かあったときに、助けてくれる人が周囲にいますか？ ということです。周囲の人のサポートを受け入れるオープンさや柔軟性があれば、何とかやって行けるのではないのでしょうか」（こども総合相談センター長 藤林武史さん）

完璧な里親はいない。里親に必要なのは、何かあったときに助けてくれる人

20 里親支援の専従班をつくる

福岡市では、こども総合相談センター（児童相談所）に里親担当職員を複数配置し、里親支援の専従班をつくっている。

■児童相談所の体制強化＝里親担当職員の配置

年度	児童相談所の体制								里親制度従事者の合計数(人)	里親委託児童数 (その年度の里子の実数／人)
	児相数	児童福祉司数(人)				(里親対応専門員／人)				
		うち里親担当職員(人)								
		うち専任	うち他業兼務	常勤	非常勤					
H16	1	—	1	1	0	—	—	—	1	32
H17	1	—	1	1	0	1	0	1	1.7	45
H18	1	19	2	1	1	1	0	1	2.2	65
H19	1	21	2	1	1	1	0	1	2.2	79
H20	1	22	2	1	1	1	0	1	2.2	84
H21	1	24	2	2	0	1	0	1	2.7	102
H22	1	25	2	2	0	2	0	2	3.4	124
H23	1	28	2	2	0	2	0	2	3.4	147

【注1】非常勤（嘱託）は0.7人扱い。

【注2】平成17年に改正された児童福祉法施行令第2条には「児童福祉司の配置は、人口5万から8万につき1人」となっている。福岡市の人口は147万人であるので、配置基準は「18～29人」となる。

【注3】「里親対応専門員」とは、国で定める里親委託等推進員のこと。

■里親支援班のスタッフ配置

平成15年度に里親担当主査を1名配置、平成17年度には、里親の養育技術の向上と精神的負担の軽減を図る目的から里親対応専門員（嘱託）を1名配置し、さらに平成18年度には、係員1名が配置された。

また、里親と里親家庭への委託児童数の増加に伴って、平成22年度に里親対応専門員が1名増員され、係長1名、係員1名、里親対応専門員（嘱託）2名の4人体制となっている。

平成24年度はさらに、里親対応専門員（嘱託）が1名増えた。公務員に異動はつきものだが、里親事業推進係長は平成17年度から22年度まで同じ人が務めていた。

■里親対応専門員

現在2名いる里親対応専門員は、里親を直接支援する立場の非常勤職員（週に27.5時間勤務）で、担当制になっている。非常勤（嘱託）は準公務員扱いで、年間雇用。

【注】里親対応専門員の担当制については、『21 里親と子どもへの支援内容』（38～39ページ）で詳しく

説明している。

■児童福祉司と里親担当職員の協働

委託後は、委託した子どもの状況に応じて、里親対応専門員、地区担当児童福祉司、児童心理司の3人1組で、里親家庭や学校などへの訪問を実施し、また、こども総合相談センターに通所してもらって、子どもへの心理ケアと里親への養育支援により、里親と子どもの新たな絆を深める支援を実施している。

また、里親家庭で起こる悩みは、同じ立場の里親同士のほうが理解しやすく、共有されやすい面もあるので、里親会や里親サロンへの参加を促し、孤立しないように配慮している。

里親行事での託児や里親会のキャンプなどで、子ども同士が顔なじみになり、里親同士の関係が強くなると、レスパイト・ケアの際も子どもの預け先として顔なじみの里親家庭が可能となる。

里親サロンの運営や託児においても、「子どもNPOセンター福岡」の協力を得て、里親と子どものつながりを深める取り組みを行っている。

■里親制度だけに専念できる職員の配置の必要性

平成18年度より里親担当の児童福祉司を配置し、係長と計2人となった。地区担当を兼任していると、どんどんケースが上がってくるので、専任にした。

専任にしたのは、「里親制度だけに専念できる組織及びケース数に応じた相談支援職員の配置は必須である」という考えに基づいている。

こども総合相談センター所長 藤林武史さんは、次のように語っている。

「里親支援は特別なソーシャルワークです。地区担当のケースワーカー（児童福祉司）の通常の仕事内容とは異なりますし、施設入所の子どもたちのためのソーシャルワークとも違います。里親制度における支援において、実親・里親・子どもの関係調整は独特なものがありますので、地区担当のケースワーカーが一人で行うのはむずかしいのです。

また、児童相談所という組織としても、里親支援ソーシャルワークの経験やノウハウを蓄積し、組織の中に根づかせていかなければなりません。

そのためにも、里親制度に専従するスタッフを複数置く必要があります。年々増加していく里親と委託児童を支えるには、里親支援の専従班が絶対に必要です」

児童相談所に里親制度の専従組織があったほうが支援しやすい。

21 里親と子どもへの支援内容

■里親ごとに担当者（里親対応専門員）をつける

実親対応をしている地区担当児童福祉司、児童心理司、里親対応専門員の3人がチームを組んで、里親委託中の各種対応にあたる。

里親対応専門員（非常勤・週4日勤務）は、その里親家庭の担当者になる。

里親担当者の決定は、里親の年齢、子育て経験を勘案して、里親事業推進係長が行う。里親担当者は、里親と子どもが交流しているときから担当する。

里親担当職員は、一貫した関わりが大事

家庭訪問は里親担当者（里親対応専門員）が行うが、里親に不安や心配がある場合は、里親事業推進係長も同行する。里親からの連絡は、基本的に担当者が受ける。ただし、担当者が不在の場合は、係長が受ける。

■日常的なコミュニケーションの重要性

- ① 里親担当者は、できるだけ頻繁に里親に電話をする。雑談の中から、子どもや家庭の様子がわかる。
- ② 日常生活ではさまざまな雑事が起こる。子どもが来たときの住民票の届出、予防接種の際に必要な母子健康手帳、子どもの通帳作成など。里親から問い合わせが来る前に、その里親家庭にいま何が必要なのかを判断し、**先回りをして情報提供をする**。
- ③ 住民票の届出、児童手当の申請などに、担当者が同行することもある。

■子どもへの支援

- ① 児童相談所への通所によるケアやカウンセリング。必要に応じ、児童心理司による定期的なカウンセリングを受けている。

なお、福岡市は人口に比して、それほど面積が広くなく、公共交通の便もいいので、片道1時間あれば、市内のどこからでも通所できる。

- ② 子どもは児童心理司がプレイセラピーやカウンセリングを行い、その間、里親は里親対応専門員や地区担当児童福祉司と面談する。通所の回数は月1回が多いが、ときには2～3週に1回の場合もある。通所のメリットとして、「えがお館」（児童相談所が入っているこども総合相談センターの愛称）の近くにヤフードームがあり、親子でゆっくり過ごすことができる。

【注】ヤフードーム（福岡 Yahoo! JAPAN ドーム）

福岡ソフトバンクホークスの専用球場（本拠地）で、球場内にはハンバーガーショップをはじめ、さまざまな飲食店、ソフトバンクホークスのグッズを売るショップがある。ドーム周辺にも「暖手の広場」や鷹観世音大菩薩など、親子が楽しみながら散策できるようになっている。

- ③ 必要に応じて、児童精神科医の診察を受けてもらう。

- ④ 学齢児を委託している場合は、学校の先生にも会いに行く。里親家庭で暮らす子どもを担当した経験のない教師は多く、子どもの行動に対して、どのように対処していいのかわからないことが少なくない。そのため、学校と児童相談所の連携が大事になる。

⇒保育園や学校との連絡調整

- ⑤ 子どもの意見を聞く。子どもが困らないように、子どもの意見を聞きながら対応する。

■子どもと実親との交流

養子縁組が主流であった時代から、養育里親が多くなってきている現在、実親との家族再統合の数も増えてきている。里親家庭における実親との交流や、家族再統合のためのプログラムは重要な課題となっている。

福岡市では、児童福祉法 28 条ケースで強制的に保護した子ども以外は、実親と交流させたほうが良いと考えている。

子どもにとって祖父母にあたる年代の里親なら、実親のサポートができる。面会は、基本的には児童相談所で行うが、里親宅で会う場合もある。

実親との面会交流の際、より専門的なサポートを必要とする子どもは「子どもの村福岡」の育親(里親)に預けることもある。「子どもの村」には事務局が入ったセンターハウスがあり、育親だけでなくスタッフも常にいるため、個人宅より面会を行いやすい。

■情報共有の迅速性

児童相談所は、こども総合相談センター内のワンフロアにある。

地区担当児童福祉司と里親担当職員が近くに座っているので、問題の共有や対応を迅速に行うことができる。

里親側の担当者と子ども側の担当者の意見が異なる場合は、里親推進事業係長が調整する。そういった調整がすぐにできるのも、児童相談所が1カ所の強みといえる。

22 里親研修

■登録研修

里親希望者への研修内容は、基礎研修（ミニ講座、里親サロン、施設見学）、認定前研修（丸2日）、施設実習。

平成22年度までは、希望者がある程度集まってから研修を実施していた（年2～3回）。しかし、人数が集まってから研修の予定を立てる方式だと、受講者や担当者の予定が立ちにくい。そのため、平成23年度からは年間の予定を組んで、年に4回実施している。

■ステップアップ研修

里親登録者の養育技術の向上を図ることを目的に、年2～3回のステップアップ研修を実施している。

平成23年度・24年度の内容は、「躰と体罰」「ライフストーリーワーク」「真実告知」「子どもの権利擁護」などだった。ステップアップ研修は、養子縁組が成立した人にも案内を送っている。

■専門里親継続研修

平成24年度から、専門里親の継続研修を実施している。2日間のうちの検討会以外の講義は、専門里親ではない里親も受講が可能である。

検討会は、専門里親とファミリーホームのみを対象とし、「子どもの村福岡」が行っている「ケアスタディ」の発想を活かした内容にしている。ケアスタディは自分たちのケアに焦点を当てて学び合うもので、ファシリテーターは、こども支援課長で臨床心理士の瀬里徳子さん。

それぞれの養育体験を発表した後は、周りからサポーター的な意見が出た。専門里親の継続研修を受けるメンバーはお互いに顔なじみだが、発表し合うことで「こんなに深い養育体験を聴くのは初めて」という声が上がった。所長の藤林さんは「皆さん、よくやっけていらっしゃいますね」と感心していた。

【注】ケアスタディについては『24 「子どもの村福岡」の事業と活動』（43～44ページ）も参照。

■「子どもの村福岡」の研修会に参加

「子どもの村福岡」において開催されている研修会に、里親会のメンバーや児童相談所の職員も参加し、スキルアップに努めている。

23 「子どもの村福岡」の設立

■SOS子どもの村（SOSキンダーdorf）

第2次世界大戦後、ヨーロッパでは多くの戦争孤児が社会問題になった。

当時、若い医学生だったヘルマン・グマイナーは「子どもたちがそれぞれの家庭を持たない限り、問題の解決はない」と、1949年、オーストリアのインスブルグ郊外のイムスト村に最初の「子どもの村」を設立した。

「SOS子どもの村」のスローガンは、「すべての子どもに愛ある家庭を」。「すべての子どもは、家庭で育ち、愛され、尊敬され、守られる」というのが理念である。

現在、「SOS子どもの村」は133カ国に広がる国際NGOとして、教育・医療・地域支援など、さまざまなプログラムを展開している。「子どもの村」の数は2010年の統計で518カ所。

【注】NGOとは？

Non-Governmental Organization の略。開発、人権、環境、平和など、地球規模の問題に国境を越えて取り組んでいる非営利の民間組織を「NGO」と呼ぶ。

■愛着の絆・永続的な支え・子どもの権利を守るために～「SOS子どもの村」の4原則

- ・マザー：実親に代わって、子どもたちを育む親。
- ・兄弟姉妹：複数のきょうだいの絆の中で育つ。
- ・家：どの家族も「独自の家」を持つ。いつでも帰ることができ、常に安心して過ごせる家。
- ・村：「村」は社会につながるドア。マザーと子どもたちは地域の一部として生活する。地域において、人々と出会い、未来を築く機会を得る。

■「子どもの村福岡」

「NPO法人 子どもの村福岡（理事長・満留昭久さん）」は、「SOS子どもの村」の理念とプログラムを日本の家庭養護のモデルとして取り入れるべく、平成22(2010)年4月に開村した。

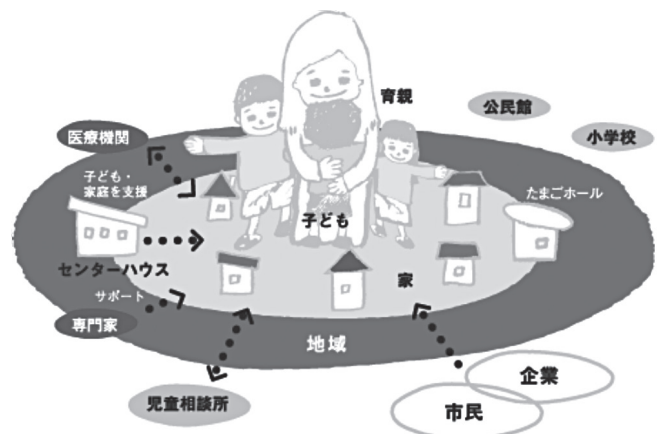
設立までに要した費用は、建設費として2億3500万円、設立準備に約6000万円。それらはすべて寄付でまかなった。開村後も、年間約7000万円の運営費が必要とされている。

「子どもの村」は福岡市西区今津の市有地にある。敷地内に「家族の家」5棟と事務局などが入ったセンターハウスが建てられている。

センターハウスには、村長、子ども家庭相談室長、センタースタッフがいる。このほか、子どもの村を支える専門家チームとして、音楽療法士、児童精神科医、心理臨床士、保健師、小児科医、ソーシャルワーカーが関わっている。

現在の村長は、えがお館名誉館長でもある坂本雅子さん。

「子どもの村福岡」では、「マザー」のことを「いくおや育親」と呼んでいる。現在4人いる育親（職



員)は全員、福岡市に里親登録をしており、福岡市里親会(つくしんぼ会)に入会している。そのほか、育親アシスタントが3人いる。

なお、「子どもの村福岡」は平成21年6月、国税庁長官より「認定NPO法人」として認定された。

※資料 福岡14 NPO法人「子どもの村福岡」の組織図

■開村から2年間の子どもの委託状況

開村にあたっては、地域と覚書を取り交わした。内容は、

- ① 思春期などの高齢児ではなく、低年齢の未就学児から育てる。
- ② 子どもの村の子どもたちが、1学年5人以上にならないようにする。

子どものマッチングや養育計画については、村長を窓口にして行うこととし、児童相談所と覚書を取り交わしている。

開村時には、1歳から6歳までの4人の子どもたちが3家庭に委託された。平成24年12月現在、14人の子どもたちが4家庭に委託されている。

12月に一家庭がファミリーホームとなったが、「子どもの村」としては、今後も一家庭ずつファミリーホームへ転換していくことと、児童家庭支援センターの設置を目指している。

■地域とともに育てる

SOS子どもの村のガイドラインでは、『地域の一部となる』ように示している。

「子どもの村」のある“今津の子”として、みんなに育ててもらうため、地域の行事には積極的に参加している(神社の春祭り、掃除、夏祭り、盆踊り、精霊流し、地域の運動会、公民館の子育て学習会など)。

地域が、傷ついた子どもたちをケアしてくれる

24 「子どもの村福岡」の事業と活動

■「子どもの村福岡」のセンターハウス事業

事務局が入っているセンターハウスでは、以下の事業を行っている。

① 子育て相談やプレイセラピー

カウンセリングルームやプレイルームで、毎週土曜日（10～16 時）、臨床心理士が相談を行う。

② 健康相談

たまごホール（多目的ホール）で月 1 回、土曜日（10～12 時）に小児科医や歯科医が健康診断や健康相談、発達相談を行う。地域の親子も利用できる。

③ 子育てミニ講座

「子どもの村福岡」の理事長（小児科医）が、地域の親子や「子どもの村」の育親向けに、子育てに関する講座を行う。

④ たまご広場

毎週火曜日、地域の親子を対象に子育てサロンを行う。離乳食教室や遊びのプログラムも行う。

⑤ ミニコンサートや読み聞かせ

さまざまなボランティアによって、地域との文化活動が行われている。

■「SOS子どもの村」のマザー研修を学んで行う「里親専門研修」

「SOS子どもの村」のマザー研修を学んで、子どもの村の育親（職員）、福岡市里親会、子ども総合相談センター（児童相談所）、地域小規模児童養護施設職員、乳児院などの職員が一緒に受けられる研修を行っている。この研修は、平成 21 年から独立行政法人福祉医療機構より「家庭的養護の人材育成プログラム開発」として助成金を受けている。

※資料 福岡 15 「里親専門研修」各回の内容（2010 年～2012 年度）

■ケアスタディの取り組み

講義とともに、「ケアスタディ」を行っている。

ケース検討会（ケース・カンファレンス）では、子どもの課題に焦点が当たりがちだが、「ケアスタディ」は、自分たちのケアに焦点を当てて学び合う方式の研修である。ケース検討ではなく、子どもへのより良いケアを考えることで、自分の養育に引き付けて考えることができる。

「ケアスタディ」を行う条件として、参加者は 30 名以下。毎回、テーマを決める（たとえば、「性的虐待を受けた子どもとその家族への支援」など）。

講義では、専門家や研究者に基本的な話をしてもらい、その後、里親が自分の養育の課題について提案し、グループで話し合う。司会は「子どもの村福岡」の専門家チームが分担する。参加者は「自分のうちではこのようにしている」と体験談や意見を発表し、みんなで体験を共有する。

なお、「ケアスタディ」の参加者には、守秘を意識づけるために「誓約書」を書いてもらう。

※資料 福岡 16 ケアスタディの参加者に記入してもらう誓約書（見本）

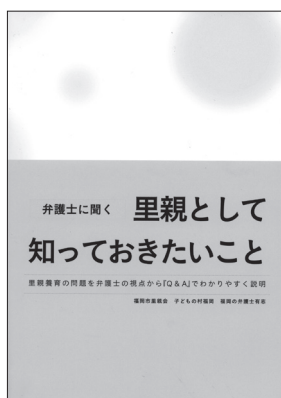
■社会的養護を支える多分野のネットワークづくり

小児科医会、精神科病院協会、弁護士会などと一緒に講演会や研究会などを共催し、ネットワークづくりを進めている。

■冊子「弁護士に聞く 里親として知っておきたいこと」の発行

「子どもの村福岡」は、福岡市里親会と市内の弁護士有志と協働で、里親が子育て中に感じる疑問や不安に対して、弁護士が法律的な立場から答えるQ&A方式の冊子を発行した（平成24年3月）。これは大変好評で、増刷が決定した（1冊500円）。今後は、社会的養護に関わる人たちの意見を取り入れ、さらに深めた実践編を発行する予定である。

『弁護士に聞く 里親として知っておきたいこと』



里親養育の問題を弁護士の支援から「Q&A」でわかりやすく説明している。

- ・平成24年3月発行
- ・48ページ
- ・1冊500円
- ・編集・発行 「弁護士に聞く里親として知っておきたいこと」製作実行委員会

■『国連子どもの代替養育に関するガイドライン SOS子どもの村と福岡の取り組み』の発行



上記の冊子の発行に先駆けて、『国連子どもの代替養育に関するガイドライン SOS子どもの村と福岡の取り組み』を出版した。

第1部は、2009（平成21）年11月20日に、国際連合が正式に採択した「子どもの代替養育に関するガイドライン」の翻訳。第2部は、「SOS子どもの村」の紹介と、日本初の「SOS子どもの村」となる「子どもの村福岡」が設立された経緯と福岡市における社会的養護の発展が記されている。

- ・平成23年11月発行
- ・254ページ
- ・1冊2100円（発行：福村出版）
- ・編集 「子どもの村福岡」

申し込みは2冊とも「子どもの村福岡」事務局へ 電話 092(737)8655

■「子どもの村東北」「日本SOS子どもの村」の活動

国際組織の一員として、「日本SOS子どもの村」を立ち上げた。また、宮城県で始まった「子どもの村東北」の設立を支援している。

25 参考 福岡市里親会の活動

■福岡市里親会（つくしんぼ会）の状況

- ・ 会員数（平成 23 年度末）：37 世帯
- ・ 里親会への加入率：37.8% （登録里親数 98 世帯のうち、加入里親数 37 世帯）
- ・ 会報：月 1 回、「つくしんぼだより」を会員に郵送、または電子メールに添付して送る。
- ・ 会報の内容：定例会で話し合った内容の周知、里親としての悩みや想いを文章にさせていただく「分かち合いコーナー」、行事での写真を掲載する「つくしんぼギャラリー」
- ・ 会費：全会員対象の基本会費月 500 円（年間 6000 円）＋委託児童一人当たり月 500 円（年間 6000 円）の運営協力金を 4 月・10 月の半期ごとに徴収する。

子どもの活動に関わる活動費の不足分は、行政からの補助金のほか『つくしんぼ基金』からの寄付金や会員負担金によって、まかなっている。

■里親会の事務局体制

- ・ 事務局の所在：こども総合相談センター「こども支援課」が窓口になっている。
平成 24 年 12 月より、同センターの図書室に文書整理棚を置くスペースを借用したことで、週 1 回の割合で定例の役員会が開催できるようになった。
- ・ 事務局員：なし。7 名の理事と三役による役割分担で集団事務局体制を機能させている。
- ・ こども支援課にお願いしている事務内容：文書管理と里親賠償責任保険の手続き、定例会・総会の準備補助。なお、里親会の事業計画や会計管理は里親自身が行っている。

■定例会の内容と平成 24 年度からの変化

定例会は月 1 回、第 2 土曜日の午前中（10 時～12 時）に開いているが、臨時の会合もある。会員が参加しやすいように、会議を開く際は必ず託児をもうけている。

平成 24 年度からは、会議を前半と後半に分けるようにした。

前半（1 時間弱）は各事業の経過報告、研修会やフォーラムについての話し合い、こども支援課からの連絡事項などを行う。後半（1 時間強）は、各部会や地域別の里親グループに分かれて、自由に話し合ってもらう。これらの工夫によって、従来の課題だった出席者の固定化現象から脱皮しつつあり、新しい会員や久しぶりに参加される方など、徐々に出席者が増えてきている。

【注】「部会」の説明は 48 ページを参照。

■会議中の託児

これまでも、人形劇・英会話教室・カラーセラピーなど楽しい催しをそのつど企画して、子どもたちには楽しんでもらってきた。

平成 24 年度からは、提携団体の「子ども NPO センター福岡」が「子どもプログラム」を提供してくれている。また、多くのボランティアが参加してくれるため、ワークショップなどの活動、絵画・工作・野外遊び、観劇や九州交響楽団によるアウトリーチ（出張）コンサートなど、多様な支援を受けている。

■つくしんぼ会の活動内容（平成 23 年度）

総会、内部研修会、合同研修（キャンプ・施設訪問）、他の里親会との交流会、定例会、物品販売、新年会は、里親会が独自に開催した。

なお、キャンプには、里親と子ども（委託児童）だけでなく、施設の子どもたちにも参加してもらっている。

※資料 福岡 17 福岡市里親会会則

※資料 福岡 18 本会（福岡市里親会）の経費（会計）について

※資料 福岡 19 平成 23 年度 つくしんぼ会（福岡市里親会）事業報告書

※資料 福岡 20 平成 24 年度 つくしんぼ会（福岡市里親会）事業計画書

福岡市里親会の変化と改革

福岡市里親会では、平成 23 年度末から自己変革とも言える機構改革を行っている。それに関して、平成 23 年度まで 2 年間、会長を務めた木村康三氏にご報告いただいた。

以下は、木村さんの文章である。

●ふたつのきっかけ

福岡市里親会（つくしんぼ会）が自己変革を迫られる大きなきっかけは、ふたつあった。一つは 3 年前、平成 22 年 4 月の「子どもの村福岡」（福岡市西区今津）の誕生と、その後に始まった研修・交流である。もう一つは、平成 23 年 12 月初旬に行われた札幌市里親会との交流である。

【注】この交流会は、札幌市里親会が全国里親会における里親会モデル事業の一つとして実施した。

●「子どもNPOセンター福岡」と「子どもの村福岡」

「子どもの村福岡」の設立への動きは、我々里親会（里親）に少なからぬインパクトを与えるものであった。それは、「子どもの村福岡」と協働関係を結び、歩んできた「子どもNPOセンター福岡」の存在のインパクトでもある。

「子どもNPOセンター福岡」は、「ファミリーシップふくおか」として主催する年 2 回の「新しい絆」フォーラムと、「子どもNPOセンター福岡」自身による「子どもにやさしいまちづくり」の実践及びそのフォーラムを開催していた。我々里親はそれぞれに参加していたが、里親会としての組織的な参加にはなっていなかった。

ことに、「子どもの村福岡」に対して、里親会はその誕生までの動向に関して批判的・非協力的なポジションを維持していた。自らの組織に対する防衛的・守旧的態度は、外圧によってよりいっそう硬化する。まさに「黒船来航！」との表現のように、“外からの脅威”に対する警戒心が露出していた。

そのような関係の中、平成 22 年 4 月 24 日の開村記念式典に新旧の会長・副会長が招待され、初めて「子どもの村福岡」と出会い、向き合うこととなった。いわば、今津港に停泊する“黒船”を見学に行き、その船に乗せてもらった形である。大砲こそ持たないものの、その大がかりな装

置に圧倒され、あっさりと“開国”したというわけだ。

その後、時をおかず、乗組員である「育親さん」4名が里親会に加入し、その日に1年分の会費を納入してくれた。ジリ貧状態が続いていた里親会が「育親さん」たちを歓迎しないわけにはいかない。こうしたインパクトある出会いから、「子どもの村」とのお付き合いが始まった。

その後は、「子どもの村福岡」が提供する年に5～6回の一般研修（関心ある人は誰でも参加できる）と、年4～5回の専門研修（育親・里親・ファミリーホーム事業者が対象）に参加することで交流を深め、養育の質向上を目指している。

●九州冒険王の「こどもプログラム」

専門研修時の託児時間に提供される、「九州冒険王」（代表：大西清文さん）のもとに集うボランティアグループと、「子どもの村福岡」が共同で開発した「こどもプログラム」は、独自の里親・里子支援として特筆される。

遠く、宮崎や静岡など県外から馳せ参じるボランティアスタッフと固い絆で結ばれつつある子どもたちは、今では「こどもプログラム」の日を待ち望むようになってきている。「こどもプログラム」は、子どもたちのアドベンチャーキャンプ（平成24年8月に9泊10日の日程で実施された）へと発展した。さらに、それはあろうことか、里親と子どもと一緒に参加する「里親のためのリフレッシュキャンプ（2泊3日）」へ結実する。

リフレッシュキャンプでは、子どもたちは「こどもプログラム」に参加し、里親は丸1日、子どもたちから離れ、ゆっくりと骨休めをする。夢のようなひとときであった。参加家族が3家族という少人数で、子どもの人数以上のスタッフがボランティア+手弁当で全国各地から駆けつけてくれたからこそ実現できた快挙だったのだが、民間の手によって、これほどの素晴らしい里親家庭支援ができるというモデルともなった。

こうした前例をつくることに、行政は通常及び腰となることが多いのだが、福岡市の児童相談所は理解し、支援してくれたことも付け加えておく。

こうした一連の取り組みと支援によって、里親の意識改革とともに、子どもたちの「自己肯定感・自尊感情」の向上が見られるようになった。

と同時に、里親同士・子ども同士の“絆”は深まり、＜児童相談所・里親（ファミリーホームを含む）・子どもの村福岡・子どもNPOセンター福岡・九州冒険王＞という、里親と子どもを支援し、ケアする重層的なネットワークの広がり、結果として養育の質をも深化する流れを生み出していると言える。

●里親会の機構改革の影響

里親会への加入率が実に93%という札幌市里親会との交流は、大きな刺激となった。たった一日の交流ではあったが、里親会改革の具体的なイメージを描くことができた。それが、平成24年度における機構改革と規約・規定改正と財政基盤確立への展望へとつながり、さらに大胆な機構改革によって、里親自身の意識変革をも見通すことができるようになった。

では、どこが、どのように変わり、これから、どのように変わろうとしているのか？

◆その1：児童相談所との関係が変わった

新規里親の研修と登録（認定）、児童の委託・措置・解除という権限を持つ児童相談所に対し

て、里親はともすれば受け身となりがちである。しかし、本来は対等であり、ともに社会的養護（家庭養護）の拡充・整備を進めるパートナーである。

里親の側にその自覚が欠けると、仲間内での児童相談所に対する非難や中傷、陰口など生産的・建設的でない関係にとらわれる。家庭養護をともに担うパートナーだという自覚に立てば、里親は児童相談所に対して、より建設的な提言を行う権利がある。

他方、児童相談所は、里親からそのような提言や意見具申を引き出す責任がある。つまり、お互いがものの言いやすい関係を構築していく義務がある。そういった関係が、ひいては子どもに最善の利益を保障するための必要条件ともなる。

このような視点から、「つくしんぼ会」は今年度当初、初めて児童相談所との懇談会を開催することができた。それはあくまでも第1歩を踏み出したに過ぎないが、忌憚のない意見交換ができたことは画期的であったと言える。

◆その2：組織機構の改革によってもたらされた変化

① 「理事」の設置

これまでは会長1名、副会長2名（三役）、会計2名、監査1名というシンプルな役員体制だったが、新たに「理事」というポストを設けた。理事には、次期会長・副会長候補（次年度は既に内定）、前会長・副会長、前々会長・副会長など、役員経験者及び部会の代表者を当てることで役員の負担を軽減するとともに、執行体制の継続を図ることを企図した。

「理事」の新設と役員会・理事会の定例化によって、定例会の議事運営だけでなく、日常活動も進めやすくなったと言える。

② 「部会」の新設

月例会の後に「部会」を行うことで、各部会からの提案を必要な時点で行い執行を図ることができるようになった。同時に、多くの構成員が積極的に活動する空気が生まれて来たと言える。

「部会」は、今年度は「企画・研修部」「親睦部」「広報部」の3部会でスタートしたが、固定した分掌ではなく、必要に応じて、業務内容を改変したり、構成員の増減を行ったりできる、ゆるやかな組織となっている。

たとえば、「企画・研修部」は、来年度は「企画部」「自立支援部」とし「11歳からの自立支援プログラム」を研究開発しようと考えている。「広報部」はメンバーを新たに募り、「つくしんぼだより」の内容の充実や配布方法の工夫、「つくしんぼ会」のホームページ作成など、新たな企画の準備を進めている。

「親睦部」では、「地域別里親サロン」という新企画を考案・実施し、出席者から好評をいただいている。市内の各区を基礎単位とした、お互いが行き来しやすい近隣地域で里親同士の交流を深めることがそのねらいである。内容・実施時期・回数などは各地域にゆだねられているが、推進委員（理事）が核となって考案・実施して、事後報告をするようになっている。したがって、取り組みの地域格差が生まれ、やっていない地域にはノルマとなりプレッシャーとなる仕組みである。この「地域サロン」が新機軸となって根付いていくことで、里親の孤立や虐待を防ぎ、里親会の活性化が図れるものと考えている。

③ 他団体（支援団体）との連携・共働による事業が増えてきた

これによって、里親家庭への支援内容をより具体化し進めることができるようになった。各理事を支援団体の窓口とすることによって、その事業をより広げる展望を切り拓くことができた。

たとえば、弁護士との連携共同で『弁護士に聞く、里親として知っておきたいこと』（続編）の発行、子どもの村・九州冒険王・子どもNPOセンター福岡との共同で実施予定の「里親子のためのリフレッシュキャンプ」、「子どもの村」主催の専門研修時や里親会定例会時の託児を「子どもNPOセンター福岡」との共同で行う「子どもプログラム」の実行、「いっしょ☆ふくおか」や「そだちの樹」との連携で行う自立支援など、これらは現在進行形だが、今後企画し、実行していく共同事業をいくつか予定している。

社会的養護という制度改革と機を一にして、草の根で進む里親家庭支援の一端を紹介してきた。福岡市里親会としての社会的活動（ソーシャルワーク）は、多様なネットワークに支えられて展開しつつある。

虐待死ゼロの実現のために里親としてできることは、虐待のループから抜け出し、自立できる次世代を育てることだろう。

社会的養護を支える里親会に＝里親は次世代の健全育成を担う存在

※資料 福岡 21 福岡市里親会の新しいきこう組織図（平成 24 年 6 月）

26 まとめと今後の課題

■7年間の取り組みで意識が広がった

「施設がいっぱいなので、行き先確保のために里親を増やそう」

⇒里親委託の成功体験

⇒「家庭を必要とする子どもたちに、たくさんの里親を」

「家族と暮らせない子どもたちのために、理解と支援の環を広げていこう」

⇒福祉関係者だけに閉じられていた社会的養護の課題が、市民の共通課題へと発展

■里親普及と支援は車の両輪として

さまざまな課題を持つ子どもたちを家族として受け入れ、養育するには、専門的支援と地域の支援が欠かせない。

里親が増えなかった理由として、支援体制が充分でなく、地域からも孤立しがちであったためという側面がある。

里親普及と支援体制の拡充を車の両輪として取り組む必要がある。

■里親養育を支える多分野のネットワークがつくられた

児童相談所、里親会、弁護士会、小児科医会、NPOなどのさまざまな団体によるネットワークができた。

■子どもたちを支える、新しい社会的養護の活動が生まれた

「子どもの村福岡」「かんらん舎（自立援助ホーム）」「そだちの樹（子どものシェルター）」などの新しい活動が生まれている。

■市民を信じ、市民の力を借りる

子どもたちの現状を知ること、「自分にできることがあれば手伝いたい」という市民はたくさんいる。この社会の中に里親がいることが広く知られることで、里親支援の動きは広がる。その先にあるのが「子どもは社会全体で育てていく」という考え方である。

■今後の課題

（１）委託後の丁寧な支援

福岡市においては、17年度から23年度までの7年間で、登録里親数、里親・ファミリーホームに委託する児童の数が急激に増加した。委託児童が増えれば増えるだけ、各里親家庭でさまざまな問題が発生するため、委託後の里親と子どもへの丁寧な支援が課題である。

（２）児童相談所職員と里親との信頼関係の構築と、職員の専門性の確保

委託児童の増加に伴い、里親支援の職員の増加はなされているものの、職員異動時の円滑な引継ぎや、里親支援の専門性の確保が課題である。

（３）里親家庭における実親との交流や、家族再統合のためのプログラム

実親との交流のある子どもが増えている中、交流のあり方や再統合の支援が課題である。

(4) 未委託里親のモチベーション維持のための取り組み

(5) 里親普及と里親支援のための区役所（市町村）との協力関係づくり

(6) 校区里親の充実

社会的養護を必要とする児童が可能な限り、住み慣れた地域で暮らし続けることを保障するために、少なくとも1小学校区に1里親家庭の確保を目指した“校区里親”の開拓が望まれる。

(7) より一層の登録里親の開拓と確保

「里親委託を必要とする児童の3倍の里親を確保しておかなければ、適切なマッチングができない」と言われているため。

(8) 施設との協力関係

施設の小規模化、高度化、地域化の流れの中で、児童相談所と里親、そして施設の良い関係づくりを行い、社会的養護を市民化し、質を向上させていくことが必要になってきた。

現在の福岡市のモットーは、

1 小学校区に 1 里親家庭を！

福岡市 資料一覧

資料 番 号	関係す るペー ジ	資料名
福岡 1	11	特定非営利活動法人「子どもNPOセンター福岡」のパンフレット（三つ折り）
福岡 2	15	平成 23 年度 ファミリーシップふくおか 名簿
福岡 3	16	平成 23 年度 福岡市里親委託等推進委員会 委員名簿
福岡 4	16	『新しい絆を求めて～ファミリーシップふくおか 3 年のあゆみから～』のチラシ
福岡 5	22	こども総合相談センターの「里親さん募集」のパンフレット（三つ折り）
福岡 6	22	こども総合相談センターの「里親さん募集 Q & A」のチラシ
福岡 7	23	ファミリーシップふくおか「新しい絆」フォーラム 各回の内容と講師一覧
福岡 8	23	子どもプログラムのチラシ
福岡 9	24	「新しい絆フォーラム」などで配布するアンケート用紙
福岡 10	25	市民フォーラムを紹介する西日本新聞の記事
福岡 11-1	27	「出前講座いたします！！」のチラシ（NPO法人）
福岡 11-2	27	出前講座申込書（福岡市）
福岡 12	28	「平成 24 年度 里親サロンのお知らせ」のチラシ
福岡 13	28	「里親についての講座のお知らせ」のチラシ
福岡 14	42	NPO法人「子どもの村福岡」の組織図
福岡 15	43	子どもの村福岡の「里親専門研修」各回の内容（2010 年～2012 年度）
福岡 16	43	ケアスタディの参加者に記入してもらう誓約書（見本）
福岡 17	46	福岡市里親会会則
福岡 18	46	本会（福岡市里親会）の経費（会計）について
福岡 19	46	平成 23 年度 つくしんぼ会（福岡市里親会）事業報告書
福岡 20	46	平成 24 年度 つくしんぼ会（福岡市里親会）事業計画書
福岡 21	49	福岡市里親会の新しい組織図（平成 24 年 6 月）

空いた時間を有効に活用したい



他人事とは思えない、放って置けない気持ち。
みなさんの何気ない思いのひとつひとつ。
それがNPO活動の原動力です。



特定非営利活動法人 子どもNPOセンター福岡

2012.6

〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-2-7 赤坂ビル506号
TEL/FAX: 092-716-5095
E-Mail: kodomo-npo.cf@rose.ocn.ne.jp
URL: <http://www3.ocn.ne.jp/~kodomoct/>

特定非営利活動法人
子どもNPOセンター福岡



正 会 員

会員の目的実現のために活動する個人・団体
団体 1口 10,000円・個人1口 5,000円

協会の会員

会員の目的実現のために協力する個人・団体
団体 1口 5,000円・個人1口 1,000円

情報委員会

子どもNPOセンター「子どもにやさしいまちづくり」

振込先

口座番号 01760-3-111727 加入者名 子どもNPOセンター

郵便振替 記号 17450 番号 28971261 加入者名 子どもNPOセンター

【郵便銀行】
加入者名 特定非営利活動法人 子どもNPOセンター福岡
引き落とし 支店（番）024998 加入者名 特定非営利活動法人 子どもNPOセンター福岡

【福岡銀行】
加入者名 特定非営利活動法人 子どもNPOセンター福岡

子どもNPOセンター福岡の趣旨に賛同し、一緒に活動していただける方、支えていただける方を随時募集しています。

會員募集中心



～子どもの権利条約の実現をめざして～



子どものいのちと心が尊重され、豊かな育ちが保障される社会の実現のために

日本の子どもたちは 危機的状況に

いじめ、貧困、虐待など、子どもたちの環境が悪化しています。自尊感情や体力の低下、ケータイやネット接触時間の増大、人間関係の希薄化。保育園、幼稚園、学校、地域、NPOから、“子どもの育ちへの危機感”が伝わってきます。

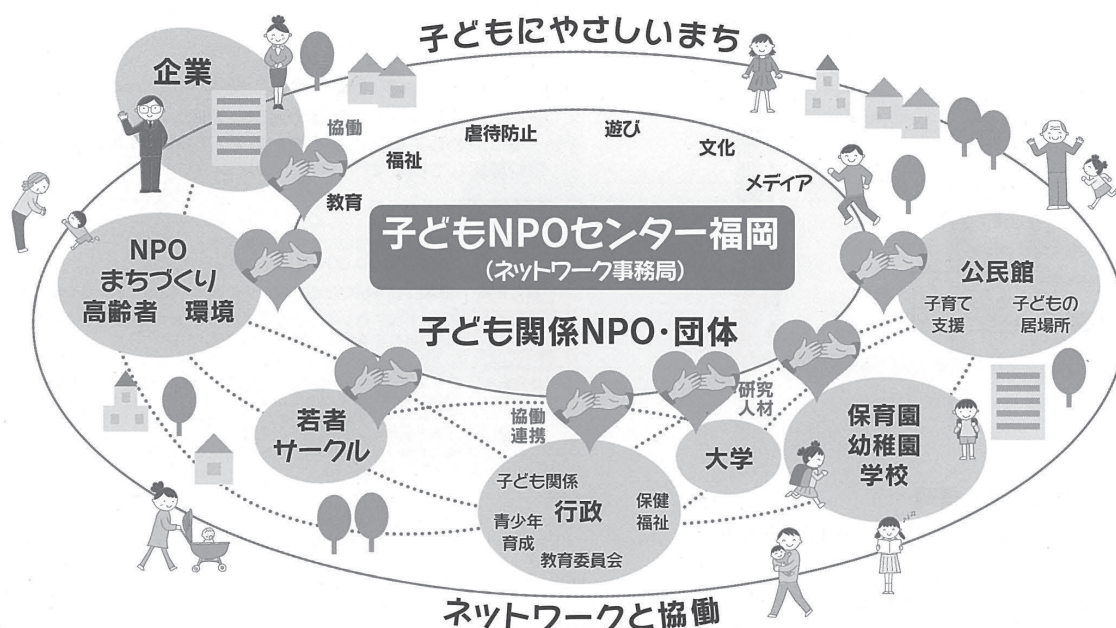


「子どもの権利条約」の理念を 基本として

1989年に国連総会において採択され、1994年に日本で批准された「子どもの権利条約」は、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つを保障することを基本とし、子どもの「最善の利益」が最優先で、考慮されるべきとうたっています。

子どもNPOセンター福岡は

子ども課題に取り組む市民・NPOのネットワークづくりや、行政・企業との協働を進め、「子どもにやさしいまちづくり」を目指しています。これは、ユニセフが世界中に呼びかけ、「子どもの権利条約」を自治体レベルで実現するための行動計画です。私たちはこの内容に賛同し、地域から子どもの状況を変えていくことを目指します。



子どもNPOセンター福岡の主な活動

子どもにやさしいまちづくりネットワーク

子ども関係のNPO、行政の関係者など多くの分野から参加して、学習や情報交換を行うネットワーク会議や年1回の市民フォーラムなど共同事業を行っています。

「新しい絆」プロジェクト ファミリーシップふくおか

福岡市こども総合相談センターとの協働事業です。さまざまな事情から家族と暮らせない子どもたちのための里親普及・啓発、里親里子支援に取り組んでいます。

平成23年度 ふくおか共助社会づくり表彰

子ども政策の調査・研究・提言

子どもたちの実態調査や子ども政策の研究などをおこない、「ふくおか子ども白書」を発行します。市民の立場から子ども政策の提言も行います。

平成23年 ふくおか子ども白書2011発行

子どもの居場所づくり

公民館やNPO、福岡市と共に、子どもたちの居場所づくりを行います。平成20年から福岡市との協働で、中・高校生の居場所「フリースペースい〜んず」を運営しています。

広報・情報発信

子ども分野の活動に関する情報の発信、提言などを子どもNPOジャーナル「子どもにやさしいまちづくり」として年4回発行しています。さまざまな団体の活動情報や助成金情報などを月1〜2回メルマガ（要登録）で発信しています。

NPOの基盤づくり研究

NPOに必要な、人材・ソフト・資金を豊かにしていくための方策などを研究します。

平成 23 年度 ファミリーシップふくおか 名簿

	所 属 団 体
代表	福岡国際医療福祉学院 学院長、福岡大学名誉教授、NPO 法人子どもの村福岡理事長
副代表	福岡市こども総合相談センター名誉館長
事務局長	NPO 法人 子ども NPO センター福岡代表理事
	NPO 法人 ふくおかこどもの虐待防止センター代表、小児科医
	福岡市こども総合相談センター所長
	NPO 法人 ふくおかこどもの虐待防止センター事務局長、弁護士
	NPO 法人 にじいろ CAP 代表理事
	福岡市里親会 会長
	福岡市里親会 副会長
	NPO 法人 チャイルドラインもしもしキモチ事務局長
	NPO 法人 青少年の自立を支える福岡の会理事長
	NPO 法人 子どもの村福岡事務局
	福岡市南区保健福祉センター所長
	福岡市中央区保健福祉センター所長
	福岡市こども総合相談センター こども支援課長
	〃 里親事業推進係長
	〃 里親事業推進係
	〃 里親対応専門員
	〃 里親対応専門員
	NPO 法人 子ども NPO センター福岡事務局長

平成 23 度 福岡市里親委託等推進委員会 委員名簿

関係機関名		役職名等	備 考
関係機関	福岡市里親会	会長	
		副会長	
	福岡市乳児院児童養護施設協議会	会長	
		副会長	
	福岡市民生委員児童委員協議会	子ども家庭部会長	
		主任児童委員代表	
	福岡市社会福祉協議会	地域福祉部長	
	子どもNPOセンター福岡	代表	
行政	こども未来局こども部こども家庭課	課長	
	区保健福祉センター福祉・介護保険課 子育て支援課	課長	
	南区保健福祉センター	所長	
	福岡市こども総合相談センター	名誉館長	
		所長	
		こども支援課長	
学識等	筑紫女学園大学 人間福祉学科	教授	
	精華女子短期大学 (幼児保育学科)	副学長	



新しい絆を求めて



～ファミリーシップふくおか3年のあゆみから～

平成17年の里親委託率は6.9%。3年後の平成19年度末は15.63%。

各界の注目をあびた“驚異の伸び”のヒミツはどこにあったのでしょうか？

「家族と暮らせない子どもたち」を迎える「新しい絆」。その模索の中から見えてきたものは？

これは、福岡市における市民と行政の協働による里親普及の取り組みの記録です。

推薦の言葉

『里親』という新しい家族とそれを支える人々のつながりを『新しい絆』と呼び、協力を呼びかける活動が大きな実を結びつつある。市民と行政の協働がこの『新しい絆』をさらに発展させ、自立援助ホームかんらん舎と子どもの村福岡につながる。『社会的養護を社会に拓くこと』、この記録は、それを見事に物語っている。

(淑徳大学総合福祉学部教授 柏女霊峰)

社会的養護の新たな姿をめざす、市民と行政の協働。本冊子は、その実践の経過報告であり、これからの取り組みのモデルでもある。ぜひ一読を。

(青山学院大学文学部教授 庄司順一)

<目 次>

I ファミリーシップふくおか三年のあゆみ

- 家族と暮らすことができない子どもの現状
- NPOと行政の協働が生み出した変化
- 行政・児童相談所から見た三年のあゆみ
- 座談会「ファミリーシップがもたらしたもの」
 - ・コラム「ケータイの絆」
 - ・ふれあいお盆里親を体験して
 - ・「校区毎に里親さんを」行政担当の願い

藤林 武史
大谷 順子
坂本 雅子

宮本 智子
小池 久美子

II 親子の絆と里親制度

- 親子の絆
- 心に傷をもつ子どもの心を豊かに育てるために
- 里親制度における国の動向及び外国との比較
- 地域調査からみた今後の可能性

清留 昭久
松本 壽通
松崎 佳子
鈴宮 寛子

III ファミリーシップのひろがりこれから

- ファミリーシップが投げかけるもの
- 「新しい絆」への模索から立ち上がった二つのNPO
 - ・子どもの村福岡を設立する会
 - ・自立援助ホーム「かんらん舎」からの発信
- あらゆる子どもが幸せに生きる社会へ
 - ・新しい社会的養護体制の中でのこれから
 - ・ファミリーシップと「子どもにやさしいまちづくり」

重永 侑紀

大谷 順子
古賀 信敏

坂本 雅子
大谷 順子

資料編



A5版 90頁 ◆◆定価600円◆◆

(送付の場合は、別途送料100円。料金は申込者の負担となります)

お名前とご住所、連絡先と希望冊数を書いて、下記まで FAX またはメールで御連絡下さい。振込用紙と請求書を同封の上お送り致します。

お問い合わせ・申込先

特定非営利活動法人 子どもNPOセンター福岡

〒810-0042 福岡市中央区赤坂 1-2-7 みずほビル 506 号

TEL/FAX092-716-5095 E-Mail kodomo-npo.cf@rose.ocn.ne.jp

<冊子「新しい絆を求めて」申込書>

お名前	ご住所 〒	
TEL		FAX
E-mail		

里親になりたいけど、不安がある あなたへ
 里親になるまでには、じっくりと相談し、研修や実習を受けて考える時間があります。里親になってからもしっかりサポートします。

里親登録までの流れ

まず、お電話ください

ガイダンス

あなたの状況を聞きながら
 里親制度の概要を説明します

基礎研修

里親制度についてのミニ講座や
 テロントでの体験談を聞いたり、
 施設見学にも行きます

申請書提出

認定前研修

小児医学、発達心理学、里親養育論などの
 基本的なことを学びます。
 実習もあります。

家庭訪問

所長面接

児童福祉審議会による審議

福岡市から認定されて、里親登録！

里親家庭で

家族の一人として、
 たくさんの愛情を
 かけてくれる人が
 そばにいます

「だいじま」と言うと、
 「おかえり」と返してくれる人が
 そばにいます

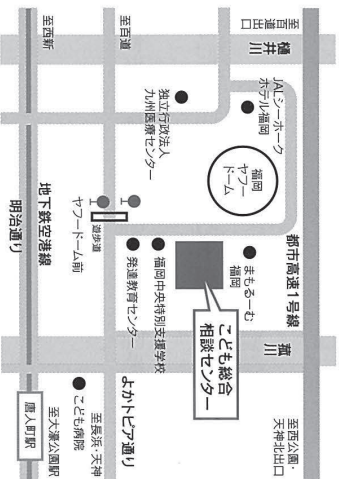
ちゃんと私の話を
 聞いてくれる人が
 そばにいます

失敗しても「大丈夫だよ」と
 何度でも言ってくれる人が
 そばにいます

お正月、誕生日などを
 一緒にお祝いしてくれる人が
 そばにいます

公園で遊んだり、
 旅行に行ったりして
 一緒に思い出を作ってくれる人が
 そばにいます

**子どもにとって、ほっとできる
 そんな里親家庭が子どもを育みます**



お問い合わせ先

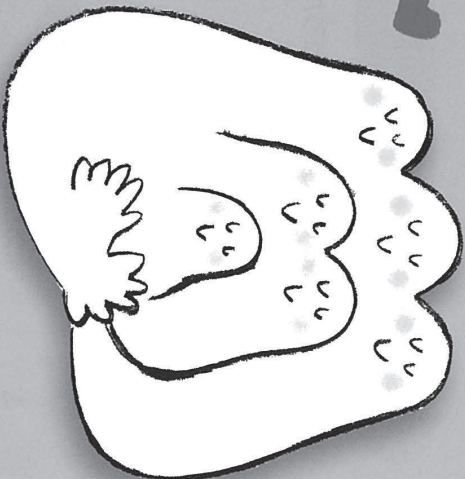
福岡市子ども総合相談センター

子ども支援課（里親事業推進係）
 〒810-0065 福岡市中央区地行浜2丁目1番28号
 TEL. 092-832-7100 FAX. 092-832-7830
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/egakan>

新しい絆を待っている
 子どもたちがいます。

家族と暮らせない子どもたちのために

里親さん募集



福岡市子ども総合相談センター
えがお館

子どもは、親の深い愛情につつまれて、家庭で心身共にすこやかに育つことが望まれています。

でも、

親の病気や死亡、育児放棄や虐待などから、家庭環境を失った子どもたちが増えています。
帰るべき家庭がなく、小さなお胸に、心細さや不安でいっぱいの子どもたち。
その子どもたちを抱きとめる「もう一つの家庭」。それが里親さんたち。

「家庭を求めている子どもがいること」をご存知ですか？

自分の家庭で生活できない子どもたちがたくさんいます。

家庭が必要な子に家庭を……

子どもたちの笑顔のために…

あつてあたりまえと思う「家庭」。
それが失われたとき、
その子の人生がどれほどの困難を
背負うことになるのか。
子どもにとって「家庭」の持つ意味は
とても大きいのです。
ぜひ、あなたの力を貸してください。

「里 親」

養育里親

事情があつて、家族と暮らせない子どもを
一定期間、自分の家庭で育ててくださる方

養子縁組里親

将来にわたつて養子として育ててくださる方

※他に「親族里親」「専門里親」があります。

里親として、子どもの養育をお願いすると(里親委託)、里親手当や生活費、年齢に応じた教育費が支給され、医療費は公費で負担されます。
里親の種類により手続きや手当等が異なります。

いろいろな里親さんを待っています

- 養子縁組を前提とした里親
- 幼少期からの長期の里親
- 短期間だけの里親
- 子どもが学校を転校しなくても
いっような同じ校区の里親
- 中・高校生の里親
- 障がいを持った子どもの里親

里親さん・里子さんを支援していただく、
ボランティアさんも募集しています
(託児・家庭教師など)



「里親」とは

保護者がいない子どもや、保護者の病気、経済苦など、親子と一緒に生活することが難しい子ども、あるいは生活させることが適切でないと認められる子どもを自分の家庭に迎え入れて養育する方です。

「里親制度」とは

児童福祉法に基づいて、里親になることを希望する方に子どもの養育をお願いする制度です。

里親の種類

養育里親	保護者が子どもを引き取れるようになる、または、子どもが自立するまでの一定期間養育していただきます。期間は数か月から数年、十数年と子どもの事情により異なります。原則子どもが18歳になるまでが最長の期間となります。
養子縁組里親	養子縁組を希望する方に、養子縁組が必要な子どもを養育していただきます。期間は縁組成立までです。基本的には特別養子縁組です。
親族里親	子どものおじいさん、おばあさん、おじさん、おばさんといった3親等内の親族が、その子どもに限って里親となる場合です。ただし、実父母の死亡などやむを得ない事情がある場合に限定されます。要保護性の確認が必要です。
専門里親	専門的な知識や技能を用いて対応する必要がある、虐待により心や身体に傷を受けた子どもや、障がいのある子ども、非行などの子どもを養育する里親です。養育里親から研修等手続きを経て登録となります。

★養育里親と養子縁組里親は重複登録が可能です。 ★里親の種類により、登録までに必要な研修が異なります。

里親の主な要件

- 子どもの養育についての理解や熱意と愛情を持っていること。
 - 心身ともに健康であること。
 - 経済的に困窮していないこと。（※1）
 - 必要な研修を受講していること。
 - 里親希望者及び同居の人が、子どもの養育に関し虐待等の問題がないと認められること。
- ※1 親族里親には適用されません。

お問い合わせ先

福岡市こども総合相談センター こども支援課(里親事業推進係)

〒810-0065 福岡市中央区地行浜2丁目1番28号

TEL.092-832-7100 FAX.092-832-7830

Q&A

Q 里親って養子縁組のこと？

A 里親には、養子縁組里親と一定期間養育していただく養育里親がありますので、必ずしも里親＝養子縁組ではありません。

Q 里親に年齢制限はあるの？

A 養子縁組を希望される方は、子どもが成人する時に概ね65歳以下とされています。
養育里親については、具体的な年齢制限は設けていませんが、委託見込み期間と里親の年齢は考慮します。また、短期間の里親委託もあります。その場合には60代の方も大活躍されています。

Q 共働きでもいいの？

A 子どもの養育に支障のない範囲での共働きは問題ありません。しかし、親から離れて暮らすことになった子どもの心のケアの視点に立つと、子どもの年齢によっては家庭に迎えて半年から1年程度は子どもと向き合い、じっくりと養育できる態勢を整えることが望ましい場合があります。そのため、共働きの方の場合、委託される子どもの年齢が限定される場合があります。

Q 单身でも里親になれる？

A 養育里親の場合は、現実には子どもの養育と生計維持が可能であること。さらに、子どもの養育に関する知識・経験を有するなど、子どもを適切に養育できることが要件となります。なお、特別養子縁組は結べません。

Q 養育にかかる費用はどうなるの？

A 子どもの年齢に応じて、生活費、教育費、医療費などが公費で支給されます。また、里親の種類によっては、里親手当も支給されます。

Q 養育に悩んだら？

A こども総合相談センターの担当者にご相談ください。里親対応専門員や子どもの担当者が支援します。また、里親会や里親サロンで他の里親さんと養育の悩みや喜びを共有していただくこともできます。

Q 里親会はどんな活動をしているの？

A 里親が孤立しないための仲間づくりなど、いろいろな活動を行っています。懇親会やキャンプなど、里子どうしの仲間づくりの貴重な機会にもなっています。

Q 損害保険はあるの？

A 里子を預かっていただく場合には、「預かった里子が人に怪我をさせた時や、他人の車などに傷をつけてしまった時など」に対応できる全国里親会の里親損害保険に加入していただいています。

●ファミリーシップふくおか フォーラム「新しい絆」各回の内容と講師一覧

(平成 17～24 年度／講師の敬称略)

年度	実施年月日	講演内容等	参加者数
17 年度	H17. 7.16	「家庭」を失った子どもたちのために 基調報告：坂本雅子（こども総合相談センター名誉館長） 講 演：「里親制度の課題と展望 ～アン基金プロジェクトの実践より～」 坂本和子(NPO法人アン基金プロジェクト事務局長) 実践報告：里親 1 名	192 名
	H17.11.27	トークセッション 「里子たちが語る家族 ～あることの大切さ、話すことの大切さ～」 出 演：元里子 2 名 ビデオメッセージ：川嶋あい（シンガーソングライター）	103 名
	H18. 2. 3	講演会「愛着の絆を結ぶために ～わが子にあげたい「一生の幸せの鍵」～」 講 師：ヘネシー澄子 (社会福祉学博士・臨床ソーシャルワーカー)	301 名
18 年度	H18. 7.29	基調報告：藤林武史（こども総合相談センター所長） 講 演：「血のつながりを越えた“新しい絆”を支えて」 岩崎美枝子（社団法人家庭養護促進協会理事） 事例報告：ふれあいお盆里親 1 名	114 名
	H19.2.17	基調講演：「親子の絆～小児科医の立場から」 満留昭久(福岡国際医療福祉学院学院長、福岡大学名誉教授) トークセッション：里親 3 名	145 名
19 年度	H19.9.15	基調報告：瀬里徳子 (こども総合相談センターこども相談課長) 講 演：「隣人のパンと私たち～家族と暮らせぬ子らのライフ・チャンス保障」 津崎哲雄（京都府立大学福祉社会学部教授）	120 名
	H20.3.23	講 演：「地域における里親支援とは？」 庄司順一（青山学院大学文学部教授） トークセッション：里親 3 名	100 名
20 年度	H20.7.19	講 演：「東京での里親養育を通して」 坂本和子(NPO法人アン基金プロジェクト副理事長) 基調報告：瀬里徳子 (こども総合相談センターこども相談課長) 事例報告：ふれあいお盆里親 1 名	130 名
	H21.2.15	講 演：「子どもとの関係性の結びなおし」 ～アタッチメント（愛着）の観点から～ 西澤 哲（山梨県立大学人間福祉学科教授） 基調報告：藤林武史（こども総合相談センター所長） 体験報告：里親 1 名	241 名

21 年度	H21.10.12	講 演：「地域の中で里親とともに子どもを育てる」 宮島 清（日本社会事業大学専門職大学院准教授） 基調報告：河浦龍生 （こども総合相談センター緊急支援課長） トークセッション：里親里子1組	108 名
	H22.2.27	講 演：「家族」をつくる ～子どもには家庭と地域が必要～ 村田和木（フリーライター） 基調報告：河浦龍生 （こども総合相談センター緊急支援課長） トークセッション：里親3名	102 名
	H22.9.18	講 演：「里親制度が目指すものってなんでしょう」 渡邊 守（「キアセット」ディレクター、国際フォスター ケア機構理事） トークセッション：里親2名、ボランティア2名	112 名
	H22.12.18	講 演：「里親にはどんな力が求められるの？ 10のことを 考える」 宮島 清（日本社会事業大学専門職大学院准教授） 基調報告：重永侑紀（NPO 法人 にじいろCAP） トークセッション：里親里子各1名	91 名
23 年度	H23.9.10	講 演：「おうちのごはんはいいね」 ～横堀ホーム設立への思いと三十年の暮らしの中から～ 横堀三千代（横堀ホーム） 講 演：「実子として里親家庭をともに生きて」 ～養育への参加と里親研究を通して～ 横堀昌子（青山学院女子短期大学子ども学科准教授）	138 名
	H24.2.4	講 演：「里親家庭の作り方」～社会的養護の目指すもの～ 木ノ内博道 （全国里親会理事、千葉県里親家庭支援センター理事長） 基調報告：河浦龍生 （こども総合相談センター緊急支援課長） トークセッション：里親3名	136 名
24 年度	H24.9.15	講 演：「世界で一番貴いとなみ ～子どもはみな、親を必要としている～」 渡井 さゆり（特定非営利活動法人 社会的養護の当事者参加推 進団体日向ぼっこ理事長） 基調報告：瀬里徳子 （こども総合相談センターこども支援課長） トークセッション：もと里子2名	222 名
	H25.2.23 これから実施	講 演：「心の回復プロセスと里親」 津崎哲郎（花園大学特任教授、元大阪市中央児童相談所長、養 育里親） 基調報告：蔭山孝雄 （福岡子供の家みずほ乳児院施設長） トークセッション：里親3名（予定）	



福岡市里親会定例会の時の

今後のスケジュール

子どもプログラム



今年度6月より、里親会定例会開催時に子どもたちは、子どもプログラムを楽しんでいます。
今後の子どものプログラムの予定は、下記のように開催します。どうぞ、お楽しみに！

※内容として、乳幼児には難しい場合は、別に絵本の読み語りや紙芝居、折り紙など
行っています...



10月13日(土) 10:00~12:00

絵本を作ろう！

絵本を通して感じたことを
表現したり、自分だけの絵本
を作ってみよう。



協力：CLCworks（しーえるしーわーくす）

11月10日(土) 10:00~15:30

1日プレイパークで遊ぼう！

隣の支援学校のグラウンドを借りて、思いっきり
遊びましょう！ 昼食休憩を挟んで、午後
の里親サロンの時間も
遊びます。



協力：PLAY FUKUOKA

12月8日(土) 10:00~12:00

松ぼっくりツリーを作ろう！

松ぼっくりに、ビーズなど
で飾りをつけて、自分だけ
の小さなツリーを作りま
しょう！



2013年1月12日(土) 10:00~12:00

音を楽しもう！

今まで聞いたことのない音を
聴いたり、廃材や身近なもの
を使って楽器づくりをして
楽しもう！

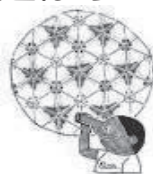


協力：CLCworks（しーえるしーわーくす）

2013年2月9日(土) 10:00~12:00

あら不思議？科学で遊ぼう！

あっと驚く体験をしましょう。
ペットボトルのキャップで
顕微鏡づくり？！



協力：CLCworks（しーえるしーわーくす）



2013年3月9日(土) 10:00~12:00

色を楽しもう！

廃材になった化粧品などから
「自分だけの色」を作って、
絵を描きます。「自分だけ
の色」はおみやげで持ち帰ります。



協力：CLCworks（しーえるしーわーくす）

**アンケートにご協力下さい**

このアンケートは、里親関係の学習会にご参加頂いた方達にお願いしています。

何らかの形でご協力いただける方は、内容の詳細をお聞きして、ファミリーシップふくおかに登録させて頂き、支援が必要な場合に、事務局や福岡市こども総合相談センターより個別にご相談させて頂きたいと考えています。

ご賛同頂ける方は、下記の内容でご協力頂ける部分に○印と詳細をお書き込みの上、当日ご提出いただくか、

後日 実行委員会事務局“子どもNPOセンター福岡”まで FAX でお送り下さい。

ファミリーシップふくおか(里親養育支援共働事業実行委員会)
 <事務局> 特定非営利活動法人 子どもNPOセンター福岡

A. 里親世帯への支援**1 里親への支援**

- ①保育園等の送迎・・・急な残業や早朝勤務の時などの代行 (条件など))
- ②一時預かり・・・急病や休日勤務、リフレッシュしたい時などの一時的な預かり
 (※時間や日数、人数の上限などをお知らせください))
- ③子育て相談・・・子育てに関する悩みや相談など (条件など))
- ④家事のサポート・・・仕事や病気、多忙の場合の家事サポート(内容・条件など))

2 里子への支援

- ①遊び相手・相談相手・・・外出に付き合ったり、里親に言いにくいことなどの相談 (条件など))
- ②学習指導・・・家庭教師 (時間をかけてゆっくり教えてくださる方)
 (・小学生対象 ・中学生以上対象 ・条件・内容など))
- ③特技を生かした習い事・・・スポーツ、音楽、書道 や絵画、外国語などの指導(条件・内容など))
- ④職業指導・・・能力に応じて技能の訓練や、職場体験の機会を提供(アルバイトやボランティアの体験含む)
 (条件・内容など))
- ⑤就職の斡旋(条件・内容など))
- ⑥住まいの斡旋(条件・内容など))
- ⑦資金援助・・・高校進学、大学進学などの際の受験料、入学金などへの援助

3 地域での活動

- ①PR・広報活動 (内容など))
- ②里親講座などの企画 (内容など))
- ③活動場所の提供 (内容など))

4 その他

- ①里親の会合や研修の際の託児ボランティア (保育士資格 あり・なし /条件など))

B. 里親の登録 ○印をつけて下さい ①登録を検討したい ②里親のことをもっと詳しく知りたい**C. 里親にはなれないけれども、里子だけでなく地域の子どもを短期間預かることができる**

可能な方は○印を ☐ (条件など))

(ふりがな) () お名前	年齢	性別○印を 女・男	お子さんの有無 あり・なし	お子さん有の場合 子どもさんの年齢 才・ 才・ 才
住所 〒			電話 FAX	
E-mail			移動手段	
連絡方法(希望するものに○を付けてください.) 電話・FAX・郵便・E-mail・その他()				
活動できる曜日・時間帯など		子どもに関わる仕事やボランティアの経験がありましたらお書き下さい。		

福岡市内での開催になります

出前講座いたします！！

～家族と暮らせない子どもたちのために～

……私たちに何ができるでしょうか？

親の病気や死亡、育児放棄や虐待などから、家族と暮らせない子どもたちが増えています。

帰るべき家庭がなく、心細さや不安でいっぱいの子どもたち。

「もう一つの家庭」、「地域」で、抱きとめることはできないでしょうか。

子どもはみんな、私たち社会の子です。

地域の子どもたちの現状を見つめ、今、私たちにできることを皆さんとともに考えます。

たくさんのお申込みをお待ちしています。

福岡市の子ども現状は

虐待に関する通報や相談などは、平成22年度は600件を超えました。家庭で養育できない子どもたちを、福岡市こども総合相談センターで一時保護します。一時保護の子どもは平成21年度、年間388名でした。

一時保護の後、家庭に戻れない子どもは、乳児院や児童養護施設、里親宅で生活することになります。

里親とは

親の病気、失踪、離婚など、様々な事情で保護者の元で過ごせず、家庭のぬくもりを求めている子どもを家庭に迎え、愛情とまごころを込めて養育してくれる人を「里親」と呼びます。

里親制度には、「短期里親」「養育里親」などがあり、養育する期間は、数日間から数年間まで様々です。里親は養育費の支給や各種補償が受けられます。

出前講座とは

福岡市内であればどこでも、皆さまのもとに出向いて、講座を行います。講座の所要時間は30分～2時間程度で、ご相談に応じます。費用は、一切かかりません。

出前講座では

福岡市の子ども現状・里親制度の概要・地域で求められている支援の内容について、お話します。

地域でできることを一緒に考えあいましょう。

ファミリーシップふくおか

（里親養育支援共働事業実行委員会）とは

「家族と暮らせない子どもたち」を受け入れる「新しい絆」とそれを支えるしくみを研究し、創りだすことを目的に、市民・行政・専門機関が連携して立ち上げたプロジェクトです。

>> 出前講座のお問合せは >>> ファミリーシップふくおか（里親養育支援共働事業実行委員会）まで



<事務局> 特定非営利活動法人 子どもNPOセンター福岡

〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-2-7 みずほビル506号

TEL&FAX 092-716-5095

E-Mail kodomo-npo.cf@rose.ocn.ne.jp

URL <http://www3.ocn.ne.jp/~kodomocf/>

(あて先)
福岡市

課

(様式1)

「出前講座」申込書

「出前講座」の受講を希望しますので、下記のとおり申し込みます。

		受付番号		受付日	月	日(曜日)
申込日		平成 年 月 日				
団体名						
代表者氏名						
会合の名称						
連絡先	住所	〒 ()				
	担当者氏名	(団体役職名等)				
希望する講座		講座No: 名称:				
希望日時		第1希望 平成 年 月 日 時 分～ 第2希望 平成 年 月 日 時 分～ 第3希望 平成 年 月 日 時 分～				
実施会場名 (会場所在地)		----- ()				
参加予定者数						
備考		(特に希望される内容等があればご記入ください)				

*上記の太枠内のみご記入ください。(お申込みは、郵送・FAXでも結構です。)

~~~~~ 以下のアンケートにご協力ください。~~~~~

1. 「出前講座」をどのようにしてお知りになりましたか？

1 市政だより

2 インターネットHP

3 出前講座の冊子

4 新聞記事

5 その他( )

2. なぜ、今回のテーマを希望されましたか？

\*ご協力ありがとうございました。



平成24年度

里親のお母さん・お父さんと里親制度に関心がある人のための

# 里親サロンのお知らせ



里親について日頃思っていることをおしゃべりしたり、子どもと関わる中での疑問や不安をきいてみたり・・・子育てに関してなど自由におしゃべりするサロンです。少人数のグループでお茶を飲みながらゆっくり交流しましょう。2012 年度 第6 回目を下記の通り開催します。ぜひ、ご参加ください。

日 時: 第6回 2012年10月27日(土) 13:30～15:30

※対象:里親さんと里親制度に関心を持っている方

会 場: 福岡市子ども総合相談センター えがお館7F視聴覚室

参加費: 無料 ※駐車場に限りがありますので、できるだけ公共交通機関でお越しください

お問合せ先: 特定非営利活動法人 子どもNPOセンター福岡

TEL/FAX 092-716-5095 E-mail [kodomo-npo.cf@rose.ocn.ne.jp](mailto:kodomo-npo.cf@rose.ocn.ne.jp)

※準備の都合上、お申し込みは開催日の3日前までに、お電話又はFAX、メールでお願い致します。



＜今後の里親サロンの予定＞ 里親さんと里親制度に関心がある方を対象にしています  
1月27日(日)、3月16日(土) 時間はいずれも 13:30～15:30 です。

## 「里親サロン」 参加申込票 2012年10月27日

(ふりがな)

お名前 \_\_\_\_\_

初めて参加される方は○印を ☐

託児希望の場合：お子さんの名前と性別・年齢 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

お申込・お問合せ先 特定非営利活動法人 子ども NPO センター福岡

TEL/FAX 092-716-5095 E-mail [kodomo-npo.cf@rose.ocn.ne.jp](mailto:kodomo-npo.cf@rose.ocn.ne.jp)

## 里親についての講座のお知らせ

里親普及・啓発のフォーラムに参加された方たちを中心にお送りしています。

里親のことをもっと詳しく知りたい、関心があるという方たち向けに講座を開催します。

福岡市の社会的養護を必要とする子どもたちの現状や、里親制度や里親さんの状況などを、担当者から詳しくお話しして頂きます。質問や交流の時間もたくさん取りたいと思います。たくさんの方たちのご参加をお待ちしています。

尚、当日午後からは同じ部屋で里親サロンを開催します。オブザーバーでの参加も受け付けます。詳細は別紙のチラシをご覧ください。

※この講座は、初めて参加される方が対象です。

里親さんや以前にご参加頂いた方は、お知り合いの方などへお声かけ下さい。

◆講 師：草場 浩子さん(福岡市こども総合相談センターこども支援課 里親事業推進係長)

◆日 時：2012年10月27日(土)10:00～12:00 ※託児もあります

◆会 場：福岡市こども総合相談センター・えがお館 7F 視聴覚室

◆参加費：無料 ※準備の都合上、お申し込みはできるだけ10/25日まで  
にお願いします。

<お申込み・問合せ> (特) 子どもNPOセンター福岡

TEL/FAX 092-716-5095 E-Mail…[kodomo-npo.cf@rose.ocn.ne.jp](mailto:kodomo-npo.cf@rose.ocn.ne.jp)



里親についての講座 参加申込票

2012.10.27

(ふりがな)

お名前

(お送りした住所と同じ場合は、未記入で結構です)

ご住所 〒

TEL /

FAX /

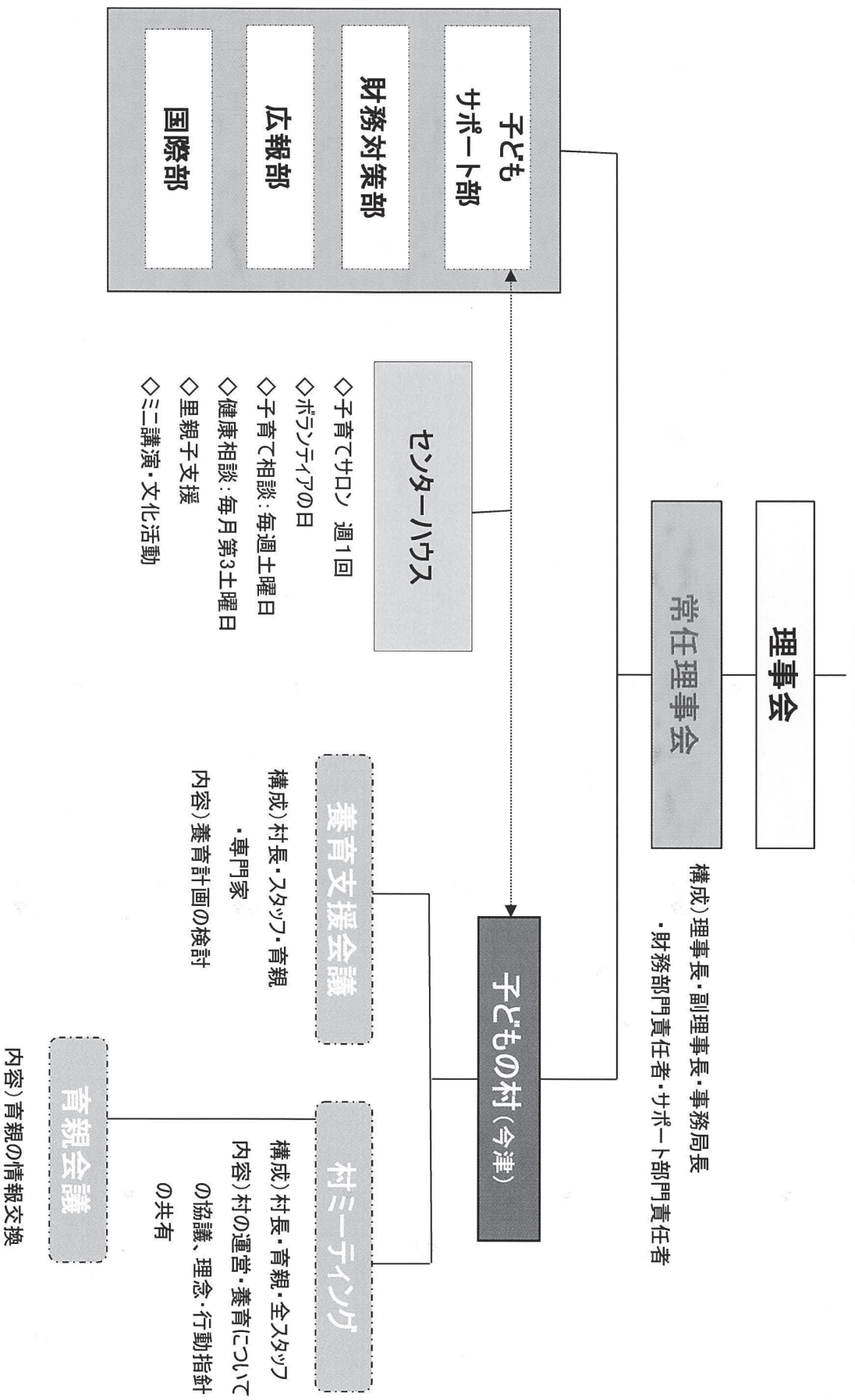
託児希望の場合：お子さんの名前と性別・年齢

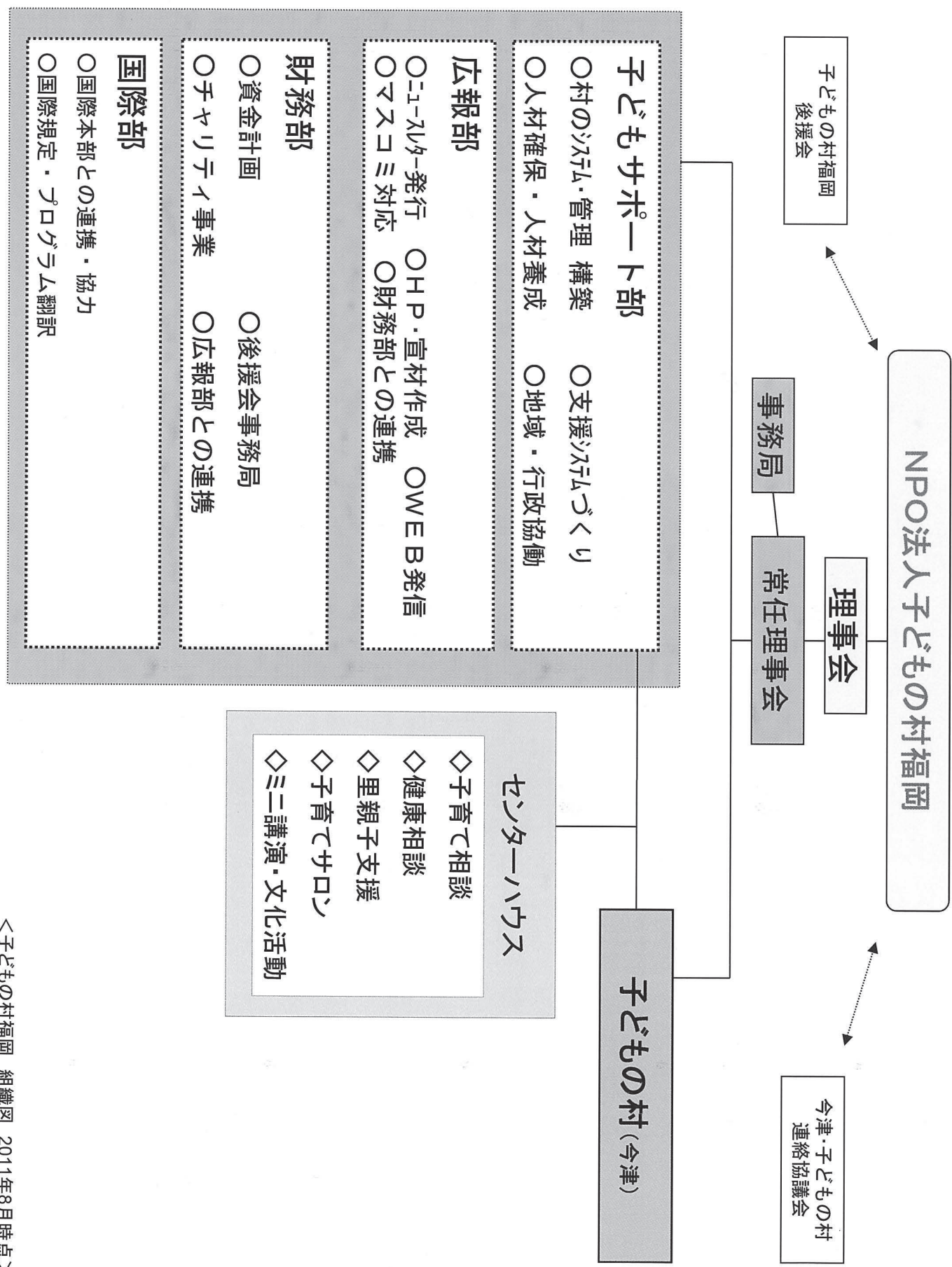
※必要事項をご記入の上、このままFAXまたは、メールで送り下さい。(記載内容は上記のとおりです)

※ 尚、この名簿は、当日の受付などで利用し事務局で管理します。



# NPO法人子どもの村福岡







# 里親専門研修



## 2010年度 里親研修 全6回

|                 | テーマ                                            | 講師                                    | 内容                                                    |
|-----------------|------------------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 2010年<br>9月19日  | 乳幼児の発達と障害                                      | 宮崎千明<br>(福岡市立西部療育センター所長)              | 乳幼児の発達についての基本的考え方と、発達障害を抱えた子どもとの関わりについて。              |
| 2010年<br>10月26日 | 愛着形成に課題をもつ子ども                                  | 森田展彰<br>(筑波大学 教授)                     | 親からの虐待やネグレクトなどの影響で、愛着形成が困難な子どもへの理解と関わり方について。          |
| 2010年<br>11月13日 | アセスメントと養育計画                                    | 山田勝美<br>(山梨立正光生園 園長)                  | 子どもたちの抱えている問題を理解し、養育に活かしていくための視点について。                 |
| 2010年<br>12月12日 | こころの糧としての<br>子ども時代                             | 村瀬嘉代子<br>(日本臨床心理士会 会長)                | 子ども時代をどう過ごすことが、大人になってからのこころの糧となるのか、講師の実践をもとに考える。      |
| 2011年<br>1月16日  | 子ども虐待へのケアを<br>草の根で広げよう<br>(公開フォーラム)            | 杉山登志郎<br>(浜松医科大学児童青年期<br>精神医学講座 特任教授) | 虐待を受けた子どもを様々な角度からケアしていくことの必要性和、地域の中で虐待をどう防いでいくのかについて。 |
| 2011年<br>2月8日   | 家庭で育つということ<br>・家族を支えるということ<br>～国連ガイドラインについて学ぶ～ | 山本裕子<br>(西南学院大学社会福祉学科<br>准教授)         | 国連子どもの代替養育に関するガイドラインについて学び、日々の養育実践について見直す。            |

## 2011年度 里親研修 全4回(宿泊研修含む)

|                       | テーマ                                      | 講師                      | 内容                                                               |
|-----------------------|------------------------------------------|-------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 2011年<br>9月18日        | 性的虐待／ケア・スタディ                             | 西澤哲<br>(山梨県立大学)         | 性的虐待についての現状と、子どもへの影響について学び、日常の子どもの性化行動にどのように対応していくかを検討する。        |
| 2011年<br>12月17日       | 家庭的養育における<br>ストレスマネジメント                  | 大澤智子<br>(兵庫県こころのケアセンター) | トラウマを抱えた子どもを養育する養育者が抱えるストレスについて学び、ストレスにいかに関わり、どう対処するかを学ぶワークショップ。 |
| 2012年<br>1月15日        | 家庭的養育における実親家庭<br>との連携／ケア・スタディ            | 広岡智子<br>(子どもの虐待防止センター)  | 里子の実家族と里親がどのように関係をつくり、連携していくのか、講師の実践をもとに学ぶ。                      |
| 2012年<br>3月17<br>-18日 | 合宿研修<br>私は育てられた・私は育てる<br>～自分史から振り返る里親養育～ | 森茂起 (甲南大学)              | 養育者自身が自分について振り返り、日々の子どもとの関わり、養育についても振り返っていく合宿ワークショップ。            |



## 2012年度 里親研修 全4回(宿泊研修含む)

| 日時                           | テーマ                                      | 講師                                  | 内容                                                                                                                            |
|------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9月23日(日)<br>13:00<br>-16:30  | 愛着形成に課題をもつ子ども<br>との関わり方<br>～セラ・プレイ技法に学ぶ～ | 高井美和<br>(セラプレイカウンセリングセンター<br>東京 所長) | 発達障害や、愛着障害などにより、関係づくりの難しい子どもとの関わりについて、セラプレイの理論や技法に学ぶ。                                                                         |
| 11月18日(日)<br>13:00<br>-16:30 | 子どもの人生をともにつむぐ<br>ライフストーリーワークⅠ<br>(基礎編)   | 藤澤陽子<br>(国立武蔵野学院<br>心理療法士)          | 里親委託の前と後、施設入所の前と後などで途切れがちな子どものライフストーリーを、里親や職員が丁寧につなげていくことが子どもの成長やアイデンティティ形成にいかに関わり、実際に子どもとの間で直面したライフストーリーにまつわる課題をケア・スタディしていく。 |
| 2月2日(土)<br>13:00<br>-16:30   | 子どもの人生をともにつむぐ<br>ライフストーリーワークⅡ<br>(実践編)   |                                     | 子どものライフストーリーワークを実際に行っていく時に重要となるポイントや、留意点について学び、里親が実際に子どもとの間で行ったものを持ち寄り、検討する。さらに、実親との別離を対象喪失という視点も持ちながら、より実践的に学んでいく。           |
| 3月2-3日<br>(土日)<br>合宿研修       | 私は育てられた、私は育てる                            | 未定                                  | 養育者自身が自分について振り返り、日々の子どもとの関わり、養育についても振り返っていく合宿ワークショップ。                                                                         |

## ケア・スタディとは

参加者が、それぞれの養育の経験を共有し、相互に検討し合い、  
時には専門家のアドバイスをうけながら、子どもたちのための、  
普遍的なよりよい養育をめざしていくことを目的とします。

---

## 誓 約 書

1. ケア・スタディの提供者と、その子どもの個人情報については、  
子どもの福祉に携わる者としての守秘義務を遵守します。
2. ここで検討された、子どもへのよりよいケア（養育者との関わり）  
については、その子の養育に携わる人たちと情報を共有し、活かして  
いきます。

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_





## 福岡市里親会会則

（名称）

**第1条** この会は、福岡市里親会（通称「つくしんぼ会」以下「本会」）という。

（目的）

**第2条** 本会は、福岡市の里親相互の連携と研さんを積み、児童の福祉増進のため、効果的な活動を推進することを目的とする。

（事務局）

**第3条** 本会の事務局は、福岡市こども総合相談センター内におく。

（会員）

**第4条** 本会は、福岡市等の登録里親または登録里親であった者で、本会の趣旨に賛同し、入会届を提出した者をもって会員とする。

（役員）

**第5条** 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1 名    (2) 副会長 2 名    (3) 理事若干名（役員経験者、部会代表者他）
- (4) 会計 2 名    (5) 監査 1 名

**第6条** 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、本会の業務決定を行うとともに、会務の連絡にあたる。
- (4) 会計は、本会の金銭出納にあたる。
- (5) 監査は、本会の会計を監査する。

**第7条** 役員の任期は、1 年とする。但し、再任を妨げない。

- 2. 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

**第8条** 会議は、総会、定例会、理事会とする。

- 2. 会議は会長が召集し、総会は副会長が、定例会、理事会は会長以外の役員が議長となる。
- 3. 会議は、定員の過半数の出席がなければ、その会議を開き議決することができない。なお、出席ができない場合には、委任状をもって議決の委任をすることができる。
- 4. 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

**第9条** 定例会、理事会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務執行に関する事項。
- (2) 総会に付議すべき事項、又は総会により付議された事項。

**第 10 条** 総会は、年 1 回これを開く。ただし、会長が必要と認める場合は、臨時に召集することができる。

2. 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び歳入、歳出、予算の議決並びに、事業報告、決算の承認に関する事項。
- (2) 会則の変更に関する事項。

(会計)

**第 11 条** 本会の経費は、会費、里親会運営協力金、賛助（支援）金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2. 会費は、基本会費を月額 5 0 0 円とし正会員全世帯より徴収する。

3. 里親会運営協力金として、4 月、1 0 月時点での委託児童一人当たり月額 5 0 0 円を基本会費に加算し、半期毎に徴収する。

4. 賛助（支援）会員（別途規定する）は、会費年額個人 3 0 0 0 円（一口）、団体 1 万円（一口）を納入することによって、必要な情報を取得したり、会の支援活動に参加することが出来る。

**第 12 条** 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(弔慰金)

**第 13 条** 本会会員死亡の場合には、弔慰金として、1 0 , 0 0 0 円を支出する。

2. その他特に必要と認める場合については、定例会の承認をもって 1 0 , 0 0 0 円以内で支出する。

(見舞金)

**第 14 条** 本会会員が 2 週間以上入院する場合は、5 , 0 0 0 円を、また災害により、住居・家財に重大な損失を受けた時は、5 , 0 0 0 円以内を、それぞれ見舞金として支出する。

(推進業務費)

**第 15 条** 本会の業務を推進するために、会役員に一律 2 0 0 0 円を推進業務費として支出する。

**付則** この会則は、昭和 4 9 年 1 0 月 1 5 日から施行する。

改正 昭和 5 9 年 5 月 2 6 日（第 1 5 条）

改正 昭和 6 2 年 4 月 2 6 日（第 4 、1 5 条）

改正 平成 9 年 4 月 1 2 日（第 5 、1 4 、1 5 条）

改正 平成 1 1 年 4 月 2 4 日（第 9 条 2 ）

改正 平成 1 3 年 4 月 2 8 日（第 1 6 条）

改正 平成 1 5 年 4 月 1 2 日（第 3 条）

改正 平成 1 7 年 4 月 2 3 日（第 4 条）

改正 平成 1 8 年 4 月 2 2 日（第 4 条）

改正 平成 2 1 年 4 月 2 5 日（第 1 2 条）

改正 平成 2 3 年 5 月 1 4 日（第 5 、7 、1 6 条）

改正 平成 2 4 年 5 月 1 2 日（第 4 条以降全て）

## 本会の経費(会計)について

2012年度(平成24年度)より、下記の通りとする。

### 【経費】

- |            |                              |             |
|------------|------------------------------|-------------|
| ① 基本会費     | 年額 6,000円                    | (全正会員に適用)   |
| ② 里親会運営協力金 | 月額 500円                      | (委託児童一人につき) |
| ③ 賛助(支援)会費 | 個人年額 3,000円(一口)、団体年額 1万円(一口) |             |

#### ① 基本会費について

- ・正会員とは福岡市里親会(つくしんぼ会)会員

※総会における議決権をもつ

※里親会関係の全ての活動や会議に参加できる。

※「つくしんぼだより」「機関紙」「文集」の全てを無償配布

※会員内の名簿・連絡網を所有できる。

#### ② 里親会運営協力金について

- ・4月1日、10月1日時点での委託児童でカウントする
- ・特別養子縁組・普通養子縁組里親の場合は該当しない。

#### ③ 賛助(支援)会費について

- ・正会員以外で福岡市里親会(つくしんぼ会)の活動に支援、協力していただける個人、団体

※里親会関係の活動や会議に参加できる。

※「機関紙」等を配布

## 平成23年度 つくしんぼ会事業報告書

| 4月                   | 5月                | 6月    | 7月                      | 8月                  | 9月                       | 10月                               | 11月 | 12月                           | 1月    | 2月               | 3月                                           |
|----------------------|-------------------|-------|-------------------------|---------------------|--------------------------|-----------------------------------|-----|-------------------------------|-------|------------------|----------------------------------------------|
| ・ランドセル式<br>・損害賠償保険更新 | ・総会<br>・補助金・交付金申請 | ・物品販売 | ・九州地区会長会<br>・九州地区里親研修大会 | ・お盆ふれあい行事<br>・内部研修会 | ・里親フォーラム<br>・合同研修会(キャンプ) | ・えがお館主催里親研修<br>・全国里親月間<br>・全国里親大会 |     | ・札幌市里親会・福岡市里親会交流会<br>・里親会会長会議 | ・施設訪問 | ・新年会<br>・里親フォーラム | ・損害賠償保険更新<br>・つくしんぼ基金からの祝金贈呈式<br>・えがお館主催里親研修 |
| ← < 定例会 > →          |                   |       |                         |                     |                          |                                   |     |                               |       |                  |                                              |

\*月1回 定例会

## 《内容別》

| 行 事                    |         | 期 日                  | 参加者等                                   | 実 施 内 容 等                                                                                                                                                                   |
|------------------------|---------|----------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総 会                    |         | 5月14日(土)             | 会員 34名<br>子ども 32名                      | [会場] 福岡市こども総合相談センター<br>[議題] ①平成22年度事業報告・収支決算報告<br>②平成22年度会計監査報告<br>③平成23年度事業計画・収支予算<br>④会則の改正 他                                                                             |
| 内部研修会                  |         | 8月20日(土)             | 大人 19名<br>子ども 22名                      | [会場] プチサンク<br>[内容] 男性懇話会<br>女性茶話会<br>歓送迎会                                                                                                                                   |
| 合同研修<br>・キャンプ<br>・施設訪問 |         | 9月7日(土)              | 大人 21名<br>子ども 33名                      | [場所] 若杉山キャンプ場                                                                                                                                                               |
|                        |         | 1月14日(土)             | 会員 13名                                 | [場所] 報恩母の家                                                                                                                                                                  |
| 札幌市里親会・福岡市里親会交流会       |         | 12月6日(火)             | 会員 5名                                  | [場所] 福岡市こども総合相談センター<br>[内容] 両都市活動報告                                                                                                                                         |
| 全国里親大会<br>・里親研究協議会     |         | 10月1日(土)<br>～2日(日)   | 会員 4名                                  | [会場] 愛知県 ウィルあいち<br>[分科会] 「虐待を受けた子どもの、回復と育ちを支える支援の中でつまづくこと」他<br>[基調講演] 「愛着の絆は、子どもの未来を創る～脳の仕組みを知って～」<br>[対談フォーラム] 「子どもの命を守るために」                                               |
| 九州地区<br>里親研修大会         |         | 7月23日(土)<br>7月24日(日) | 会員 15名                                 | [会場] 福岡県 クローバープラザ<br>[基調講演] 「里親と子どもの課題」<br>[基調報告] 全国里親会理事<br>[パネディスカッション] 「里親が出来てよかった、あってよかった、やってよかった、会えてよかった」<br>[分科会] 「告知について」「自立支援について」「思春期への対応について」「愛着発達障害について」「里子と語ろう」 |
| 会議                     | 九州地区会長会 | 7月23日(土)             | 会長代理                                   | 22年度事業報告について、22年度収支決算について 他                                                                                                                                                 |
|                        | 里親会会長会議 | 12月10日(土)            | 会長代理                                   | IFCO(国際フォスターケア機構)日本世界大会開催について 他                                                                                                                                             |
| 定 例 会                  |         | 4月9日(土)              | 役員・会員<br><br>延べ人数 251名<br>(定例会の参加人数のみ) | ランドセル式、今後の里親会の在り方、総会の日程について 他                                                                                                                                               |
|                        |         | 5月14日(土)             |                                        | 本日の総会について、里親損害賠償責任保険 他                                                                                                                                                      |
|                        |         | 6月11日(土)             |                                        | 男性懇話会、今年度の行事の担当者の選出、そうめん販売について 他                                                                                                                                            |
|                        |         | 7月9日(土)              |                                        | 懇親会、物品販売、合同研修会(キャンプ)、福岡市虐待防止推進委員会について 他                                                                                                                                     |
|                        |         | 8月20日(土)             |                                        | 懇親会、物品販売、合同研修会(キャンプ)、「子どもの村福岡」主催の研修について 他                                                                                                                                   |
|                        |         | 9月17日(土)             |                                        | 懇親会、「子どもの村福岡」主催の研修について 他                                                                                                                                                    |
|                        |         | 10月8日(土)             |                                        | 合同研修会(キャンプ)、「子どもの村福岡」主催の研修、全国里親研修大会 他                                                                                                                                       |
|                        |         | 11月12日(土)            |                                        | こども虐待防止キャンペーン、札幌市里親会との交流会、施設訪問、新年会について 他                                                                                                                                    |
|                        |         | 12月17日(土)            |                                        | 札幌市里親会との交流会、全国里親会会長会議報告、施設訪問、新年会日程について 他                                                                                                                                    |
|                        |         | 1月14日(土)             |                                        | 施設訪問、新年会、2月定例会、巣立ちの会、役員人事について 他                                                                                                                                             |
|                        |         | 2月11日(土)             |                                        | 施設訪問報告、新年会、巣立ちの会、役員人事、4月の定例会・総会について 他                                                                                                                                       |
|                        |         | 3月10日(土)             |                                        | 新年会、巣立ちの会、4月定例会、総会の課題・日程について 他                                                                                                                                              |
| 物品販売                   |         | 5月～7月                |                                        | バザーや物品販売                                                                                                                                                                    |
| えがお館主催研修・NPO講演会        |         | 9月10日(土)             | 会員 17名                                 | フォーラム「新しい絆」                                                                                                                                                                 |
|                        |         | 10月8日(土)             | 会員 19名                                 | 里親研修「しつけと体罰、どこから虐待？」                                                                                                                                                        |
|                        |         | 2月4日(土)              | 会員 14名                                 | フォーラム「新しい絆」                                                                                                                                                                 |
|                        |         | 3月13日(火)             | 会員 18名                                 | 里親研修「里子のライフストーリーワークについて」                                                                                                                                                    |
| お盆ふれあい行事               |         | 8月12日(木)<br>～15日(日)  | 会員 5世帯                                 | 乳児院・養護施設に入所している子どものうち、お盆の時期に一時帰省できない子どもを自らの家庭に預かり、家庭生活を体験させる。(主催：こども総合相談センター)                                                                                               |
| 新年会                    |         | 2月11日(土)             | 94名                                    | [会場] わざわざ博多本店                                                                                                                                                               |
| 贈呈式                    |         | 3月10日(土)             | 対象里子5名                                 | つくしんぼ基金からの祝金贈呈式                                                                                                                                                             |

## 平成 24 年度 つくしんぼ会事業計画書

| 4 月                   | 5 月          | 6 月                 | 7 月                     | 8 月           | 9 月             | 10 月               | 11 月     | 12 月 | 1 月   | 2 月  | 3 月                                             |
|-----------------------|--------------|---------------------|-------------------------|---------------|-----------------|--------------------|----------|------|-------|------|-------------------------------------------------|
| ・補助金・交付金申請<br>・ランドセル式 | ・総会<br>・物品販売 | ・全国評議員会<br>・こ相主催研修会 | ・九州地区里親研修大会<br>・こ相との懇談会 | ・ふれあい(お盆)里親行事 | ・合同研修会(レクレーション) | ・全国里親大会<br>・全国里親月間 | ・こ相主催研修会 |      | ・施設訪問 | ・新年会 | ・損害賠償保険更新<br>・九州地区会長会<br>・つくしんぼ果立ちの<br>お祝い金の贈呈式 |
| ← < 定例会 若しくは 部会 > →   |              |                     |                         |               |                 |                    |          |      |       |      |                                                 |

\*月1回 定例会若しくは部会

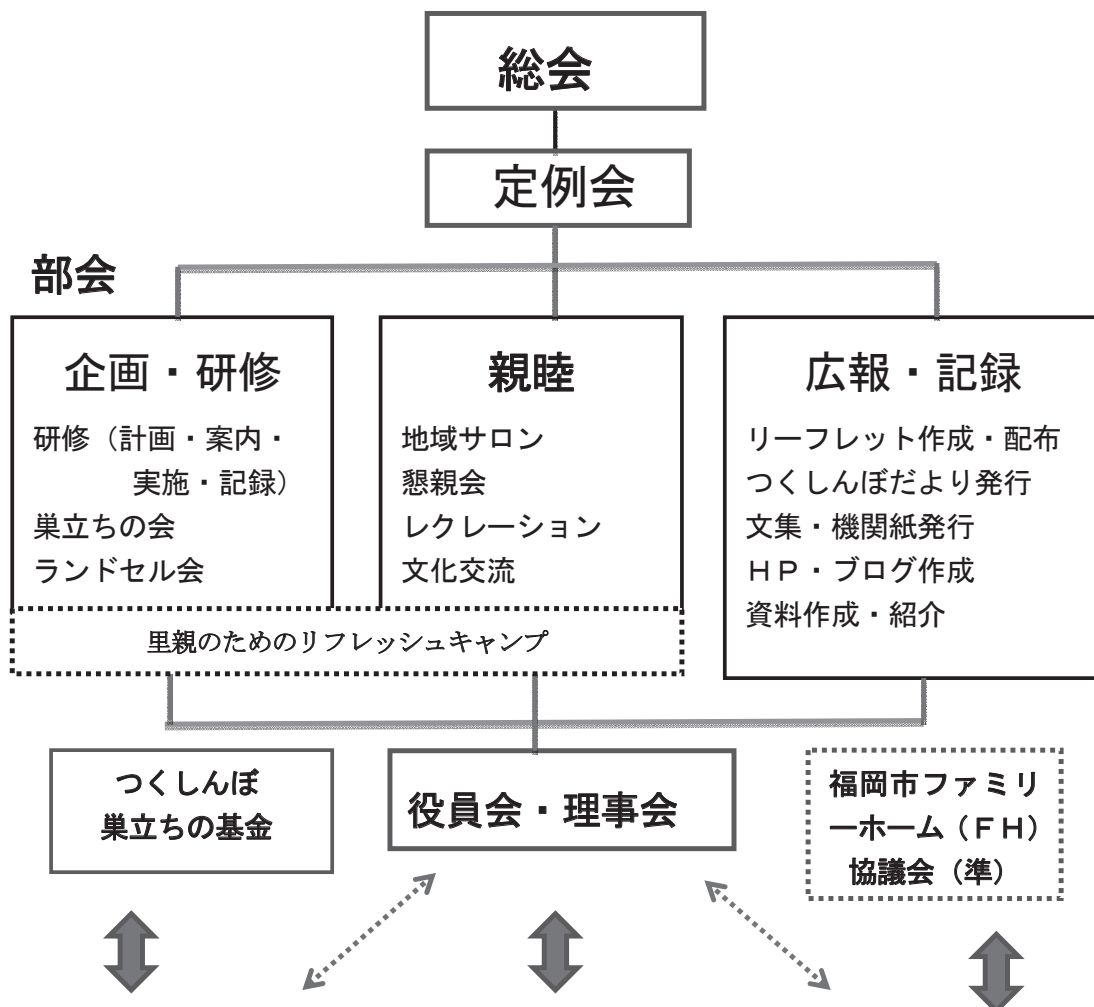
## 《内容別》

| 行 事                       |             | 期 日                            | 参加者等  | 実 施 内 容 等                                                                         |
|---------------------------|-------------|--------------------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 総 会                       |             | 5 月 日(土)                       | 全 員   | [会場] 福岡市こども総合相談センター                                                               |
| 懇談会                       |             | 7 月                            | 役 員   | 子ども総合相談センターとの懇談会                                                                  |
| 合同研修<br>・レクレーション<br>・施設訪問 |             | 9 月                            | 会 員   | ふれあいレクレーション                                                                       |
|                           |             | 1 月                            | 会 員   | 施設見学会                                                                             |
| 全国里親大会<br>・里親研究協議会        |             | 10月6日(土)<br>～ 7 日<br>(日)       | 会 員   | [開催地] 山形県                                                                         |
| 九州地区<br>里親研修大会            |             | 7月28日(土)<br>7月29日(日)           | 会 員   | [開催地] 長崎県                                                                         |
| 会<br>議                    | 全国評議員<br>会  | 6 月                            | 会 長   | 全国里親会活動と情報交換                                                                      |
|                           | 九州地区会<br>長会 | 3 月                            | 会 長   | 九州地区里親研修大会打ち合わせ                                                                   |
| 定 例 会<br>部 会              |             | 毎月<br>第2土曜日<br>10:00～<br>12:00 | 役員・全員 | [会場] 福岡市こども総合相談センター                                                               |
| 物品販売                      |             | 5月～7月                          | 全員    | (島原手延そうめん：未定) の販売                                                                 |
| こ相主催研修会                   |             | 6 月 5 日                        | 全員    | 「告知」について                                                                          |
|                           |             | 10月13日                         | 全員    | テーマ未定                                                                             |
|                           |             |                                |       |                                                                                   |
| お盆ふれあい<br>行事              |             | 8月12日<br>(金)<br>～15日<br>(月)    | 希望者   | 乳児院・養護施設に入所している子どものうち、お盆の時期に一時帰省できない子どもを自らの家庭に預かり、家庭生活を体験させる。<br>(主催：こども総合相談センター) |
| 新年会                       |             | 2 月                            | 全員    | 未定                                                                                |
| 贈呈式                       |             | 3 月                            | 全員    | つくしんぼ基金からの祝金を自立する里子に贈呈する。                                                         |



## 福岡市里親会の新しい組織図

平成 24 年 6 月



### 社会的養護を担う諸団体への参加、或いは連携・交流・協働事業

全国里親会・九州地区里親協議会・札幌市里親会  
 福岡市子ども虐待防止活動推進委員会・福岡市里親委託等推進委員会  
 ファミリーシップ福岡・子どもNPOセンター福岡・子どもの村福岡・いっしょ☆ふくおか  
 そだちの樹・福岡乳児院児童養護施設協議会(乳養協)・かんらん舎・九州冒険王  
 福岡赤坂ライオンズクラブ・フードバンク九州・ストリートプロジェクト他

委託率アップの取り組み その2

## 大分県

継続的・積極的に行政が取り組んだ例



## <はじめに>

大分県の要保護児童 479 人（平成 24 年 3 月 31 日現在）のうち、全体の 25.1%を占める 120 人の児童が里親とファミリーホームに委託されている。平成 13 年度末の委託率は 1.2%だったので、ここ 10 年間で委託率が 23.9%上昇したことになる。

平成 24 年 7 月、大分県の協力を得て、平成 14 年度から現在に至るまでの大分県の里親委託推進を全国里親委託等推進委員会が調査した。本章では、委託率の上昇につながったと考えられる大分県の取り組みについて報告する。

### 【目次】

- 1 大分県の概要と社会的養護の資源
  - 2 里親委託の成功体験を共有する
  - 3 組織的に里親委託を推進する
  - 4 着実かつ継続的にアプローチする
  - 5 里親支援を丁寧に行う
  - 6 里親の社会的養護の担い手としての意識を高める
  - 7 施設と里親 ー相互理解と連携の仕組みづくりー
  - 8 里親委託率アップの取り組みを振り返って
  - 9 データで見る里親と委託児童の増加
  - 10 参考 児童相談所と里親支援専門相談員との協働
  - 11 委託推進の歩み 10 年間で委託率 1.2%から 25.1%へ
- 大分県 資料一覧

# 1 大分県の概要と社会的養護の資源

## ■里親委託推進が必要とされた理由

大分県の人口は1,191,488人、児童人口数は189,440人（平成23年10月1日現在）、県内の児童相談所数は2か所である。県内には乳児院数が1か所、児童養護施設が9か所あるが、図1にあるように、すべて県中部・北部にあり、県南部には乳児院と児童養護施設がない。平成12～13年当時、増え続ける児童虐待のなかで要保護児童が増えて施設が満床になり、子どもの生活の場が足りなくなったのが課題であった。また地理的な問題以外にも、集団生活に適応が難しい児童がいるという理由で、他の選択肢が必要であった。児童養護施設は、精一杯子どもたちを支えていたものの、個別的な関わりが必要な子どもへの対応については体制的に十分とは言えなかった。現場が対策を模索するなかで、行き着いたところが里親制度であった。

|              |                       |                                      |
|--------------|-----------------------|--------------------------------------|
| 人口           | 1,191,488 人(H23.10.1) | 約 119 万人                             |
| 児童人口         | 189,440 人(H23.10.1)   | 約 19 万人                              |
| 児童相談所数       | 2 か所                  |                                      |
| 乳児院数         | 1 か所                  | 18<br>(1) 人 20 名定員 (H23.4.1)         |
| 児童養護施設数      | 9 か所                  | 348<br>(5) 人 405 名定員 (H23.4.1)       |
| 情緒障害児短期治療施設  | 0 か所                  | 0 人 0 名定員 (H23.4.1)                  |
| 里親登録数        | 128 世帯                | (H23 年度末)                            |
| 受託里親数        | 62 世帯                 | (H23 年度末)                            |
| 里親委託児童数      | 82 人                  | (H23 年度末)                            |
| ファミリーホーム数    | 10 世帯                 | (H23 年度末) ファミリーホームは9ホーム<br>が里親登録している |
| ファミリーホーム委託児数 | 38 人                  | (H23 年度末) (里親委託の内数)                  |

※乳児院・児童養護施設の在所者の( )書きは他県・市からの措置児童(内数)



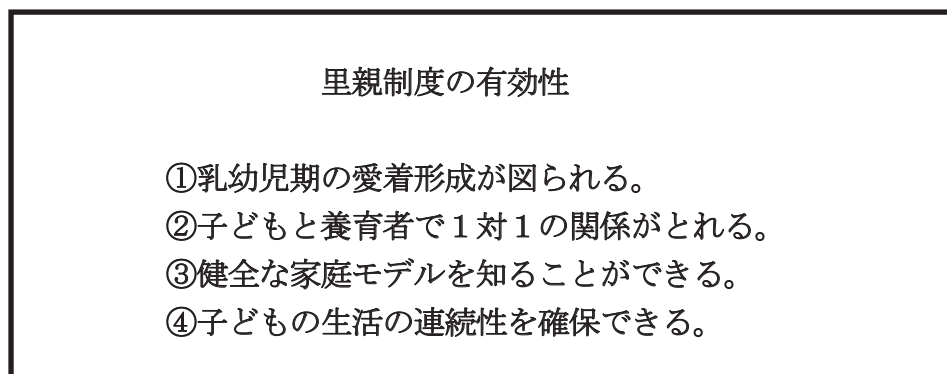
図1 大分県の社会的養護資源分布図



平成24年4月1日現在

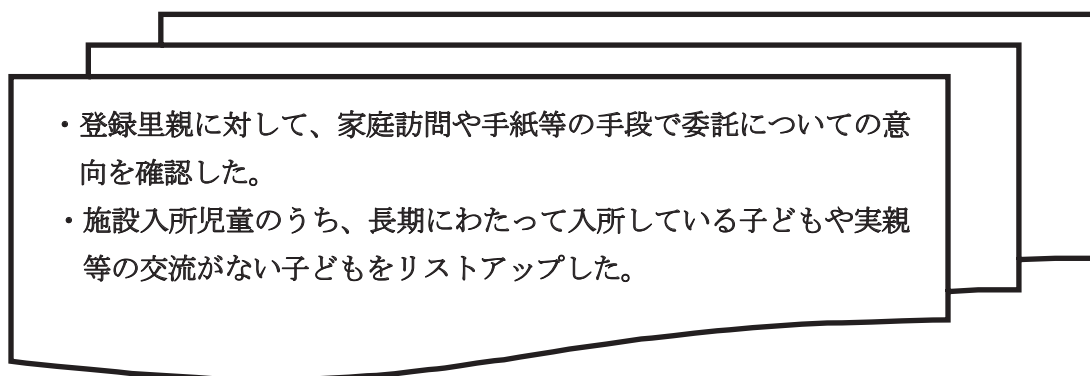
## 打開策を必要とするタイミングで里親制度の改革があった

このような状況のもとで、以前から細々と行われていた里親委託で子どもたちが落ち着いて生活している様子が見られたことから、打開策として、現場が里親制度に関心を持つようになった。また、平成14年、『里親の認定等に関する省令』と『里親が行う養育に関する最低基準』が施行された。専門里親、親族里親が創設され、里親支援事業や里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）が制度化された。このような国による里親制度の改革があり、「**子どもの最善の利益を確保する**」という児童の権利条約に基づいた視点から、児童相談所内で里親制度の有効性を取りまとめることとなった。その結果、以下の4つを里親委託の有効性として**所内で共有し**、委託を推進することになった。



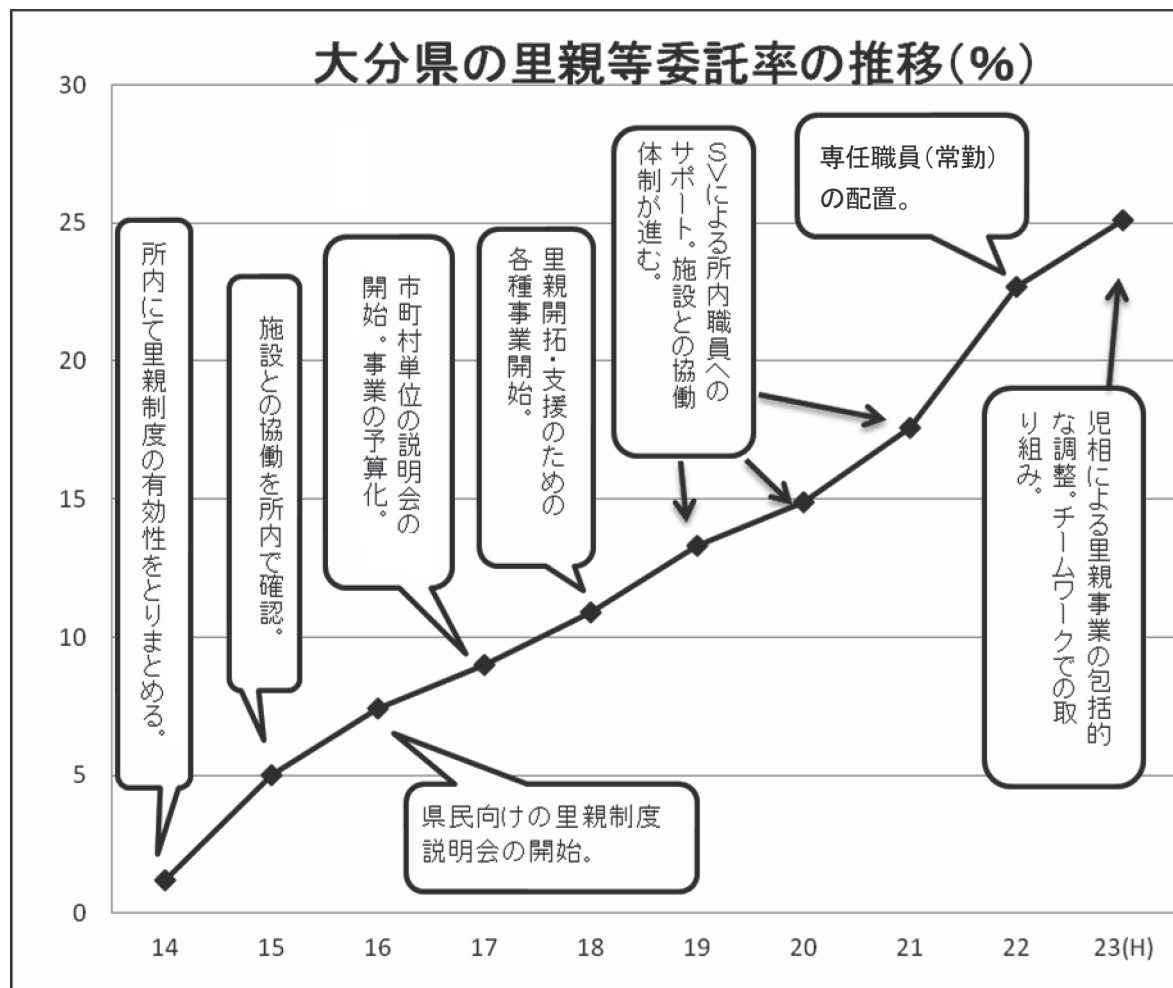
現場では

どう動いたのか？



その結果、少しずつ施設から里親への措置変更が始められた。措置変更の推移についてはP110 里親・ファミリーホーム関係年度別データ中の「施設→里親(FH)措置変更数」を参照。平成14年度から平成23年度までの委託率の推移と主な取り組み内容を図2に示した(時系列での取り組み内容の詳細については、P119の表を参照)。

図 2



※ P119「委託推進の歩み」の表参照。

#### 大分県の委託児童数の推移

| 年度     | H14 | H15 | H16 | H17 | H18  | H19  | H20  | H21  | H22  | H23  |
|--------|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|------|
| 委託児童数  | 5   | 22  | 33  | 44  | 51   | 62   | 69   | 81   | 114  | 120  |
| 委託率(%) | 1.2 | 5.0 | 7.4 | 9.0 | 10.9 | 13.3 | 14.9 | 17.6 | 22.7 | 25.1 |

#### 全国の里親等委託率の推移

| 年度           | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19  | H20  | H21  | H22  | H23  |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|
| 全国の里親等委託率(%) | 7.4 | 8.1 | 8.5 | 9.1 | 9.5 | 10.0 | 10.5 | 11.1 | 12.0 | 13.6 |

## 里親制度に関連した組織の紹介

### ■里親会

|           |                                                                                                                                |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局の所在：   | 大分県社会福祉協議会                                                                                                                     |
| 事務局の所管事務： | 文書関係事務、理事会決定事項の実施に係る準備・運営・調整、会計管理（会費徴収、委託事業関係業務、予算・決算等）、里親賠償責任保険窓口                                                             |
| 里親会の活動内容： | 事業計画は、理事会で決定。総会・理事会・委託を受けている里親サロンのブロック別運営、全体交流会、児童相談所と県担当課との意見交換会、会報の発行、ファミリーホーム協議会及び児童アフターケアセンター大分との連携、里親促進活動（里親開拓等）、里親賠償責任保険 |
| 里親会加入率：   | 48 加入里親数／128 登録里親数＝37.5%（平成 24 年 3 月 31 日現在）<br>92 加入里親数／130 登録里親数＝70.8%（平成 24 年 7 月 1 日現在）                                    |

### ■里親委託等推進委員会

|          |                                                        |
|----------|--------------------------------------------------------|
| 委員会構成団体： | 児童養護施設、乳児院、県里親会、児童相談所、県庁担当課                            |
| 委員会の内容：  | 1 回／年開催。社会的養護の現状や里親委託等の現状、取り組みについて報告し、県の取り組みについて共有を図る。 |

### ■里親支援専門相談員

|        |                                                                                                                                                           |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 設置箇所数： | 乳児院 1 か所、児童養護施設 4 か所                                                                                                                                      |
| 活動内容：  | 乳児院は、県全域担当。児童養護施設は、県を 4 ブロックに分担し地域担当制。担当地域の里親家庭・ファミリーホームを訪問。施設内の里親委託への措置変更を検討。ブロックの里親サロンへの参加・場所の提供、週 1 回の里親支援専門相談員と児童相談所との定期連絡会の実施、各種研修への参加（詳細は、P111 参照）。 |

## ■里親委託率の顕著な伸びをもたらした取り組み

里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因として、大分県では、以下の4点を挙げている。

- ① 里親委託を推進する理由が「子どもの最善の利益を確保する」という子ども中心の視点であったこと。
- ② 里親と施設の相互理解・連携が里親委託推進に関わる事業展開の大きな柱になったこと。
- ③ 施設入所児童のうち、里親委託が適当な子どもの選定や措置変更が、施設と里親の理解・協力のもとに円滑に行われたこと。
- ④ 児童相談所の体制強化、職員の里親委託の有効性理解が進んだこと。

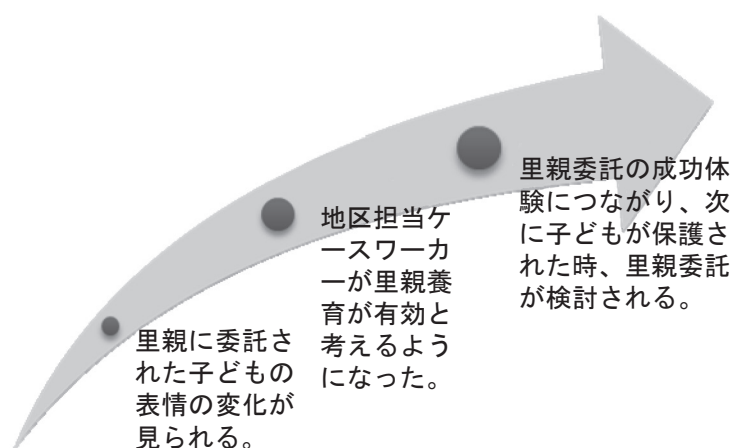
では、実践現場では、具体的にどのように取り組んだのだろうか。以下、実践現場における取り組みを紹介する。



## 2 里親委託の成功体験を共有する

### ■成功体験の意義

前述したように、大分県が里親委託推進を行うきっかけとなったのは、要保護児童の措置先の選択肢の乏しさや集団生活に適応できない子どもの存在であった。実際に里親に子どもを委託してみると、子どもの表情などに変化が見られ、地区担当ケースワーカー(児童福祉司)が里親養育は子どもに有効と考えるようになった。これが児童相談所全体にとって、「里親委託の成功体験」につながった。このような体験の積み重ねを経て、子どもが保護され措置を検討する時に、「この子どもには、里親委託が良いのではないだろうか」という発想をするようになった。



集団のなかで生活することが難しく、個別的なケアを必要とする子どもは、養育者との1対1の関係をつくることのできる里親委託が望ましい。しかし子どもには、それまでの育ちのなかで受けた様々な影響があり、里親自身が子どもに振り回されるなど養育困難な状況に陥る可能性がある。そこで、このようなことを避け、里親委託を推進するために、家庭訪問や通所による心理面接など、里親と子どもに手厚い支援を行い、困難を乗り越えていけるように整えた。**困難事例の対応経験が里親支援の充実を促し、困難事例が成功体験へと転じていった。**児童相談所内で一連の流れが共有されることで、措置を検討する際に里親委託を優先的に考えるようになった。

### ■成功体験のあるスーパーバイザーが重要ポイントを引き継ぐ

大分県では児童福祉司を専門職で採用していないが、児童相談の経験を持つ者をスーパーバイザーの立場で再度赴任させるなど、児童相談所の専門性の確保に努めている。里親委託においても、成功体験を持つ職員がスーパーバイザーの立場で指導したり、里親担当をした職員が県庁の担当課に配置されるなど、大分県として一体的に里親委託を推進する体制になっている。里親委託の有効性や気をつけるべきポイントを熟知したスーパーバイザーが、児童相談所に複数配置されている意義は大きく、里親委託における専門的支援を保てる理由となっている。

### 3 組織的に里親委託を推進する

#### ■児童相談所の体制整備

里親委託を推進するということは、里親の開拓、アセスメント、打診、家庭訪問など、施設措置に比べて多くの労力を必要とすることでもある。大分県では児童虐待対応件数が増加するなか、児童福祉司や一時保護所職員を中心に人員増が行われてきたが、里親委託を推進するに当たり、**里親制度に関わる人員も増員している**（下記の表参照）。

★平成 16 年度に里親専任職員（里親委託等推進員 非常勤 1 名）を初めて中央児童相談所に配置した。その後、平成 18 年度に 2 名、平成 24 年度に 1 名と、非常勤専任職員を県全体で 4 名に増員し、里親訪問や電話相談、トライアル里親（P107 参照）の調整、措置費のとりまとめ、台帳管理、各種事務など里親支援全般を担当している。

★平成 22 年度には**新たに里親専任職員（常勤 1 名）を中央児童相談所に配置した**。常勤専任職員の配置前は、地区担当児童福祉司が里親業務を担当していたため、里親開拓・普及啓発・広報活動や研修対応が十分ではなかった。**配置後は上記の業務に加え、里親委託に関わる指導・助言、里親支援や里親会対応も行うことができ、里親委託の大幅な伸びにつながった**。平成 24 年度には、**里親専任職員（常勤 1 名）が新たに追加配置された**。

また、かつて里親担当をしていた職員が県庁担当課など他部署を経て、児童相談所に里親 S V として戻ってくるなど、**県全体で一体的に里親委託を進めることができる体制**となっている。

| 年度  | 児童相談所の体制 |        |          |        |   |          |    |     |
|-----|----------|--------|----------|--------|---|----------|----|-----|
|     | 児相数      | 児童福祉司数 |          |        |   | 里親委託等推進員 |    |     |
|     |          |        | うち里親担当職員 |        |   |          | 常勤 | 非常勤 |
|     |          |        | うち専任     | うち他業兼務 |   |          |    |     |
| H16 | 2        | 16     | 2        |        | 2 | 1        |    | 1   |
| H17 | 2        | 20     | 2        |        | 2 | 1        |    | 1   |
| H18 | 2        | 20     | 3        |        | 3 | 3        |    | 3   |
| H19 | 2        | 21     | 3        |        | 3 | 3        |    | 3   |
| H20 | 2        | 22     | 3        |        | 3 | 3        |    | 3   |
| H21 | 2        | 23     | 4        |        | 4 | 3        |    | 3   |
| H22 | 2        | 21     | 2        | ※1     | 1 | 3        |    | 3   |
| H23 | 2        | 23     | 2        | ※1     | 1 | 3        |    | 3   |
| H24 | 2        | 23     | 3        | ※2     | 1 | 4        |    | 4   |

※H22 以降、里親専任職員は児童福祉司の数に含まれていない。

## ■里親専任職員の受理会議と援助方針会議への参加

里親専任職員は週1回、児童相談所で定期的開催される受理会議に必ず参加している。受理会議では児童相談所が相談援助活動を行うすべての事例について扱うので、会議に参加することにより、支援が必要な子どもたちの情報を把握することができる。また、入所や委託の措置を検討する援助方針会議にも参加し、里親委託が適当かどうかを検討している。

## ■中央児童相談所における里親担当職員の業務分担

里親専任職員(常勤2名と非常勤3名)から構成される里親担当(班)が里親に関することや支援メニュー、措置費に関する業務を行っている。

### 里親専任職員(SV)の主な業務

- ・里親関係業務の総括・調整
- ・里親とファミリーホームへの指導と助言
- ・登録里親とファミリーホームの現状把握
- ・里親研修の企画・実施
- ・児童福祉審議会里親部会関係
- ・里親支援専門相談員との連携
- ・里親会との連携
- ・被措置児童虐待に関することなど

### 里親専任職員(担当)の主な業務

- ・里親とファミリーホームへの指導と助言
- ・登録里親とファミリーホームの現状把握
- ・里親研修の企画・実施
- ・里親の開拓、里親認定のための調査関連
- ・里親支援ボランティア関連
- ・里親委託推進委員会関連
- ・里親関係支出事務など

### 非常勤職員3名の主な業務(里親の居住地により担当地区がある)

- ・里親とファミリーホームに関わる措置費のとりまとめ
- ・里親の現状把握(訪問や電話など)
- ・里親研修会に関する事務補助
- ・里親支援ボランティア事業に関する事務補助
- ・レスパイト事業関連
- ・里親登録者台帳の整理
- ・里親訪問台帳の整理
- ・トライアル里親事業関連
- ・里親の開拓と調査関連
- など

## ■里親担当職員と地区担当ケースワーカー(児童福祉司)の業務分担

委託児童の措置に関することと実親に関することは地区担当ケースワーカー(児童福祉司)が担当し、里親に関することや支援メニュー、措置費に関することは里親担当職員が受け持つ。しかし、現実的には明確な分担が難しく、情報の共有が最も大切である。里親が児童相談所に連絡してくる場合も、連絡の内容や相談内容を担当毎に分けることが難しいので、受けた方の担当が内容を整理した上で、適宜引き継ぎをする。通所、家庭訪問、実親との面会などの里親と子どもに関する情報は、委託の継続の判断や家庭復帰等を検討するため、また、子どもの状態を把握するのに重要なため、

**里親担当職員と地区担当ケースワーカーが小まめに連絡し合うことを徹底**している。

## ■里親個別ファイルの作成

平成 17 年度に里親の個別ファイルを作成し、過去の委託状況、里親の意向、家庭の状況、受託可能な子どもの年齢層、不調のおそれがある子どものタイプ等を把握している。里親個別ファイルにより、

**職員の異動があっても、児童相談所内で情報を共有**することができている。

また、児童相談所の定例会議(毎週開催)では、月に 1 回、直近の里親情報を里親担当職員から全職員に提供している(平成 22 年度から)。里親の近況や受託可能な里親、新規登録里親等の動向が報告され、職員がケースワークを行う際の参考になっている。

## 4 着実かつ継続的にアプローチする

### ■地域福祉の視点から里親委託を推進する

大分県では「一中学校区に一里親家庭を」を目標に、平成 17 年度から、里親制度説明会を全市町村で継続的に開催している（資料大分 1）。前述したように、施設の場所が県内で偏在しており、施設のない地域で子どもが保護された場合、慣れ親しんだ地域から子どもが切り離されてしまう可能性がある。そこで、施設の地域的偏在を補い、子どもの生活の連続性を確保するために、里親開拓を進めるに当たって、「一中学校区に一里親家庭」のスローガンを掲げている。

#### 地域で里親推進を行う利点



- ★子どもの地元で里親がいて受け入れできれば、馴染んだ学校や保育園に通い続けることができる。
- ★里親が生活する地域で里親制度に対する理解があれば、里親が地域で孤立することなく、地域の社会資源から子育て支援を受けることができる。

### ■里親制度説明会の展開

#### 1. 里親制度説明会の概要

平成 24 年度は県内各地で計 14 回の里親制度説明会が開催された。広報の手段は、新聞や市町村広報への案内記事の掲載である。**市町村広報掲載の 2～3 週間後に説明会を実施すると、人が集まりやすいという傾向が見られる。**

#### 例年の繰り返しを着実な申し込みにつなげる

主に市町村  
広報誌に  
掲載

2～3 週間後



- ・場所によって夜に開催
- ・希望者が 1 人でもいれば開催
- ・真剣な希望者にしっかりと情報提供
- ・大分県の現状を伝える
- ・養育の喜びと難しさの両面を伝える
- ・子どもの生活の場が必要だと伝える
- ・じっくりと検討してもらう



大分市の説明会では夜 19 時から開催するなど、開催時間を工夫している。県下全域を対象にした中央児童相談所での説明会も 1 回開催されたほか、若い人たちに里親制度を知ってもらうという目的で大学や大学院の学生を対象に 2 回説明会を開催した。**例年、説明会を繰り返すことが、着実な申し込みにつながっている。**

説明会の内容は、社会的養護の体系、大分県の現状、里親制度の概要、里親養育のメリットとデメリット、里親への支援体制、申請から登録までの流れなどの情報が網羅されている（資料大分 2）。社会的養護の体系の部分では、保護されている子どもたちが全員、里親に委託されるわけではなく、子どもにとって最善の利益が確保できる場所を児童相談所が選択することが説明されている。また、里親委託は子どもと里親の双方に家族としての喜びや豊かさをもたらす一方で、相性の問題や中途養育の難しさ、家庭という私的な場所で行われる公的養育であり、里親は社会的養護の担い手であることなどを説明し、申請前に家庭で十分に検討するように働きかけている。

## 2. 里親制度説明会のターゲットは里親を真剣に考える人に絞る

広報を見て説明会に足を運ぶ人はかなり関心の高い人なので、参加希望者が 1 名でもいれば実施している。**多くの参加者を募るというコンセプトではなく、真剣に考えて里親になってくれる人にしっかりとした情報を届けることを目的としている。**不特定多数では参加者の理解のために必要なポイントを絞りにくいが、参加者が少ないことは、参加者の理解や興味にあわせて具体的にわかりやすく説明できるという利点がある。

施設がない地域の説明会では、里親がいないと保護された子どもが地元を離れなくてはいけないという事情を話し、「子どもの生活の場が必要である」と協力を求めている。

## 3. 里親制度説明会への市町村職員参加

平成 24 年度は 14 回の説明会のうち、12 回で市町村担当者（要保護児童対策協議会担当者）の参加があった。最近では、保護者の短期間の入院時に里親委託するなど、里親制度が地域の社会資源として機能している。

### ■市町村に里親養育行政説明会への参加を呼びかける

里親制度説明会に加えて、里親養育行政説明会にも市町村の児童福祉担当者の参加を呼び掛けている。

#### 平成 24 年度里親制度説明会

- ・里親に関心がある人を対象に広報啓発
- ・県内各地で 14 回開催
- ・12 回で市町村担当者（要保護児童対策協議会担当者）が参加

#### 平成 24 年度里親養育行政説明会

- ・登録里親を対象に必要な事項を周知
- ・地区別に開催（7 地区）
- ・11 市町 18 名の市町職員が参加

里親養育行政説明会は里親養育に必要な事項を登録里親に周知する目的で開催しているが、市町村に対しても里親養育行政説明会を案内し、児童福祉担当者の参加を呼び掛けている（資料大分3）。平成24年度は初めて地区別（別杵、大分、豊肥、県南、県北、玖珠・日田、中津）に開催し、11市町18名の市町村職員が参加した。市町村からは「市町村としても支援していきたいので、市内の里親や委託されている子どもについて、児童相談所から情報提供してもらいたい。必要があれば市の他部局とも連携して支援できる」という反応があった。市町村が里親制度を知ること、里親に有効な子育て支援制度を紹介できるなど、スムーズな連携が図られている。

また、里親が児童措置費の支給を含めどのような支援を受けているか、その根拠法令等を知り、

**市町村の子育て支援策の何を適用できるかを一緒に考えてくれることもあった。**



- ★市町村のバスを里親会の活動等に貸し出してくれる市町村が現われた。
- ★ある市町村では子どもの小学校等での怪我などに備えて養育者が加入する日本スポーツ振興センターの掛金が免除となった。

市町村職員からは、「**地区別説明会を通じて、里親と顔見知りになれた。児童措置費など事務的な内容も理解できてよかった**」との反応もあった。児童相談所としても、各市町村に対して管内里親委託児童について情報提供していくとともに、今後の委託についても、その都度、里親が居住している市町村に連絡することになった（**要保護児童対策地域協議会の位置づけで情報提供するため、守秘は保持される**）。

里親からは「市町村にも里親を知ってもらいたい。まずは市役所の人と顔見知りになりたい。支援もしてもらいたい」「市町村の人を知ることができてよかった」という反応があった。

さらに里親のスキルアップ研修（年に1回の里親の全体研修）にも児童相談所から市町村に声をかけて、市町村職員が参加している。

## 市町村

- ・里親と顔見知りになれた。
- ・措置費など事務的な内容も理解できてよかった。
- ・市町村として、どう支援できるか考えたい。

## 児童相談所

- ・各市町村に対して管内里親委託児童について情報提供していきたい。
- ・今後の委託についても、その都度、里親が居住している市町村に連絡していきたい。

## 里親

- ・市町村にもっと里親制度を知ってもらいたい。
- ・市町村の人を知ることができてよかった。

## ■広報の機会にアンテナを張る本庁担当課

県の広報番組や広報誌など本庁(こども子育て支援課)の里親担当者が広報に関してアンテナを張ることにより、広報の機会を逃さないようにしている。平成 23 年度は、地元新聞の県の広告欄に里親制度説明会を掲載することができ(資料大分 4)、それを見て、9 組(14 名)が 1 週間後の説明会に参加し、内 7 組が里親申請・認定された。新聞広告は県の買い取り枠で、本庁の里親担当者が説明会の 2 か月半前に申し込んだ。3 連休の中日に新聞の 2 面に掲載したことが、**もともと関心のあった参加者の目に留まり**、効果をあげた。前述した市町村での里親制度説明会もじわじわと効果があった。以下の広報活動も行っている。

- ・県の広報 TV 番組(15 分)で里親制度をとりあげる。
- ・保育士・心理・福祉養成校で里親制度の講義をする。
- ・学校教員向けの子どもの人権研修の 1 コマに「里親制度について」が設定される(里親による小学校との連携体験談などを入れる)。

チラシも配布しているが、1000 枚配って反応が 1 件程度なので、

**不特定多数に配るよりも、もともと関心を持っている人に着実に説明会に足を運んでもらうことが大切だというコンセプト**

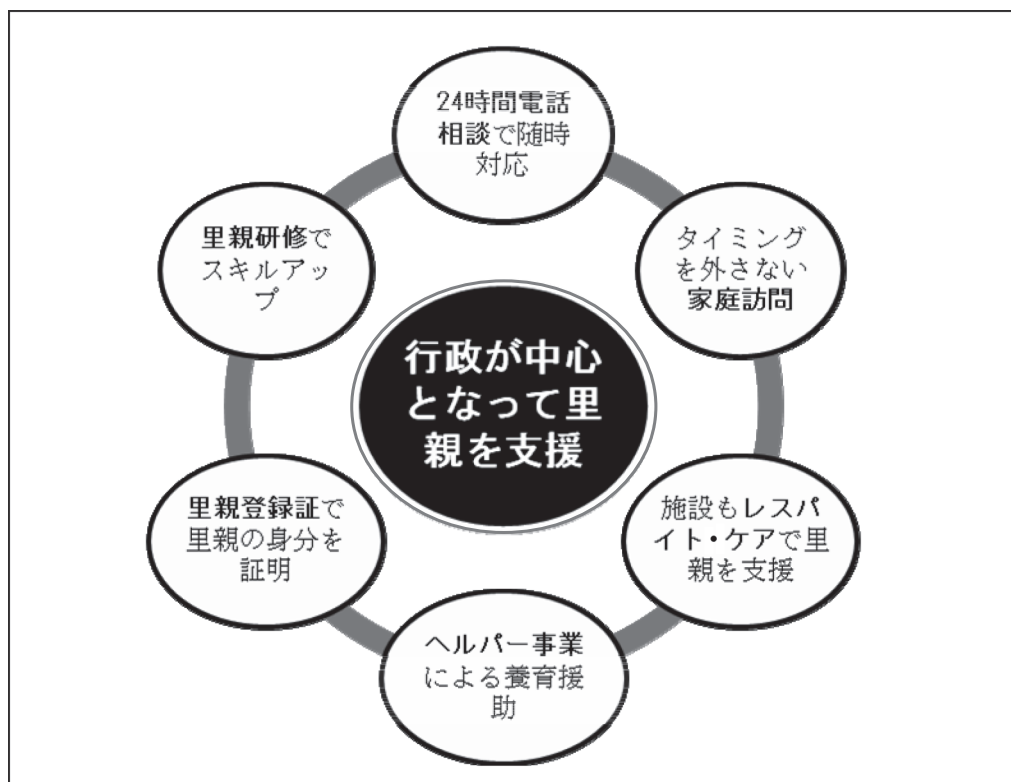
その他、「県内の不妊治療クリニックから里親制度について聞いた」という里親希望者が複数いたことから、里親担当職員が当該クリニックを訪問して、制度説明をするなどの工夫をしている。

## 5 里親支援を丁寧に行う

### ■里親制度に関わる児童相談所の人員を増やし、体制強化

前述のように里親委託には、里親の開拓、アセスメント、打診、家庭訪問など、施設措置に比べて多くの労力が必要であり、また、里親が増えれば、その分、里親への支援が必要になるので、里親に関わる人員を増やすとともに、里親専任職員を配置している。里親専任職員を置くことで、専門性が向上し（里親養育の気をつけるべきポイントや支援方法の蓄積）、里親からの相談を受けやすい体制をつくることができたため、支援が行き届くようになり、里親が危機を乗り越えやすくなった。

また、大分県ではファミリーホームが増えている。ファミリーホームは複数養育を経験したベテラン里親が開設していることもあって、ファミリーホームに難しい課題を抱える子どもが措置されることが多くなってきている。そのため、**ファミリーホームごとに固定した児童心理司を配置し**、養育者等が相談したい時にできるだけ応じられる体制及びファミリーホームの全体を把握して相談に応じられる体制をつくった。さらに、平成 22 年度から**児童相談所に 24 時間対応する電話相談体制が整備されたため**、里親がいつでも相談できるシステムができている。



### ■里親家庭への心理面接・家庭訪問

子どもの抱える課題が大きく、委託後の養育に困難が予想される場合には、養育目標を短期的、

かつ、達成可能なものとする中で、里親の養育が失敗しにくいものとすると同時に、心理面接や家庭訪問などの援助や養育状態の把握の機会を頻回にしている。また、この委託に困難が予測されることを十分に伝えて、たとえ不調になっても里親の心構えができるようにしている。

例えば、「里親も子どもも拒否感なく1か月間生活でき、大きな逸脱で地域が受け入れられなくなるようなことがないことを目標にしましょう」などと小さな目標を設定し、「難しい養育なので、他の枠組みの方が適切かもしれないが、この子どもに家庭生活の温かさを一度でも味わってほしいので、お願いしたい。必要が生じれば、措置変更を行う」などと里親に告げておく等である。

**小さな目標を設定しておくことで、里親の失敗体験を極力減らし、たとえ委託解除になっても、その理由は里親の実力不足ではなく、子どものための発展的な措置変更のためであるという認識を共有する。**

上記のような対応をしても、措置変更は、里親が委託の不調と考えたり、養育力不足であると自分の養育を否定しがちなため、平成23年度からは**措置解除から概ね1か月以内に里親宅を家庭訪問するなどのフォローを行い、次の委託につながるようにする活動を開始した。**

## ■里親研修

平成24年度は、スキルアップ研修（年に1回の里親の全体研修）（資料大分5）、テーマ別研修（資料大分6）、里子研修（任意の夏季キャンプ）（資料大分7）、児童養護施設職員等合同研修会などが開催されている。テーマ別研修は、発達障害をテーマとした研修が2回、トライアル里親に関する研修（資料大分8）、真実告知に関する研修の計4回開催される。『平成24年度里親研修の概要』（資料大分9）という資料を年度当初に配布し、研修の理念や意義を伝えたり、研修の一覧を示して、里親が計画を立てられるようにしている。

## ■レスパイト・ケア

大分県では、レスパイト・ケアは、里親が一時的に休息をとることで、里親が行う委託児童の養育を支援することを目的とすると規定している。レスパイトの受け入れ先は他の里親宅や児童養護施設等であり、その比率は概ね半々である。施設配置の里親支援専門相談員は、自分の施設から里親に委託になった子どものフォローとともにレスパイトも受け入れているので、里親と緊密に連携できる点が強みとなっている。施設から里親委託になった子どもを出身の施設が受け入れるケースもある。平成23年度は22回、延日数87日活用された。

## ■里親ヘルパー事業（里親養育援助者の派遣）

里親ヘルパー事業は里親からの要請により、里親家庭に派遣された養育援助者が家事や養育の補助などを行うものである（資料大分10）。養育援助の対象となる里親は、子どもの委託から概ね1年以内で、養育に負担があると認められる場合や子どもを同伴できない外出等により、里親の留守中の養育が必要だと認められる場合である。





## 6 里親の社会的養護の担い手としての意識を高める

### ■「里親が里親会を活性化する」仕組みをつくる

里親制度を安定的に運営するためには、里親会が当事者組織として里親同士の相互交流を通じて、養育技術の向上を目指し、次世代の里親へ経験を伝承し、孤立を防止する活動を活性化すること、里親自身が養育を社会的に委託されていると考えるようになることが重要である。このため大分県では、里親会に里親サロンの実施を委託するほか、児童措置費の請求を里親自身が行う取り組みを行っている。

また、里親会の活動が一部の里親の活動となっては、効果が半減するため、登録里親の県里親会への加入を原則としている。加入について県こども子育て支援課長名で依頼文書を送付し、「**里親及びファミリーホーム養育指針**」と「**里親委託ガイドライン**」を根拠として明示している。また、「国、県ともに、時代の流れを踏まえ、里親制度の安定的運営のためには『(里親会への) 全員加入による当事者組織の体制強化』は不可欠なことであるとの認識のもとに、今回の通知(加入について)を送付させていただきました」と解説している。依頼文書は1度だけでなく、2度送付し、平成24年7月現在、里親会への加入率は70.8%となっている。



#### 依頼根拠

- ・ 里親及びファミリーホーム養育指針
- ・ 里親委託ガイドライン

### ■里親サロン運営を里親会に委託

大分県から里親会に里親サロンの運営が委託されており、サロンは県内5つのブロックごとに開催されている。里親会は大分県から里親支援機関に指定されており、サロンで話し合われる内容等について守秘義務を負う。サロンの冒頭でも守秘義務を確認するなど、安心して話ができる環境を里親自身がつくっている。里親会への委託条件として年3回のサロン開催を義務付けているが、里親が多いブロックでは毎月のように開催しているところもある。サロンには里親支援専門相談員も参加して、交流を深めている。サロンの予算は1ブロック年間4万円で、サロンの開催費用(例: 通信費・印刷費)、旅行や行事(例: クリスマス会)の費用などに使われている。里親会に里親サロンの運営を委託することで、里親会の自主的な活動が進んでいる。

## ■里親の請求行為に基づく児童措置費の支払いシステム

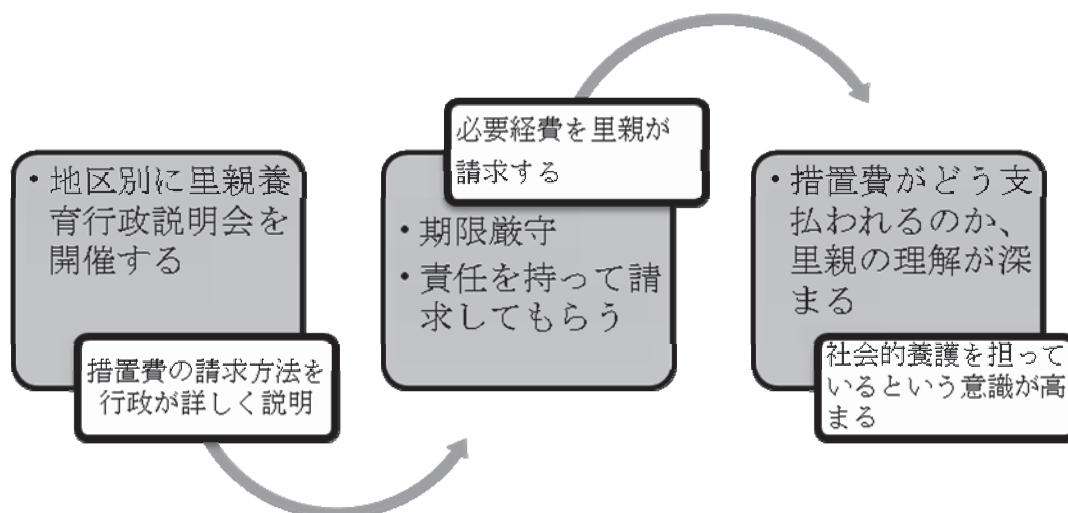
平成 18 年度から里親養育行政説明会を開催し（資料大分 11）、委託に関連した児童措置費の請求書などの作成方法や里親支援制度の利用方法について説明する機会を設けている。平成 24 年度は里親が参加しやすいように地区別に開催するなどの工夫や、併せて大分県の里親の現状、里親支援体制の拡充、里親会への加入について（資料大分 12）、また里親研修の概要、情報管理や養育記録などについて説明を行う機会としており、里親の意識啓発の機会としている。

大分県では里親の請求行為に基づき、児童措置費を支払うというシステムになっている。

**月に一度、養育についての必要経費を自分で請求することにより、社会的養護を担っているという意識を高める狙いがある。**

児童措置費請求の留意点として、「期限厳守！」「責任を持って請求を！」と呼びかけるとともに、「措置費請求書 月別・項目別 チェックポイント」表や請求書記入例を『児童措置費（里親）請求の手引き』に掲載して、分かりやすく説明している（資料大分 13）。

里親養育行政説明会に参加した里親からは、「地区別に開催してくれたので参加しやすかった」という反応があり、参加率も上がった（68 家庭が参加。参加率は 53.10%）。また、市町村児童福祉の担当者（要保護児童対策協議会担当者）も招いて開催したため、「市町村担当者や施設担当者を知ることができてよかった」という意見が出た（11 市町の担当者が参加。参加率 78.10%）。

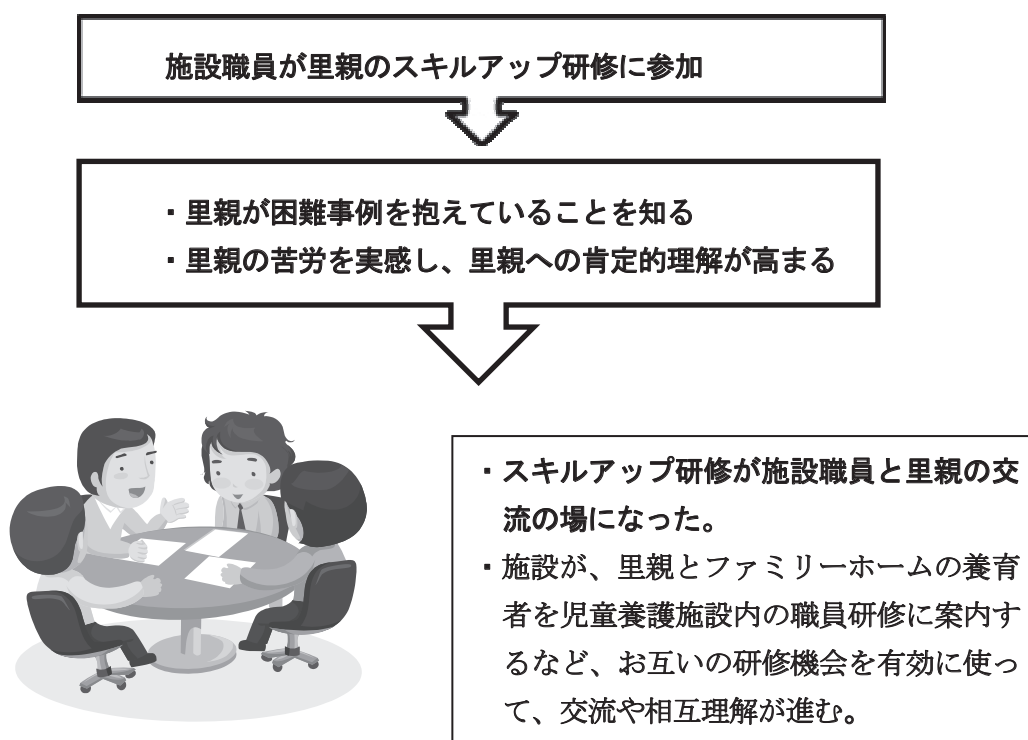


## 7 施設と里親 ―相互理解と連携の仕組みづくり―

### ■施設との連携・相互理解を事業展開の大きな柱に

大分県では平成 14 年度、里親委託推進に取り組み始めた当初から、**里親委託を進めるためには、乳児院や児童養護施設の理解を得るとともに、施設による里親への支援が不可欠と考え、施設との連携・相互理解を事業展開の大きな柱としてきた。**平成 16 年度には、児童相談所の呼びかけで、施設職員が里親のスキルアップ研修に参加するようになった。

里親養育がかなりの困難事例を抱えていることや里親の苦労を実感したことで、**里親への肯定的理解が高まり、施設職員が里親制度を理解するきっかけとなった。**また、**研修そのものが施設と里親の交流の場にもなった。**平成 23 年度のスキルアップ研修は里親 59 名（39 組）、ファミリーホーム 12 名（6 ホーム）、施設関係者 18 名、市町村関係者 6 名、県関係者 12 名の参加があった。施設が、里親とファミリーホームの養育者を児童養護施設内の職員研修に案内するなど、お互いの研修機会を有効に使って、交流や相互理解が進んでいる。

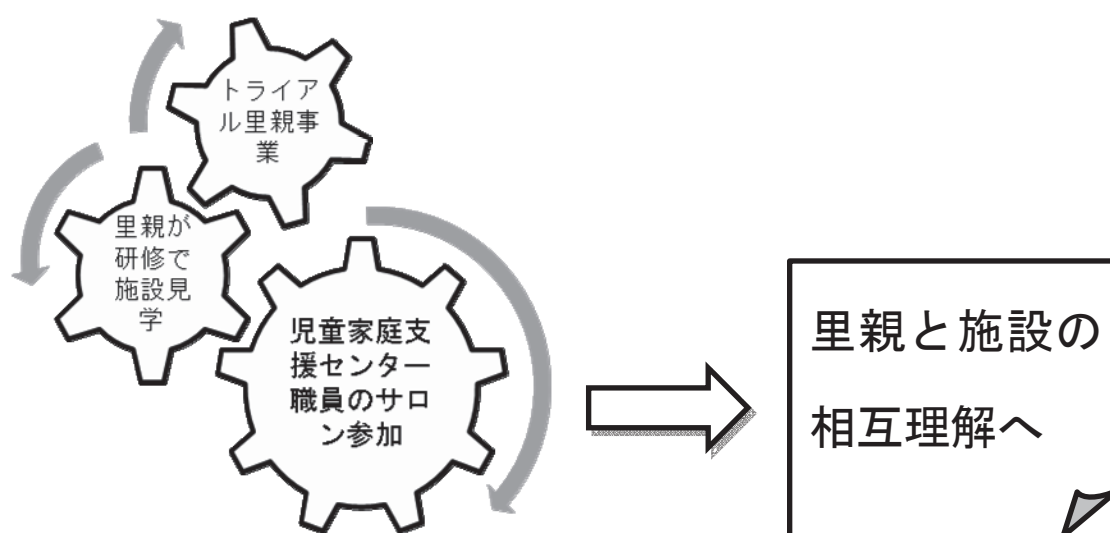


### ■トライアル里親事業で相互理解を深める

トライアル里親事業は、乳児院や児童養護施設に入所している子どもに、一般的な家庭環境での生活を体験してもらうことにより、子どもの情緒の安定や社会性の発達を促し、子どもの福祉を増進させるとともに、里親制度の普及、拡充を図ることを目的としている（資料大分 14）。

トライアル里親の活動や研修などで里親制度に関心を持つ者が出るため、里親制度の普及につながっている。**未委託里親にとっては、施設と交流する機会**にもなっており、里親の施設への理解につながっている。また、施設職員は、施設入所児童が家庭生活を体験することで落ち着く姿を確認することで、里親委託への理解が深まる。トライアル里親にも研修の機会が設けられており、平成 24 年度は、里親制度の動向等の行政説明の後、「施設入所児童との交流の実際」というテーマでグループ討議があった。トライアル里親の他に、**児童養護施設等職員も受講対象者**となっているため、**施設職員が里親制度について学習する機会**にもなっている。平成 18 年度に始まり、平成 22 年度の利用児童延べ人数は 79 人であった。

平成 18 年度には、**児童家庭支援センター職員が里親サロンに参加**するようになったことから、お互いが顔見知りになり、里親の施設養護への関心が高まった。**里親からの要望もあり、里親研修の一環で施設見学や施設職員との意見交換等が行われる**ようになった。平成 24 年、里親支援専門相談員制度が始まった時は、お互いの関係ができていたことから、その職員がそのまま里親支援専門相談員に着任した。



## ■大分県児童養護施設協議会の考え方

以下のような大分県児童養護施設協議会の広い視野が、里親委託の大きな推進力の一つとなっている。

施設と里親、どちらが良いとか悪いとかではなく、社会的養護の関係者すべてが協働、コラボレーションして、子どもを守り、支えていくことが大切

この考え方にに基づき、施設からは**実親と交流がない子どもについては積極的に里親委託を検討してもらいたいという依頼**が児童相談所にきている。



## 8 里親委託率アップの取り組みを振り返って

今後、里親養育をさらに推進していくためには、里親の新規開拓が必要不可欠であるし、さらなる里親養育支援の充実などが挙げられる。特に里親養育支援においては、「連続した」支援と「チームでの」支援が大事だろう、と大分県では考えている。

また、そのためにも、里親制度に関わる支援者が**里親ソーシャルワークを身に付けることが重要**であると考えている。里親は社会的養護の担い手であると同時に、地域のなかで暮らしている一般の家庭でもあるので、里親委託の推進には、家庭の強みと弱みを理解しておくことが欠かせない。例えば、子どもを新規に委託された家庭は、家族間のバランスが施設に比べると大きく揺れることが多い。

**里親家庭で暮らす子どもと里親家庭、そして実親のいずれに対しても、里親ソーシャルワークで支えることが重要である**

(注)『里親養育と里親ソーシャルワーク』(庄司順一、鈴木力、宮島清編著 明石書店発行)によれば、里親ソーシャルワークとは「子どもを里親に預けるときに起こってくるさまざまなこと(生活課題、福祉課題ととらえられる)を、それにふさわしく、実際的に取り扱って支援すること」である(P155)。里親ソーシャルワークの主な内容は、同書の P159-160 を参考にされたい。

## 9 データで見る里親と委託児童の増加

### ■大分県の里親受託率・里親委託率の推移

| 年度 | 里親(全体)受託率      |               |              |                     | 要保護児童の里親委託率         |                      |                         |            |               |              |
|----|----------------|---------------|--------------|---------------------|---------------------|----------------------|-------------------------|------------|---------------|--------------|
|    | 登録里親数<br>(組) ① | 受託里親<br>数(組)② | 受託率<br>(②/①) | 里親委託<br>児童数<br>(人)③ | FH委託児<br>童数(人)<br>④ | 乳児院入<br>所児童数<br>(人)⑤ | 児童養護施<br>設入所児童<br>数(人)⑥ | 小計(人)<br>⑦ | 委託率<br>(③④/⑦) | 全国の里<br>親委託率 |
| 14 | 68             | 5             | 7.4          | 5                   | 0                   | 15                   | 393                     | 413        | 1.2           | 7.4          |
| 15 | 58             | 19            | 32.8         | 22                  | 0                   | 16                   | 402                     | 440        | 5.0           | 8.1          |
| 16 | 61             | 19            | 31.1         | 33                  | 0                   | 16                   | 397                     | 446        | 7.4           | 8.5          |
| 17 | 74             | 31            | 41.9         | 44                  | 0                   | 16                   | 429                     | 489        | 9.0           | 9.1          |
| 18 | 95             | 35            | 36.8         | 51                  | 0                   | 16                   | 399                     | 466        | 10.9          | 9.5          |
| 19 | 111            | 45            | 40.5         | 62                  | 0                   | 17                   | 388                     | 467        | 13.3          | 10.0         |
| 20 | 119            | 51            | 42.9         | 69                  | 0                   | 17                   | 376                     | 462        | 14.9          | 10.5         |
| 21 | 96             | 56            | 58.3         | 77                  | 4                   | 14                   | 366                     | 461        | 17.3          | 11.1         |
| 22 | 115            | 66            | 57.4         | 90                  | 24                  | 15                   | 374                     | 503        | 22.7          | 12.0         |
| 23 | 128            | 62            | 48.4         | 82                  | 38                  | 17                   | 342                     | 479        | 25.1          | 13.6         |

※平成 21 年度よりファミリーホーム制度創立。

平成 21 年度より、里親等委託率は、里親＋ファミリーホームの委託児童数を里親＋ファミリーホーム＋乳児院＋児童養護施設の委託児童数で割ることに変更。

※平成 23 年度新規登録 養育里親 12 組（うち専門里親 2 人）/養子縁組里親 5 組

### ■里親・ファミリーホーム関係年度別データ

| 年度 | 里親新規<br>登録者 | 施設→里親<br>(FH)措置<br>変更数 | 里親委託児童の推移     |                |            |     | ファミリーホーム委託児童の推移 |                |                | 注 |
|----|-------------|------------------------|---------------|----------------|------------|-----|-----------------|----------------|----------------|---|
|    |             |                        | 年度当初委<br>託児童数 | 年度内委託<br>開始児童数 | 年度内委託解除児童数 |     | 年度当初委<br>託児童数   | 年度内委託<br>開始児童数 | 年度内委託<br>解除児童数 |   |
|    |             |                        |               |                | 養子縁組       | その他 |                 |                |                |   |
| 14 | 9           |                        | 5             | 3              | 3          |     |                 |                |                |   |
| 15 | 9           |                        | 5             | 18             |            |     |                 |                |                |   |
| 16 | 9           |                        | 23            | 16             | 1          | 5   |                 |                | 1)             |   |
| 17 | 16          |                        | 33            | 31             |            | 20  |                 |                |                |   |
| 18 | 23          | 8                      | 44            | 24             | 3          | 14  |                 |                | 2)             |   |
| 19 | 13          | 12                     | 51            | 24             | 2          | 11  |                 |                |                |   |
| 20 | 20          | 13                     | 62            | 34             | 2          | 26  |                 |                |                |   |
| 21 | 14          | 5                      | 68            | 45             |            | 36  | 0               | 6              | 1 3)           |   |
| 22 | 21          | 16                     | 77            | 64             | 6          | 45  | 5               | 23             | 3 4)           |   |
| 23 | 12          | 10                     | 90            | 39             | 5          | 42  | 25              | 24             | 11             |   |

注 1) 制度説明会・レスパイト開始、非常勤専任職員 1 名配置

注 2) トライアル里親・養育援助・里親委託推進委員会開始、非常勤専任職員 2 名追加配置

注 3) ファミリーホーム制度創設

注 4) 常勤専任職員 1 名追加配置

## 10 参考 児童相談所と里親支援専門相談員との協働

### ■里親支援専門相談員制度の運用準備

#### 1. 施設長会への情報提供

里親支援専門相談員（以下、「相談員」と記載）が平成 24 年度から創設されることを知り、平成 24 年 1 月、県こども子育て支援課及び児童相談所から施設長会に情報提供するとともに以下の説明をした。

- ・相談員と児童相談所の連絡会を毎週開催すること。
- ・里親支援はあまり確立されていない分野なので、全国レベルの研修に参加が必要なこと（そのための予算確保も必要）。
- ・児童相談所は里親支援から手を引くわけではなく、相談員と役割を分担しつつ、連携すること。

#### 2. 里親会への情報提供

里親支援専門相談員制度については、平成 24 年 3 月、県こども子育て支援課及び児童相談所担当者、里親会理事が出席して開催された意見交換会で里親会（理事）に説明した。理事以外の里親には、平成 24 年の 4 月から 5 月にかけて行われた里親養育行政説明会で説明した。その際、以下の内容を里親に伝えた。

- ・児童相談所の里親との関わりは今までどおりであること。
- ・一番相談しやすいところに相談してもらえばよいこと。
- ・相談先が増えたと考えてもらえばよいこと。

里親からは「施設が里親を支援してくれることになってよかった」という好意的な反応があった。反応を心配していた相談員も受け入れてもらえたことを喜んでいた。

### ■制度の運用開始

#### 1. 里親支援専門相談員の配置とともに相談員の所属施設を里親支援機関に指定する

平成 24 年 4 月、大分県内の児童養護施設 4 か所、乳児院 1 か所に相談員が配置されたことに伴い、県は当該施設を里親支援機関として指定した。乳児院は養子縁組里親と乳児院から措置変更になった里親家庭への支援を中心に県全域を担当し、児童養護施設 4 か所は地域分担制とした。

里親支援機関と位置づけることにより、里親支援専門相談員及び配置している施設の守秘義務が明確化されている。

## 2. 里親支援専門相談員の位置づけを明確にする

相談員の配置は、児童養護施設等に地域の里親（ファミリーホームを含む）を支援する拠点として位置づけたものである。相談員は里親を指導するのではなく、ともに子どもの育ちを考える里親への寄り添い支援を目指している。社会的養護の支援者として里親とパートナーシップをとり、信頼関係を構築することを重要視している。

### 里親支援専門相談員のプロフィール（平成 24 年 4 月時点）と担当里親家庭数

- ・ 児童養護施設職員（A）：福祉業務従事年数 6 年 7 か月、社会福祉士  
里親家庭 44、F H 2
- ・ 児童養護施設職員（B）：福祉業務従事年数 17 年 4 か月、児童指導員  
里親家庭 30、F H 4
- ・ 児童養護施設職員（C）：福祉業務従事年数 18 年 2 か月、保育士・社会福祉士  
里親家庭 24、F H 4
- ・ 児童養護施設職員（D）：福祉業務従事年数 34 年 1 か月、児童指導員  
里親家庭 24
- ・ 乳児院職員（E）：福祉業務従事年数 10 年 7 か月、児童指導員  
養子縁組里親家庭 8、乳児院からの措置変更里親家庭 10

### 業務内容

児童相談所との密接な連携のもとに、主に以下の業務を行う。

- ①里親への家庭訪問、電話相談、子どもへの具体的対応の助言、里親からの相談内容の情報整理  
例：リストカット時の対応、不登校児童への声かけ方法、委託解除後の進路
- ②所属施設から措置変更が予定されている子どもと里親への支援  
例：子どものマッチング、交流の立ち会い、子どもの移送
- ③里親研修  
例：里親研修への参加、所属施設における認定前研修（施設実習）の調整・受け入れ時の指導
- ④里親の新規開拓支援  
例：施設ボランティア等への声かけ、里親制度説明会への参加
- ⑤トライアル里親関係  
例：所属施設における該当児童の選定、マッチング、交流時の立ち会い、児童移送

⑥レスパイト・ケア関係

例：所属施設の日程調整、受け入れ時の対応

⑦里親会活動支援

例：里親サロンへの参加、企画助言、会場提供など

⑧地域における里親支援の輪づくり、関係者の理解促進のための活動

例：乳児院主催の里親サロンの開催、委託児童が在籍する学校への訪問など

⑨児童相談所との定期連絡会に毎週参加

里親支援専門相談員制度の創設時、業務として可能なことを想定して児童相談所が上記をリストアップしたため、平成 24 年 12 月現在、上記業務はほぼ全部、行われている。

### 3. ファミリーホームと里親宅への家庭訪問からスタート

平成 24 年 4 月から 5 月にかけて、県内 10 か所のすべてのファミリーホームに相談員 5 名と児童相談所職員で家庭訪問し、各ホームの特徴や養育方針等を知ることからスタートした。また、児童相談所の地区担当ケースワーカー(児童福祉司)や里親専任職員とともに各相談員が担当する里親家庭にも訪問した。

#### 家庭訪問した相談員からの反応

- ・大変な子どもを受託していることに驚いた。施設職員が逆に教えられるくらいだ（里親には難しくない子どもが措置されて、施設に難しい子どもが措置されるという認識が変わった）。
- ・里親の熱意とパワーに圧倒された（施設職員ももっと元気がほしい）。
- ・家庭養護、丁寧な生活、個別ケアの良さに改めて感動した。施設でやれないことができていて、とても自然体。
- ・ファミリーホームは小さな施設ではないことがわかった。
- ・これまで里親の顔しか見えていなかったが、そこで暮らす子どもを知って里親養育が理解できるようになった。
- ・小集団は安全と実感できた。
- ・里親家庭への訪問はこれまでやりたくてもできなかった。児童相談所職員との同行訪問で理解が深まった。
- ・里親と施設の土俵は一緒。今後、協働して子どものためにいろいろなことができそう。
- ・複数の里親から「相談員制度ができてよかった」「施設が里親を支援してくれる時代がやっと来た」と言われ、励みになった。



平成 24 年 12 月末現在、相談員による委託里親家庭への初回訪問は終了。現在は児童相談所の非常勤職員(県全体で 4 名)等と一緒に、相談員が家庭訪問をしている。家庭訪問は新規委託の場合、委託から 10 日以内に訪問し、その後は様子を見ながら時期を決めている。養子縁組里親へは、新規委託から 6 か月が試験養育期間ということもあり、月に 1 回、養子縁組里親を担当する相談員（乳児院の相談員）が家庭訪問をしている。6 か月を過ぎると、養子縁組里親の意思を確認した上で特別養子縁組の手続き等を児童相談所が説明し、養子縁組里親は家庭裁判所への申し立ての準備に入る。

家庭訪問の内容は、近況を聞くところから会話を始めて、里親と養育のエピソードを共有し、子どもが在宅であれば様子や表情を確認している。また困ったことがないか里親に質問し、里親から相談があれば助言するという活動をしている。

相談員が家庭訪問するようになってからも、児童相談所職員の訪問頻度に変化はない（委託後 1 週間～10 日以内に家庭訪問。その後は様子を見ながら 2 週間に 1 回程度～1 カ月に 1 回程度）。

#### **4. 里親サロンと里親支援専門相談員**

相談員の初回サロン出席の際は、児童相談所職員がサロンに同行した。里親への制度説明は済んでいたのでも里親の反応は好意的であった。里親会理事が相談員を里親に紹介したサロンもあった。また、相談員制度ができる前から児童家庭支援センターの職員としてサロンに参加していた児童養護施設職員は、里親との関係ができていたため、相談員としてそのまま同じサロンに参加することになり、スムーズな移行ができた。

相談員のサロンでの役割は、サロンの企画内容にもよるが、サロン運営の手伝いや助言などである。サロン開催場所が児童養護施設の場合は、相談員がコーディネーターとして、施設の栄養士や心理士を呼んで講話の時間を設けることもある。例えば、「なかなか食べない子どもへの対応をどうしたらよいか」などの具体的な話を、里親が現場の専門職から聞ける貴重な機会となっている。

#### **5. 制度発足から 8 か月経過して、里親との関係はどう変化してきたか**

相談員が施設に併設されている児童館で子どもと実親の交流に立ち会うなど、専門性を生かした活動が新たに始まった。また、相談員は里親の人柄や考え方の傾向を把握しているため、里親研修で里親がグループワークをする際、ファシリテーターとしての役割を担うなど、細やかな配慮をすることができている。

### 相談員が感じた変化

- ・担当の区域内を中心に顔見知りになれた里親が増え、研修やサロンで会った時にも近況や困ったことなど、いろいろと話ができるようになった。
- ・訪問をとおして、より身近に互いを感じられるようになった。
- ・担当地区の里親とは、家庭訪問、サロン、研修会で顔を合わせる事が多く、名前と顔が一致してきた。
- ・里親から施設のことを聞かれるようになった。
- ・里親から気軽に声をかけてくれることが多くなった。また、子どもの成長を話してくれたり、ちょっとした相談をしてくれるようになっている。

### 相談員の関わりのなかでのエピソード

- ・家庭訪問することで里親の本音が聞けた。7年前から里親と交流が始まり、サロンに参加してきたが、相談員となり訪問したことで、初めて聞く話も複数あった。
- ・施設から措置変更された子どもが委託されている里親家庭の訪問に、当時の子どもの担当職員も同行した。里親は子どもの小さい頃（昔）を知る人に会いたい気持ちが強く、子どもの成長を見てもらいたい、成長を共有したい思いも強い。これまでに、その里親家庭を何度も訪問している児相職員が、初めてみるような里母の大喜びしている姿に驚くとともに幸せな気持ちになった。
- ・こうした家庭訪問は、施設と里親の連携、相談員の配置により実現できたもの。地味ではあるが、里親の心情を汲んだ里親支援ができたように感じた。

## 6. 児童相談所との連携

里親には「相談員に相談したことが児童相談所に情報として入ることもある」ということが伝えられているが、だからといって、「相談員は児童相談所とほぼ同じ立場」と里親が認識しているわけではない。気になることや深刻な状況については、相談員が児童相談所に報告しているが、その判断は相談員に委ねられている。相談員は子どもの措置には絡まないの、里親からは「児童相談所とは職務や立場が異なる人」と考えられているようだ。

相談員は自立支援計画の作成には関わっていないが、養育の方針（例えば、家庭復帰の予定の有無など）は児童相談所から相談員に伝えられている。

毎週の定期連絡会等で、相談員と児童相談所との信頼関係が構築されており、自然な役割分担が可能になっている。

## 7. 相談員の施設内での活動

相談員の施設内での活動は以下のとおり。

- ・里親から措置変更になって入所した児童と里親の調整、里親からの電話・来客対応、事務処理、ケース記録管理、児童関係書類の整理、学校との連携、実親対応（面会調整、相談等）。
- ・里親関連行事（施設で開く里親サロン）の企画や定期連絡会、研修会の報告書作成。
- ・児童家庭支援センターと兼務しているところは、児童家庭支援センターの設備を利用して、レスパイト受託、電話相談、面会立ち会い等をスムーズに行うことができる。

施設において相談員は、里親担当、里親連携職員として捉えられている。他の職員に対しては、里親の動きや子どもの様子を報告する等、活動を知らせることを通じて、里親養育への理解を広めている。また、里親から措置変更になったケースについて調整する役割を担っている。施設内では、里親家庭や児童相談所とのパイプ役として認識されている。

施設内における里親関係事例について、支援の在り方についての検討の機会は以下のとおり。

- ・里親からの電話相談等のスーパーバイズを施設長に依頼。
- ・レスパイトを受け入れた際の子どもの様子を児童家庭支援センター職員が行動観察を行い、里親支援専門相談員と子どもの状態について検討。
- ・里親から施設への措置変更児童について、里親や実親との関係の持ち方について、各担当職員、基幹的職員、ファミリーソーシャルワーカーなどと検討。

## 8. 定期連絡会での密な連携

毎週水曜日の午後、中央児童相談所にて定期連絡会を開いている（資料大分 15）。出席者は中央児童相談所職員 5 名、中津児童相談所職員 2 名、相談員 5 名の計 12 名。取扱事項は、①情報共有・連絡 ②訪問計画調整 ③訪問結果・ケース報告など。個別の協議は相談員の来所や電話などの手段で行われている。

全国里親委託等推進委員会の調査チームが同席した 7 月 18 日の連絡会では、主に以下の内容が話し合われた。

### ①諸報告

- ・研修会、サロンの報告
- ・行事予定の確認
- ・豪雨被害について（里親・F H関係）
- ・里子キャンプについて
- ・委託関係報告（マッチングなど）
- ・各相談員からの報告（訪問、相談、トライアル里親など）

- ②訪問計画について
- ③事例紹介
- ④意見交換
- ⑤次回定期連絡会について

定期連絡会は情報の共有には欠かせないものとなっている。定期連絡会は相談援助の方向性を確認し、支援の方法について意見交換することで、児童相談所の里親担当職員と相談員が一貫した支援を行うことができるとともに、相談員等の研修的な役割も担っている。週1回連絡会に出席していれば、里親委託の全体的な動向が漏れなく分かるシステムになっており、チームとしての一体感を持つためにも重要な位置づけである。

また、相談員研修として、全国里親大会などに全員、あるいは分担して参加し、定期連絡会で報告し合い、情報を共有している。

## 9. 相談員向けの研修や交流の場

### 研修

- ・定期連絡会：里親委託ガイドライン、里親及びファミリーホーム養育指針、厚生労働省行政説明資料等を使った学習会、その他、関連文献の紹介及び説明（国連代替ケアガイドライン・里親関係寄稿文等）（資料大分16）。
- ・里親研修（児童相談所主催）：テーマ別研修、スキルアップ研修
- ・社会的養護関係者向け研修（県内NPO法人主催）：治療的養育研究会
- ・里親会主催体験発表会
- ・県外研修：全国里親大会、ファミリーホーム研究全国大会、九州地区里親研修大会、福岡市フォーラム新しい絆、日本社会事業大学専門職大学院リカレント講座
- ・児童養護施設職員向け各種研修会（県外研修・所内研修）

### 交流

- ・福岡市児童相談所（こども総合相談センター）、子どもNPOセンター福岡・子どもの村福岡へ視察
- ・他県の児童養護施設職員を定期連絡会で視察受け入れ

## ■里親支援専門相談員制度のメリット

- ・児童相談所が里親から直接、「良い助言を得られた」という声を聞くことも多く、施設職員としての経験の蓄積から、養育に関するノウハウを持っており、「このような場合、どうしたらいいのか」という里親からの個別相談に応じることができている。
- ・施設職員としての視点が里親研修の内容に厚みをもたらしている。例えば、子どもの権利擁護は里親がとっつきにくく感じる分野であるため、施設職員が「施設でも課題になっていることなので、一緒に学んでいきましょう」と説得力をもって語りかけ、里親が主体的に参加する研

修になった。

- ・相談員が所属する施設の栄養士・看護師・心理士等、施設の専門職員のノウハウを里親研修等に活用できる。例えば乳児院において、保育士、看護師、栄養士が同席する養子縁組里親向けサロン（「里親きっさ」という名称）が開かれており（資料大分 17）、里親が相談員以外の施設職員に子育てについて質問したり相談できる機会となっている（特に養子縁組里親は、離乳食や栄養、子どものからだの健康などに興味があり、専門職から情報を得られる貴重な機会になっている）。
- ・施設職員向けの研修に里親を案内することができる（同じ養育者という立場なので、同じ悩みを共有できる。相談員が案内することで里親の資質向上に寄与することができる）。

## ■相談員自身が評価できている点、課題と感じている点

- ・相談員は指導的立場にないので、中立の立場で里親の話が聞けて良い。
- ・相談を聞いていて、「もっとこうしたらいいのに」と思う時はそれとなくアドバイスすることができる。
- ・施設も里親も同じ子どもを預かっているという意識が出てきて良かった。
- ・里親と一緒に子育てについて勉強でき、良い機会を与えてもらっていると感じている。
- ・施設職員の後輩への助言のように話ができず、うまく助言ができないため自分の力不足を感じることもある。
- ・傾聴する立場にあるが、ちょっとした言葉が里親に指導と捉えられてしまうことがあって、難しいと感じた。
- ・里親との関係が深まることで、それゆえに起こってくる問題があると思う。例えば、処遇に関する意見を求められたり（特に不調や措置変更のケース）、児童相談所に言えないことを相談された場合、関係者にどのように伝えるかは難しい問題だと思う。
- ・児童相談所内の連携が、うまくいっていないことがあると感じることもある。前回の家庭訪問から時間が経っているのに、里親の悩みや課題が前回と変わっていない。なかには、早急に解決すべきことやすぐに解決できるようなこともあるのに、なぜか前に進んでいないなど。こうした場合は、ソーシャルワーカーとして、子ども担当ケースワーカー（児童福祉司）と直接話し合いをする機会があると、連携や支援をより強くすることができると思う。
- ・措置解除後のフォローがうまくいかないケースについて、児童相談所に対する不満をじっくり聴く役割を相談員がしてもいいのではないかなと思う。同じ社会的養護に携わる立場として、傾聴して思いを受け止めていくことができるのではないかと感じている（この場合、里親の気持ちを整理していく力量も必要とされる）。



## 11 委託推進の歩み 10 年間で委託率 1.2%から 25.1%へ

### 平成 14 年度（委託率 1.2%）：里親制度の大改革とともに

健康的に育っている里親家庭の子どもたちの事例が共有され、平成 14 年に里親制度の改正もあり、「子どもの最善の利益を確保する」という児童の権利条約に基づいた視点から、児童相談所内で里親制度の有効性を取りまとめることとなった。その結果、以下の 4 つを里親委託の有効性として、委託を推進することになった。

- ①乳幼児期の愛着形成が図られる
- ②子どもと養育者で 1 対 1 の関係がとれる
- ③健全な家庭モデルを知ることができる
- ④子どもの生活の連続性を確保できる

また、登録里親を家庭訪問や手紙等の手段で委託についての意向確認をするとともに、施設入所児童のうち、長期にわたって入所している子どもや実親等の交流がない子どもをリストアップし、少しずつ、施設から里親への措置変更が始められた。

### 平成 15 年度（委託率 5%）：里親委託の有効性の実感と課題の認識

里親委託の有効性を児童相談所職員が実感する一方で、里親委託の課題もみられ、里親支援が必要であるという認識を持つこととなった。全里親対象の 1 日研修会を開始することになり、第 1 回目は「これからの里親に期待すること」のテーマで研修が開かれた。里親委託推進は施設と協働して行う方向性を所内で確認した。施設から里親への措置変更のほか、家庭（一時保護所）から直接、里親委託される子どもが出てきた。

### 平成 16 年度（委託率 7.4%）：里親制度の普及啓発・開拓の開始

「一中学校区に一里親家庭」を目標に一般県民向けの里親制度説明会が始まった。また、中央児童相談所に里親専任職員（非常勤 1 名）を配置し、CW・心理・里親担当による受託里親家庭への訪問が始まった。施設で適応が難しい子どもの里親への措置変更など意欲的に里親委託が行われた。

### 平成 17 年度（委託率 9%）：里親委託について県本庁の理解が進み、事業の予算化が進展

市町村単位の里親制度説明会が開始され、民生委員、児童委員、主任児童委員、子育て支援者等の関係団体へ積極的に働きかけた。新規登録者研修会を開始した（講義とグループ討議の 1 日研修）。里親個別ファイルを作成して、里親に関する情報を共有できるようにした。里親推進に向けて里親会の組織強化を支援した。トライアル里親事業等の予算化を図った。

### **平成 18 年度（委託率 10.9%）：里親委託・支援のための事業開始**

トライアル里親事業、里親サロン事業、里親事務説明会が開始され、児童措置費県単独補助制度が創設された。里親委託推進委員会が開催され、各児童相談所に 1 名ずつ非常勤の里親専任職員が追加配置された。

### **平成 19 年度～21 年度（19 年度委託率 13.3%、20 年度 14.9%、21 年度 17.6%）：SV の存在や施設との協働など体制が進む**

里親委託の有効性を理解した複数のベテラン児童相談所職員がスーパーバイザーとなり、職員をサポート。施設との協働体制も進んだ。里親専任職員（非常勤）が熱心に活動。新生児委託の取り組みも開始した。

### **平成 22 年度～23 年度（22 年度委託率 22.7%、23 年度 25.1%）：事業の遂行・調整など児童相談所の体制整備による委託率向上**

中央児童相談所に常勤の里親専任職員が新たに配置された。里親開拓・普及啓発・広報・研修など里親事業を包括的に調整するとともに、里親委託や支援に関わる助言・指導を行い、里親の情報を所内で共有するなどチームで動いた。

## 大分県 資料一覧

| 資料番号  | 関連ページ | 内容                                              |
|-------|-------|-------------------------------------------------|
| 大分 1  | P98   | 里親制度説明会のご案内、新聞広報記事                              |
| 大分 2  | P99   | 平成 24 年度里親制度説明会                                 |
| 大分 3  | P100  | 平成 24 年度里親養育行政説明会について                           |
| 大分 4  | P101  | 里親になりませんか（新聞広告）                                 |
| 大分 5  | P103  | 平成 24 年度大分県里親スキルアップ研修会開催要項                      |
| 大分 6  | P103  | 平成 24 年度大分県里親テーマ別研修会開催要項                        |
| 大分 7  | P103  | 里子研修を実施する背景等について                                |
| 大分 8  | P103  | 平成 24 年度大分県トライアル里親研修会開催要項                       |
| 大分 9  | P103  | 平成 24 年度里親研修の概要                                 |
| 大分 10 | P103  | 里親養育援助事業実施要領                                    |
| 大分 11 | P106  | 平成 24 年度里親養育行政説明会（大分地区）                         |
| 大分 12 | P106  | 大分県里親協議会への加入について                                |
| 大分 13 | P106  | 平成 24 年度児童措置費（里親）請求の手引き                         |
| 大分 14 | P107  | 里親体験（トライアル里親）事業                                 |
| 大分 15 | P116  | 里親支援専門相談員と児童相談所の定期連絡会次第                         |
| 大分 16 | P117  | 平成 24. 4. 18 定期連絡会資料、「国連子どもの代替養育に関するガイドライン」早わかり |
| 大分 17 | P118  | 里親きっさ                                           |





平成24年度 里親制度説明会日程

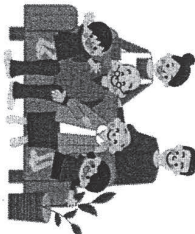
里親制度説明会のご案内  
～里親になりませんか？～

◆里親とは  
里親とは、家庭で生活することができない子どもを、家族の一員として迎え、あただかい雰囲気の中で、豊かな愛情を持って、心身ともに健やかに育ててくださる方のことです。養育をお願いする子どもの年齢は0～18歳までで、養育をお願いする期間は数日～数年間まで様々です。

◆大分県の現状  
現在、大分県内には家庭で暮らせない子どもたちが約480名います。県内には約130組の里親が登録しており、約120名の子どもたちが里親家庭で、約360名の子どもたちが児童養護施設や乳児院で生活しています。しかし、近年では、親の離婚や病気など様々な事情で家庭で生活することができない子どもたちが増えていきます。子どもたちの健やかな成長を支えていくためには、たくさんの方が必要

◆里親制度説明会  
里親の募集、里親制度の普及啓発のため、定期的に里親制度説明会を開催しています。日時、会場は裏面のとおりです。

◆里おやこ川柳の紹介  
里親の部：「家事分担 里子きてから オしもシエフ」  
「守りたい この子の夢と可能性」  
里子の部：「昔から わたしのおうち ここよなあ」



◆お問い合わせ先  
大分県中央児童相談所 電話：097-544-2016  
大分県中津児童相談所 電話：0979-22-2025  
お問い合わせは随時受付けております。お気軽にお電話下さい



|    | 市町村名  | 日        | 時      | 場 所                         |
|----|-------|----------|--------|-----------------------------|
| 1  | 大分市   | 5月9日(水)  | 19:00～ | 大分市コンパルホール304会議室            |
| 2  | 大分市   | 5月15日(火) | 19:00～ | 鶴崎市民行政センター2階 会議室            |
| 3  | 大分市   | 5月24日(木) | 19:00～ | 種田市民行政センター2階 健康増進エリアいきいき元氣室 |
| 4  | 別府市   | 6月14日(木) | 10:00～ | 別府市役所4階 3会議室                |
| 5  | 佐伯市   | 5月17日(木) | 10:00～ | 佐伯市役所 1階会議室                 |
| 6  | 臼杵市   | 5月25日(金) | 10:00～ | 臼杵市役所 会議室                   |
| 7  | 津久見市  | 6月25日(月) | 10:00～ | 津久見市役所 保健室                  |
| 8  | 竹田市   | 6月 8日(金) | 13:30～ | 竹田市総合社会福祉センター 会議室           |
| 9  | 杵築市   | 5月24日(木) | 13:30～ | 杵築市役所2階 会議室                 |
| 10 | 豊後大野市 | 5月17日(木) | 13:30～ | 豊後大野市役所 ひなぼっこ               |
| 11 | 由布市   | 5月30日(水) | 10:00～ | 挾間未来館 会議室                   |
| 12 | 国東市   | 5月31日(木) | 10:00～ | 国東市役所 別館会議室                 |
| 13 | 姫島村   | —        | —      | —                           |
| 14 | 日出町   | 6月 7日(木) | 13:30～ | 日出町役場 334会議室                |
| 15 | 九重町   | 6月15日(金) | 13:30～ | 九重町役場 会議室                   |
| 16 | 玖珠町   | 6月15日(金) | 10:00～ | 玖珠町役場 会議室                   |

◆内容：制度説明、DVD上映、個別面談





H23.5.9 大分合同 (9) 掲載例

県中央児童相談所は19日から管内13市町の15カ所で、「里親制度」に関する説明会を開く。虐待や親の離婚、経済的理由などにより親元で暮らせない子どもたちの養育について理解を深めてもらうのが目的。

0～18歳の子どもを数日から数年間、家族の一員として育てる制度。説明会では、制度の概要や意義、里親になるための研修などについて紹介する。

県内では現在、養育里親として105家庭が登録。実際に子どもを預かっている受託率は57・4％で、子ども90人が里親家庭で暮らしている。受託率は年々上

### 虐待や離婚、震災… 高まる里親ニーズ

#### 19日から15カ所で説明会

がつているものの、さまざまな理由から親元で生活できない子は増えており、里親は不足しているのが現状。東日本大震災を受け、「震災孤児を支援したい」との問い合わせも増えているという。

国は今春、「乳幼児は養護施設よりも里親による養育が望ましい」とするガイドラインを初めて策定した。同相談所は「里親のニーズはより高まっており、登録数が増える」と子どもの選択肢も広がる。社会的養護について理解してほしい」と呼び掛けている。

無料。誰でも参加できる。夜間開催は大分市のみ。問い合わせは同相談所(☎097・544・2016)へ。

日程は次の通り。

- ▽大分市 19日午後7時・コンパルホール、24日午後7時・鶴崎市民行政センター、26日午後7時・穂田市民行政センター▽別府市 6月10日午前10時・市役所▽杵築市 6月22日午後1時半・市役所▽津久見市 6月22日午前10時・市役所▽竹田市 7月8日午後1時半・市総合社会福祉センター▽佐伯市 5月27日午後1時半・市保健福祉総合センター和楽▽臼杵市 7月1日午前10時・市役所▽玖珠町 7月13日午前10時・町役場▽九重町 7月13日午後1時半・町役場▽豊後大野市 6月29日午前10時・市役所▽国東市 6月15日午前10時・市役所▽日出町 7月1日午後1時半・町役場▽由布市 6月29日午後2時・市役所 所控問庁舎

市報掲載例

～ 子どもたちに家庭のぬくもりを～

**里親になりませんか？**

里親とは、様々な事情により家庭で生活を送ることができない子どもを家庭に迎え入れ、温かい雰囲気の中で豊かな愛情を持って育ててくださる人たちのことで、特別な資格は必要ありません。

実際に、子どもを里親に委託する期間も、数日から数年まで様々です。児童養護施設等に入所している子どもをお盆やお正月に預かる「トライアル里親」も募集しています。

関心のある人は、お気軽に里親制度説明会にお越しください。

〈里親制度の説明会〉

- 日時場所：6月22日(水) 13時30分から15時。杵築市役所(2階大会議室)
- 問い合わせ：大分県中央児童相談所(☎097・544・2016・里親担当)または、杵築市福祉事務所子育て支援室(☎0977・751111)



## 平成24年度 里親制度説明会

大分県中央児童相談所

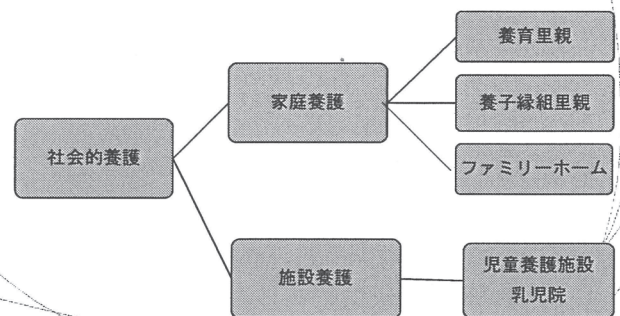
## 説明内容

- ①社会的養護の体系
- ②大分県の現状
- ③里親制度の概要
- ④里親養育のメリット、デメリット
- ⑤里親への支援体制
- ⑥申請～登録までの流れ
- ⑦まとめ

### ①社会的養護の体系（その1）

- ・社会的養護：保護されるべき子どもたちを守り育てる社会的なしくみのことです。
- ・根拠法：児童福祉法（昭和22年）  
→児童の健全育成と公的責任
- ・背景：戦災孤児対策が発端→施設養護中心
- ・動向：保護を要する理由の激変  
被虐待児の増加  
集団生活のデメリット

### ①社会的養護の体系（その2）



### ①社会的養護の体系（その3）

- ・保護を要する子どもたちの生活の場
  - ①里親：県内約130組
  - ②ファミリーホーム：県内10ホーム
  - ③児童養護施設：県内9施設
  - ④乳児院：県内1施設
- ・仕組み：社会的養護の制度の中で、児童の養育を行うことは、個人の依頼に基づくものではなく、県知事（児童相談所）からの委託に基づきます。
- ・委託の流れ：市役所等→児童相談所→①～④へ
- ※子どもにとって最善の利益が確保できる場所を選択します。

### ②大分県の現状（その1）

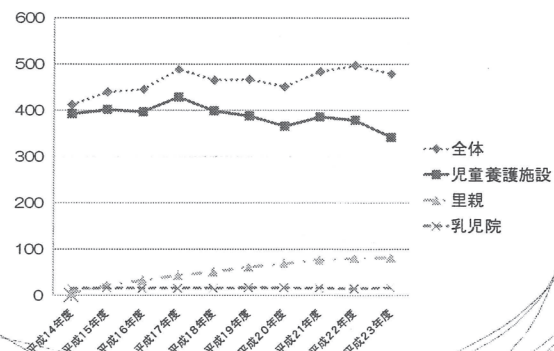
- ・県内には、家庭で暮らすことができない児童が約500名います。（児童人口約20万人）
- ・各場所在籍児童数（平成24年3月末現在）
  - ①里親：約130組（82名）
  - ②ファミリーホーム：10ホーム（38名）
  - ③児童養護施設：9施設（342名）
  - ④乳児院：1施設（17名）

## ②大分県の現状（その2）

- ・直近の里親委託率は25.1%（平成23年度末）
- ・要保護児童の4人に1人が里親、ファミリーホーム(FH)委託

|        | 児童委託<br>児童数① | FH委託<br>児童数② | 乳児院<br>児童数③ | 児童養護<br>施設④ | 合計⑤<br>(①+②+③+④) | 取扱委託率<br>(①②/⑤)×100 |
|--------|--------------|--------------|-------------|-------------|------------------|---------------------|
| 平成14年度 | 5            | 0            | 15          | 393         | 413              | 1.2%                |
| 平成15年度 | 22           | 0            | 16          | 402         | 440              | 5.0%                |
| 平成16年度 | 33           | 0            | 16          | 397         | 446              | 7.4%                |
| 平成17年度 | 44           | 0            | 16          | 429         | 489              | 9.0%                |
| 平成18年度 | 51           | 0            | 16          | 399         | 466              | 10.9%               |
| 平成19年度 | 62           | 0            | 17          | 388         | 467              | 13.3%               |
| 平成20年度 | 69           | 0            | 17          | 366         | 452              | 15.3%               |
| 平成21年度 | 76           | 5            | 14          | 366         | 461              | 17.6%               |
| 平成22年度 | 90           | 24           | 15          | 374         | 503              | 22.7%               |
| 平成23年度 | 82           | 38           | 17          | 342         | 479              | 25.1%               |

## 大分県の要保護児童数の推移

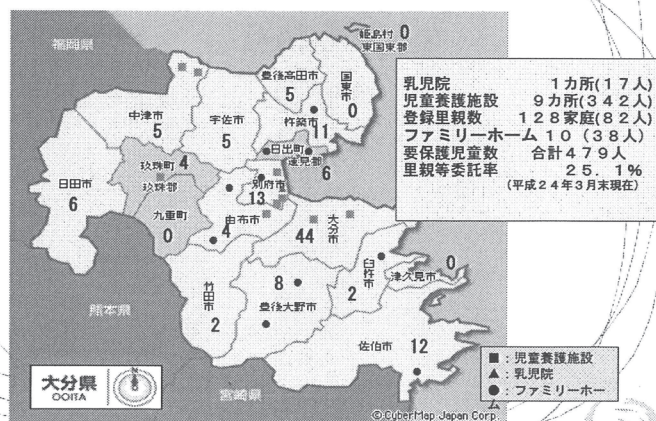


### ③里親制度の概要（その１）

- ・里親制度  
里親とは、保護者の病気や離婚、経済的事情など様々な理由から、家庭で暮らすことができない子どもたち（要保護児童）を児童相談所の委託に基づいて自分の家庭に迎え入れ、愛情を込めて養育してくださる方のことです。
- ・根拠法：児童福祉法 第6条の3  
公的な子どものための制度です。

### ③里親制度の概要（その2）

- ・里親には、主に次の２種類があります。
- ①養育里親（養子縁組を前提としない里親）  
親権は移らず、監護権のみが与えられます。
  - ②養子縁組希望里親（将来的に養子縁組を行う里親）  
特別養子縁組が成立すると、法的に親子関係が成立します。
- ・養育をお願いする子どもの年齢は０歳～  
１８歳未満まで、養育をお願いする期間は数ヶ月～数年間まで様々です。
- ※里親は子どもの健全な成長のために必要な、  
子どものための制度です。



#### ④里親養育のメリット

- ①子どもにとってのメリット
- ・ 人格形成の基盤である愛着形成が可能
  - ・ 個別のきめ細やかな養育が可能
  - ・ 健全な家庭モデルの体験ができる
  - ・ 生活の連続性が確保できる
- ②里親にとってのメリット
- 子どもの笑顔や成長をみる醍醐味  
子どもがいる生活  
家族の絆がさらに深まる



## ④里親養育のデメリット

### ①子どもにとってのデメリット

- ・ 里親との相性の問題
- ・ 閉鎖性

### ②里親にとってのデメリット

- ・ 中途養育の難しさ（以前の生活、価値観・・・）
- ・ 子どもとの関係での悩み
- ・ 家族全員への影響
- ・ 地域、社会との関係

## ⑤里親への支援体制

- ・ 里親に登録後、子どもを養育することになった場合には次のような支援が受けられます。

- ①児童相談所や里親支援機関が継続的に支援します。家庭訪問をし、必要な支援の提供をします。ヘルパー派遣、一時預かり、カウンセリング等
- ②里親サロン（各地域での里親同士の相互交流）
- ③養育費用の支給
- ④市町村の子育て支援サービスも利用可能です。

## ⑥申請～登録までの流れ

申請～登録までは次の6段階があります。

- ①制度の理解～家族全員の合意
- ②児童相談所へ里親登録を申請
- ③児童相談所からの調査
- ④認定前の研修の受講（講義2日、実習2日）
- ⑤審議会での審査（年2回）
- ⑥里親登録

## ⑦まとめ

- ①里親制度は子どものための公的な制度です。
- ②児童福祉分野では現在、施設養護から家庭養護への転換が図られているところです。
- ③里親には、困難と喜びの両方が混在します。ご家族、ご親戚等含め、熟慮をお願いします。



央 児 第 22 号

平成 24 年 4 月 10 日

佐伯市こども福祉課長 殿

大分県中央児童相談所長

## 平成 24 年度里親養育行政説明会について(依頼)

本県の社会的養護を必要とする子どもの福祉の推進につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、平成 24 年 4 月 1 日現在で本県に登録している里親を対象に、里親養育に必要な各種事項について周知する目的で、標記説明会を下記のとおり開催することとなりました。

つきましては、会場の手配についてご協力下さいますようお願いいたします。

また、登録里親を対象にした行政説明会を、地区別に開催するのは初めての試みであることから、各会場におきまして、参加者に市町村の児童福祉関係担当者をご紹介したいと考えておりますので、説明会への担当者の出席についても、併せてご配慮くださいますようお願い申し上げます。

## 記

## 1 日時等 (佐伯会場)

時間：4 月 20 日(水) 14:00～16:00

場所：佐伯市まな美 4 階第 3 市民活動室

※担当者のご紹介は、説明会の開始直後を予定しています。

## 2 その他 出席の有無について、別紙様式により 4 月 16 日(月)までにお知らせ願います。

## 問い合わせ先

〒870-0889 大分市荏隈 5 丁目

大分県中央児童相談所

担当

TEL 097-544-2016

FAX 097-546-1399

# 里親になりませんか？

## 大分県の現状と里親制度

大分県内には、保護者の病気や離婚、経済的な事情、その他様々な事情で家庭で生活することができない子どもたちが、約500名います。そのうち、約380名が児童養護施設や乳児院で、約120名が里親家庭やファミリーホームで生活をしています。

●里親とは…家庭で生活することができない子どもたちを家族の一員として迎え、あたたかい雰囲気の中で、豊かな愛情を持って、心身ともに健やかに育ててくださる方のことです。

●里親には、養育里親、養子縁組希望里親などがあります。養育をお願いする子どもの年齢は0歳～18歳まで、養育をお願いする期間は数カ月～数年間までさまざまです。

●私たちの住むこの大分で、社会みんなで子どもたちの健やかな成長を支えていくためには、たくさんの里親家庭が必要です。

## 里親制度説明会の開催

里親月間である10月にあわせ、里親を募集するために、下記のとおり、里親制度説明会を開催します。

日 時:平成23年10月16日(日)10時～  
場 所:大分県中央児童相談所 ※大分市桂隈5丁目  
(大分県こども・女性相談支援センター内)  
内 容:里親制度の説明、個別相談など  
参加方法:申し込みは特に必要ありません。  
直接会場へお越しください。

たくさんのご参加をお待ちしています。

お問い合わせ 大分県中央児童相談所  
☎097-544-2016



大分県こども子育て支援課 / TEL(097)506-2707 FAX(097)506-1739 E-mail a12460@pref.oita.lg.jp

H23.10.9(日) 合同朝刊 2面 右下



# 平成24年度大分県里親スキルアップ研修会 開 催 要 項

## 1 目 的

里親等を対象に、養育場面に活かせる基本的知識を習得するとともに、子どもの抱える問題や子どもの権利、里親に求められる役割についての理解を図る。併せて、参加者相互の交流を図り、里親制度の充実や改善に資することとする。

## 2 主 催

大分県（中央児童相談所）

## 3 開催期日

平成24年10月28日（日）10:00～16:00

## 4 会 場

大分県こども・女性相談支援センター（中央児童相談所）

大分市荏隈5丁目

Tel 097-544-2016

## 5 受講対象者

- (1) 養育里親・養子縁組希望里親・親族里親
- (2) ファミリーホーム 養育者・補助者
- (3) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設職員
- (4) 市町村児童福祉担当職員
- (5) その他受講を希望する者で、児童相談所長が適当と判断した者

## 6 内 容

受付 9:20～

開会あいさつ 10:00～10:10

講演 10:15～12:00

「家庭での養育を支え合うために、いま、考えておきたいこと」

青山学院女子短期大学 准教授 横堀昌子 氏

（昼食・休憩 12:00～12:40）

行政説明ほか 12:40～13:20

大分県こども子育て支援課・中央児童相談所

グループ討議（里親養育の悩みあれこれ）

13:30～15:30

※討議テーマ A：乳幼児期の心と身体の発達 B：思春期の心と身体の発達

C：実親との交流 D：非行（万引き、金品持出し、外泊など）の初期対応

E：自立支援（満年齢解除に向けての準備と支援）

全体会 15:40～16:00

閉会 16:00

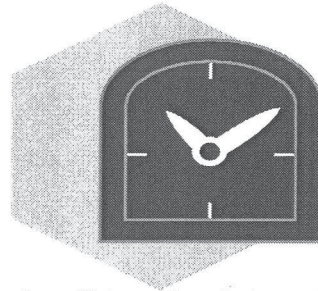
## 日 程

**10:00 開 会**

挨拶 大分県中央児童相談所長  
矢 頭 道 三

**10:10 日程説明**

**10:15 講 演**



「 家庭での養育を支え合うために～いま、考えておきたいこと 」  
青山学院女子短期大学 准教授  
横 堀 昌 子 氏

( 12:00～12:40 昼食休憩)

**12:40 行政説明**

大分県福祉保健部こども子育て支援課  
主任 西 藤 法 樹

**13:00 子どもの権利擁護について**  
大分県中央児童相談所

主幹 河 野 洋 子

**13:20 (会場移動)**

**13:30 テーマ別グループ討議**

A班:乳幼児

B班:思春期

C班:実親との交流

D班:自立支援

3階大会議室(3班編成)

3階大会議室(2班編成)

1階相談室2・3(2班編成)

1階相談室4(1班編成)

**15:00 (会場移動)**

**15:10 全体会**

**16:00 閉 会**

# 平成 24 年度大分県里親テーマ別研修会 開 催 要 項

## 1 目 的

里親・ファミリーホーム等を対象に、テーマを絞り養育場面に活かせる基本的知識を習得するとともに、子どもの抱える問題や子どもの権利、里親やファミリーホームに求められる役割についての理解を図り、里親制度の充実や改善に資することとする。

## 2 主 催

大分県（中央児童相談所）

## 3 開催期日

### 第 1 回

平成 24 年 6 月 3 日（日） 13:00～16:30

テーマ「発達障がい① ～発達障がいの基礎知識～」

肥前精神医療センター 小児科医師 三ヶ田智弘

### 第 2 回 ※ 9/30 開催予定だったが台風接近のため延期

平成 24 年 12 月 15 日（土） 13:00～16:30

テーマ「発達障がい② ～発達障がい児と暮らす～」

肥前精神医療センター 小児科医師 三ヶ田智弘

### 第 3 回

平成 25 年 1 月 19 日（土） 13:00～16:30

テーマ「真実告知・子どものライフストーリーを考える」

（社）家庭養護促進協会神戸事務所 主任ケースワーカー 米沢普子

## 4 会 場

大分県こども・女性相談支援センター（中央児童相談所）

大分市荏隈 5 丁目

TEL 097-544-2016

## 5 受講対象者

（1）養育里親・養子縁組希望里親・親族里親

（2）ファミリーホーム 養育者・補助者

（3）その他受講を希望する者で、児童相談所長が適当と判断した者

## 6 内 容

受付 12:30～

開会あいさつ 13:00～13:05

研修 13:10～16:30

講義及びグループ討議、講師による助言等

閉会 16:30



〈講 義〉

発達障害① ～発達障害の基礎知識～

独立行政法人 国立病院機構

肥前精神医療センター

小児科医師 三ヶ田 智弘 氏

〈プロフィール〉

三ヶ田 智弘 (みけた ともひろ)

◆自己紹介

大分出身、熊本大学医学部卒業。

大学卒業後、同大学附属病院およびその関連病院で小児科医として勤務。

平成 17 年より大分に戻り、平成 18～21 年西別府病院で小児精神科医療に従事。

平成 22 年 3～6 月アメリカ・ノースカロライナ州シャーロット TEACCH センター留学。その後、佐賀県肥前精神医療センターに異動し、現在に至る。

◆所属学会・研究会

日本小児科学会会員・専門医

子どもの心相談医・認定医

日本児童青年精神医学会会員

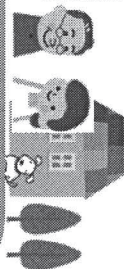
日本子ども虐待防止学会会員

TEACCH プログラム研究会理事 & 同研究会大分支部代表 etc.



# 里子研修を実施する背景等について

## 一般家庭

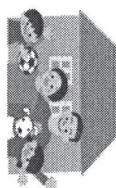


### ●家族状況

- ・両親健在、支援度が低い。
  - ・母子家庭、父子家庭有。
  - ・経済的困窮(生活保護)有。
  - ・障がい児、医療ケアが必要な児童有。
  - ・血縁があり、親子関係有。
- ※様々な家族がいる。

●子ども側からは・・・  
実の親、きょうだい側にいる安心感、幸せがある。デメリットなし。

## 里親

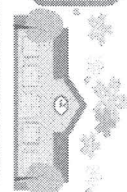


### ●家族状況

- ・血縁ではない新しい絆の家族。
  - ・里子の多くは虐待、ネグレクト等の後遺症により養育が非常に困難になっている。
  - ・実子と里子の関係の難しさ。
  - ・地域、学校の理解を得る努力が必要。
- ※困難からのスタート。

●子ども側からは・・・

## 児童養護施設



### ●状況

- ・集団生活。
- ・家庭的な生活環境とは乖離している。
- ・職員配置基準の低さゆえ十分なケアが困難。

●子ども側からは・・・  
・児童間同士の上下関係や人間関係がある。  
・同じ境遇の仲間がたくさんいて安心。  
・何かあったら仲間に気軽に相談できる。  
・転校の時にも仲間がいて心強い。  
・上の子の自立していき姿を見て学ぶ。

### ◆里子のメリット

- ・家庭的な生活環境の中で、きめ細やかなケアにより、安心して穏やかに暮らすことができる。
- ・健全な家族のモデルを見ることができ、将来の家庭を築くこと、自立生活をしていくが可能になる。

### ◆里子のデメリット

- ・同じ境遇の仲間が周囲にいないため、里子ゆえの悩みや葛藤を同年代に相談できない。
- ・家庭的な環境ゆえに、密な人間関係になり、里親と実子、実親の間で葛藤する。

### ◆里子研修の実施 → → → 里子のデメリットにアプローチする。

目的：里子側の悩みに寄り添い、悩みや葛藤を乗り越える術を学ぶ。同じ境遇、対等の立場の仲間と出会い、交流するピアカウンセリングにより悩みの解決に繋げる。併せて里親のレスパイトも行う。 ※里子の特殊性(実親も仲間もいない)ことに着目。仲間の力を活用して里子をエンパワーしていく。

## 平成 24 年度大分県トライアル里親研修会 開 催 要 項

### 1 目 的

トライアル里親を対象に、子どもの抱える問題や子どもの権利、子どもが暮らす施設との連携等、トライアル里親に求められる役割についての理解を図り、制度の充実や改善に資することとする。

### 2 主 催

大分県（中央児童相談所）

### 3 開催期日

平成 24 年 12 月 1 日（土） 13:00～16:00

### 4 会 場

大分県こども・女性相談支援センター（中央児童相談所）

大分市荏隈 5 丁目

Tel 097-544-2016

### 5 受講対象者

(1) トライアル里親

(2) 児童養護施設等職員

(3) その他受講を希望する者で、児童相談所長が適当と判断した者

### 6 内 容

受付 12:30～

開会あいさつ 13:00～13:05

研修 13:10～16:00

行政説明：里親制度の動向等

グループ討議：テーマ「施設入所児童との交流の実際」

閉会 16:00

# 平成24年度 里親研修の概要



大分県福祉保健部  
こども子育て支援課



## はじめに

里親の皆様には、平素から児童福祉の推進にご尽力を賜り、感謝申し上げます。

現在、大分県内には保護者の病気や離婚、あるいは虐待等の様々な事情により家庭で生活できない子どもたちが約500名います。このような子どもたちのうち、約370名（約75%）が児童養護施設や乳児院で、また、約130名（約25%）が里親家庭やファミリーホームで生活しています。

一方、全国的には、約90%の子どもたちが児童養護施設等の施設に入所し、約10%が里親家庭やファミリーホームで生活しており、施設に入所する割合が未だ高い状況にあります。

里親制度を含む社会的養護の大きな流れとしては、現在、「施設養護」から「家庭養護」への転換が図られており、平成22年度に厚生労働省から出された「里親委託ガイドライン」においても『社会的養護においては原則、里親委託』という方針が明記されました。

言うまでもなく、子どもの健全な成長・発達には、特定の大人との愛着関係を育みながら、あたたかな家庭的な環境のもとで養育されることが不可欠です。

家庭で暮らすことができない子どもたちにこうした養育環境を保障するためには、やはり、社会的養護の中で家庭にもっとも近い形態である里親やファミリーホームの制度をさらに充実させていく必要があると考えています。

里親の皆様には、子どもたちと日々生活を共にする中で、子どもたちの成長や心身の回復を間近に見ることができ、養育の喜びや醍醐味を感じておられるのではないかと思います。

しかし、一方で、里親家庭やファミリーホームに委託される子どもの中には、様々な事情から心身ともに深い傷を負い、情緒面や行動面で問題がある場合が多いために、養育や生活場面の時々の対応で困難を感じることも少なからずあるのではないかと思います。里親の皆様が多くが、子どもの問題行動に悩み、養育していく自信を失ったり、時には出口の見えない真っ暗なトンネルの中にいるような気持ちにさえ陥ることがあるかも知れません。

このように、里親養育は子どもたちにとっては非常に有益な制度ですが、一方で、里親が、子どもたちのことを思い熱心になればなるほど、無力感や焦燥感を感じて行き詰まり、孤立する危険性をはらんでいる面もあります。

研修を受講することで全てが解決するということはありませんが、研修受講を、子どもとの密着した関係から一步離れ客観的に見つめ直す機会にしたり、何か少しでも養育のヒントを得る機会にしていきたいと思います。

また、ご自身の養育経験を活かし、他の里親の相談に応じ、助言したりエンパワメントする機会にしていいただければ幸いです。

多くの方々に積極的に研修を受講していただき、里親制度の一層の充実につなげたいと願っています。

平成24年4月1日

大分県福祉保健部

こども子育て支援課長 伊勢 強志



## ■研修の基本理念

里親養育には、社会的養護である以上、養育に関する最低基準が設けられています。その中に、「養育に関する一般原則」があり、この一般原則を遵守していくために、県は必要な研修を実施しています。

### ※ 養育に関する一般原則（里親が行う養育に関する最低基準 第4条）

里親が行う養育は、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として行われなければならない。

里親は、前項の養育を効果的に行うため、都道府県が行う研修を受け、その資質の向上に努めなければならない。

## ■研修の基本方針

研修は、次の基本方針に基づいて実施します。

- 1 里親の研修を通じて子どもに最善の利益が提供されるよう、子どもの福祉を基本に据えた研修
- 2 里親がそれぞれの家庭生活で対応できるよう実践的な研修
- 3 里親同士の養育経験を活用した交互交流ができるグループ討議などの参加型研修

## ■研修の必要性について

里親養育は、「家庭という私的な環境」において、「公的な養育（社会的養護）を行う」という特徴を持っています。里親養育では、その二つの側面のバランスがとても大切です。子どもとの愛着関係を築き家庭的でありながらも、社会的養護である以上、一定の制約があり、絶対に超えてはならない一線があります。

研修は、里親としての必要な知識を得る意味もありますが、それ以上に、里親としての自己点検を行い、謙虚に自分自身を見つめ、養育の振り返りを行うための機会でもあります。

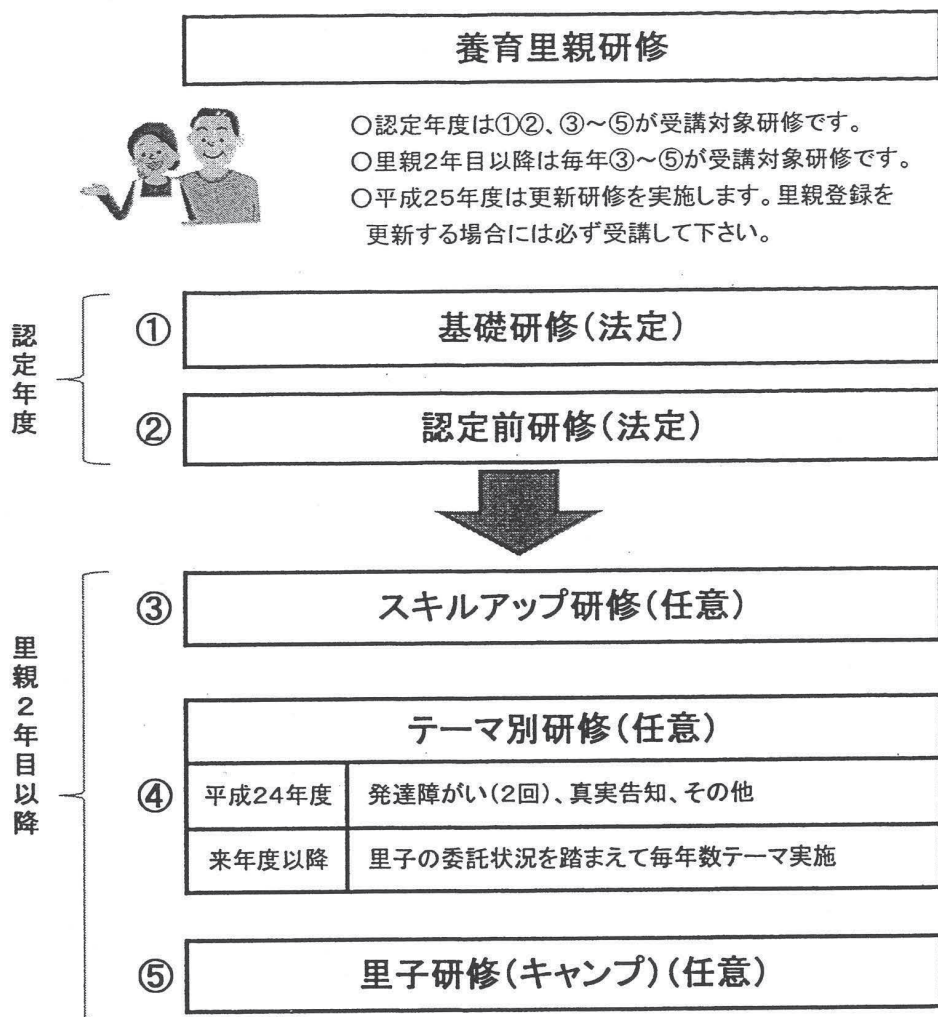
「里親とは?」「社会的養護とは?」「子どもの最善の利益とは?」「子どもにとっての自立支援とは?」など、今一度、里親養育の基本を再確認していくためには、定期的な研修の受講が必要です。

## ■問い合わせ先

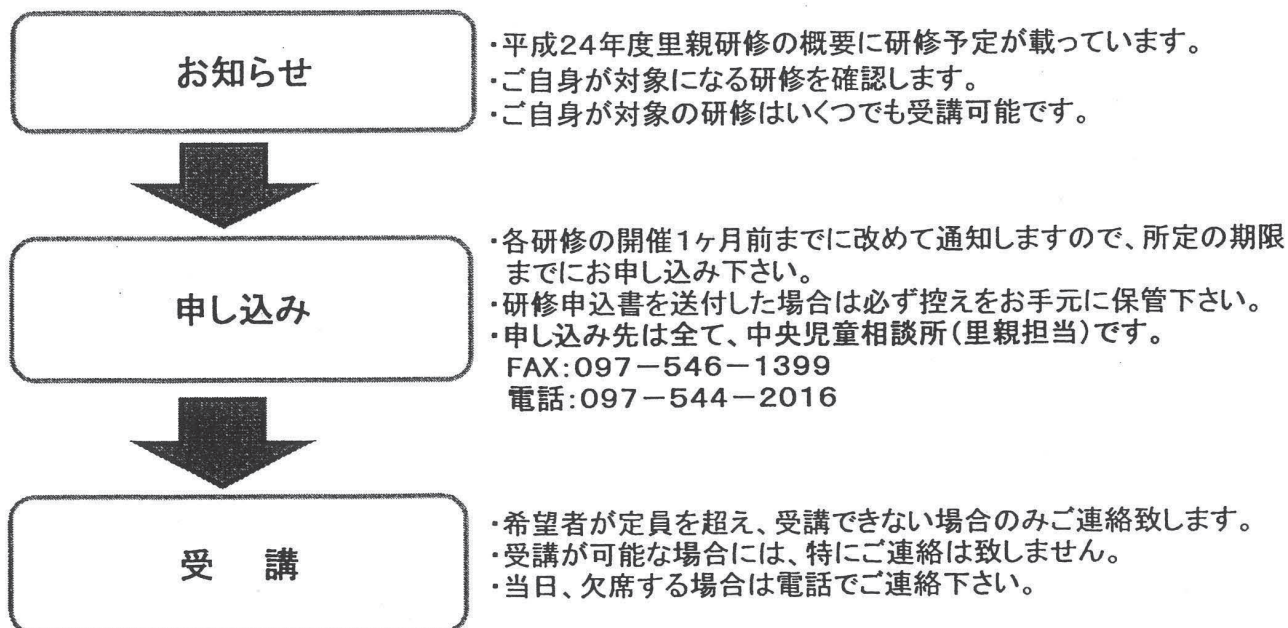
※研修の申し込みはすべて中央児童相談所となっています。（以下は参考）

| 機関名称       | 電話番号                                       | 担当者氏名                                       |
|------------|--------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 大分県中央児童相談所 | 電 話<br>097-544-2016<br>FAX<br>097-546-1399 | 里親担当<br>里親担当<br>里親対応協力員<br>里親委託推進員<br>里親活動員 |
| 大分県中津児童相談所 | 電話<br>0979-22-2025                         | 里親担当<br>里親委託推進員                             |

## 里親研修の体系



## 里親研修 受講の流れ



## 平成24年度 大分県里親研修 一覧表



|   | 研修名               |                | 対象者                  | 開催日                                                        | カリキュラム概要                                                            |
|---|-------------------|----------------|----------------------|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| ① | スキルアップ研修          |                | 全里親<br>施設職員等         | 平成24年10月28日(日)<br>10:00～16:00／こ女セ                          | 「家庭での養育を支え合うために、いま、考えておきたいこと」<br>講師：青山学院女子短期大学 子ども学科<br>准教授 横堀昌子先生  |
| ② | テーマ別<br>研修        | 発達障がい<br>(1回目) | 希望里親                 | 平成24年6月3日(日)<br>13:00～16:30／こ女セ                            | 発達障害①～発達障害の基礎知識～<br>講師：肥前精神医療センター 小児科医師 三ヶ田智弘先生                     |
|   |                   | 発達障がい<br>(2回目) | 希望里親                 | 平成24年9月30日(日)<br>13:00～16:30／こ女セ                           | 発達障害②～発達障害児と暮らす～<br>講師：肥前精神医療センター 小児科医師 三ヶ田智弘先生                     |
|   |                   | トライアル里親        | トライアル里親              | 平成24年12月1日(土)<br>13:00～16:00／こ女セ                           | 里親制度の現状／留意点／意見交換                                                    |
|   |                   | 真実告知           | 希望里親                 | 平成25年1月19日(土)<br>13:00～16:30／こ女セ                           | 「子どものライフストーリーを考える」<br>講師：(社)家庭養護促進協会神戸事務所 米澤晋子先生                    |
| ③ | 里親子研修<br>(夏季キャンプ) |                | 希望里親<br>希望里子         | 平成24年8月3日(金)<br>～8月4日(土)<br>※1泊2日(※宿泊なしも可)<br>ゆふの丘プラザ(由布市) | 里子同士の相互交流、ピアカウンセリングが目的。戸外活動(ゲーム)／バーベキュー／先輩里子からのエール／交流会など。雨天決行。      |
| ④ | 専門里親研修<br>(新規)    |                | 専門里親認定希望者<br>※要件あり。  | 平成24年8月24～26日(東京都)<br>平成24年9月7～9日(京都)                      | 通信教育／スクーリング3日／施設実習7日<br>※各都道府県ごとに申し込みを行います。<br>※要件を満たしている方に別途連絡します。 |
|   | 専門里親研修<br>(更新)    |                | 専門里親認定者のうち<br>更新時期の者 | 平成25年未定日(東京都)<br>平成25年未定日(京 都)                             | スクーリング2日<br>※各都道府県ごとに申し込みを行います。                                     |
| ⑤ | 児童養護施設職員等合同研修会    |                | 希望里親                 | 平成25年2月未定日<br>別府市 ホテル芙蓉倶楽部                                 | 毎年年1回、1泊2日で県内の児童養護施設職員等が集う研修会(講演＋分科会)、交流会。                          |

※こ女セ→大分県こども・女性相談支援センターの略です。

## 平成24年度 県外等での関係研修 一覧表

|   |                 |                     |                                                |                                                   |
|---|-----------------|---------------------|------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| ① | 全国里親大会          | 希望里親                | 平成24年10月6日(土)<br>平成24年10月7日(日)<br>山形県天童市       | 里親制度の全国的な動向や現状/厚生労働省行政説明/テーマ別分科会など                |
| ② | 九州地区里親研修会       | 希望里親                | 平成24年7月28日(土)<br>平成24年7月29日(日)<br>長崎県長崎市       | 里親制度の動向や現状/行政説明/交流会<br>※里親協議会事務局がとりまとめをします。       |
| ③ | 全国ファミリーホーム研究協議会 | ファミリーホーム<br>運営者・希望者 | 平成24年8月25日(土)<br>平成24年8月26日(日)<br>宮城県内(開催市は未定) | ファミリーホームの全国的な動向や現状/厚生労働省行政説明/テーマごとの分科会など          |
| ④ | 日本子ども虐待防止学会学術大会 | 希望里親                | 平成24年12月7日(金)<br>平成24年12月8日(土)<br>高知県高知市       | 日本で最大の児童虐待防止の学会。専門的な内容をはじめとした相当数の分科会あり。           |
| ⑤ | フォーラム<br>新しい絆   | 希望里親                | 平成24年9月未定日<br>平成25年2月未定日<br>福岡県福岡市             | 福岡市が里親制度の普及啓発を委託しているNPOが開催するフォーラム。<br>他県からの参加も可能。 |

※県外等での関係研修につきましては、参考までに記載しています。詳細を確認の上、お申し込みは各自でお願いします。



## 里親養育援助事業実施要領

### 1 目 的

この事業は、委託児童の適切な養育を確保するために、里親からの援助の求めに応じ、里親（家庭）に訪問による援助を実施することを希望する者（以下「養育援助者」という。）を派遣し、里親（家庭）の養育負担の軽減を図ることを目的とする。

### 2 実施機関

事業の実施機関は、児童相談所とする。

### 3 養育援助の内容

養育援助の内容は、児童相談所長が別に定める基準に該当すると認める場合に、養育援助者を里親家庭に派遣し、里親に対する生活援助（家事や養育の補助等）を行うことを原則とする。

### 4 援助対象者

援助の対象者は、現に児童の委託を受けている里親であって、養育の援助を希望し、また、その必要性があると児童相談所長が認めたものとする。

### 5 養育援助者の資格等

養育援助者は、次に掲げる者であって、児童相談所が新たに里親として登録された者に対して行う研修と同様の研修を受講するとともに、下記6により登録されたものであること。

- （1）保育士又はホームヘルパー3級以上の資格を有する者
- （2）子どもの養育経験や児童養護施設等での勤務経験を有する者及び当該里親・里子の援助に有効と認められる者等

### 6 養育援助者の登録

- （1）養育援助を希望する者は、里親養育援助者登録申込書（第1号様式）を児童相談所に提出するものとする。
- （2）児童相談所長は、養育援助者として適当と認めた者については、必要な研修を実施後、里親養育援助者登録簿（第2号様式）に登録するとともに、その結果を里親養育援助者登録書（第3号様式）により当該申込者に通知するものとする。
- （3）登録の有効期間は5年以内とする。
- （4）登録の辞退を希望する者は、里親養育援助者登録辞退届出書（第4号様式）を児童相談所に提出するものとする。

### 7 養育援助の実施方法

- （1）養育援助を希望する里親は、里親養育援助申込書（第5号様式）を児童相談所に提出するものとする。

- (2) 児童相談所長は、養育援助が必要と認められる場合は、適当と思われる養育援助者の選定を行うとともに、養育援助者、里親の双方の調整を行い、養育援助の期間、内容などを決定し、里親養育援助者派遣決定書（第6様式）を里親に、里親養育援助依頼書（第7号様式）を援助者に通知する。
- (3) 養育援助者は、児童相談所に対して、適宜必要な報告を行い、助言を受けるとともに、援助終了後、速やかに里親養育援助報告書（第8号様式）を提出するものとする。
- (4) 援助の継続については、再度、児童相談所が調整し、(2)の手続きを行うものとする。

## 8 養育援助の費用

児童相談所は養育援助者に対して、養育援助に係る費用（謝礼及び旅費）を、別に定める基準に基づき支給する。

## 9 補償保険への加入

県は、この事業の実施に当たって、養育援助中の養育援助者に係る事故が発生した場合の損害賠償に備え、補償保険に加入するものとする。

## 10 守秘義務

養育援助者は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た子ども、その家族及び里親の個人情報等を他に漏らしてはならない。

養育援助が終了した後においても同様とする。

## 11 その他

この要綱に定めるほか、養育援助者に関し必要な事項については、児童相談所長が定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成18年度の予算に係る事業から適用する。
- 2 この要綱は、平成23年度8月9日から適用する。



(別紙基準)

○ 養育援助の対象

- ア 里親委託後概ね1年以内で、養育に負担が生じていると認められる場合、又は里子を同伴できない外出等により、里親の留守中の養育が必要と認められる場合。
- イ 里親自身のけが・病気により、家事若しくは育児の援助が必要と認められる場合。
- ウ 里子の入院等に伴い、援助が必要と認められる場合。
- エ 専門里親、障がいのある里子を養育する里親、多子養育里親で、養育に負担が生じていると認められる場合。
- オ その他、児童相談所長が必要と認めた場合。

○ 養育援助に係る費用の支給

1 謝礼

養育援助一回当たり、5,500円を支給する。

ただし、「一回」とは概ね4時間を標準とする。また、2時間に満たない場合には、上記の半額を支給する。

なお、依頼回数は、予算の範囲内とする。

2 旅費

(1) 養育援助に当たって交通費が必要になる場合は、大分県職員等の旅費に関する条例及び同条例施行規則に準じて、交通費を支給する。

(2) 養育援助者の登録に当たって必要となる研修の受講に要する交通費等については、養育援助者本人の負担とする。

3 支払い方法

謝礼及び旅費については、養育援助者からの里親養育援助報告書（第8号様式）に基づき口座振替の方法により支払うものとする。

## 平成 2 4 年度里親養育行政説明会(大分地区)

日時：平成 2 4 年 4 月 2 5 日(水)

場所：こども・女性相談支援センター

(次第)

9 : 3 0 受付

1 0 : 0 0 開会

あいさつ 大分県中央児童相談所 総務企画課長

参加者紹介

大分市子ども家庭支援センター 主事 ○○○○

大分市子ども家庭支援センター 主任 ○○○○

由布市健康福祉事務所子育て支援課

課長補佐 ○○○○

栄光園乳児院 里親支援専門相談員 ○○○○

児童養護施設森の木 里親支援専門相談員 ○○○○

1 0 : 1 0 説明

項目

- (1) 大分県の里親の現況について
- (2) 里親支援体制の拡充について
- (3) 大分県里親協議会への加入について
- (4) 平成 2 4 年度里親研修の概要について
- (5) 養育里親認定変更等届出について
- (6) 平成 2 4 年度「児童措置費(里親)請求の手引き」の改正について
- (7) 情報管理について
- (8) 養育記録について
- (9) 緊急時の連絡について
- (10) 児童手当について
- (11) その他(質疑、意見交換等)

1 2 : 0 0 閉会

(1) 大分県の里親の現況について

○大分県全体の状況(平成24年3月31日現在)

- ・里親登録数：128組(受託里親数62組)
- ・里親委託児童数：82名
- ・ファミリーホーム：10ホーム
- ・ファミリーホーム委託児童数：38名
- ・里親等委託率 25.1% (平成22年度末 22.7%)

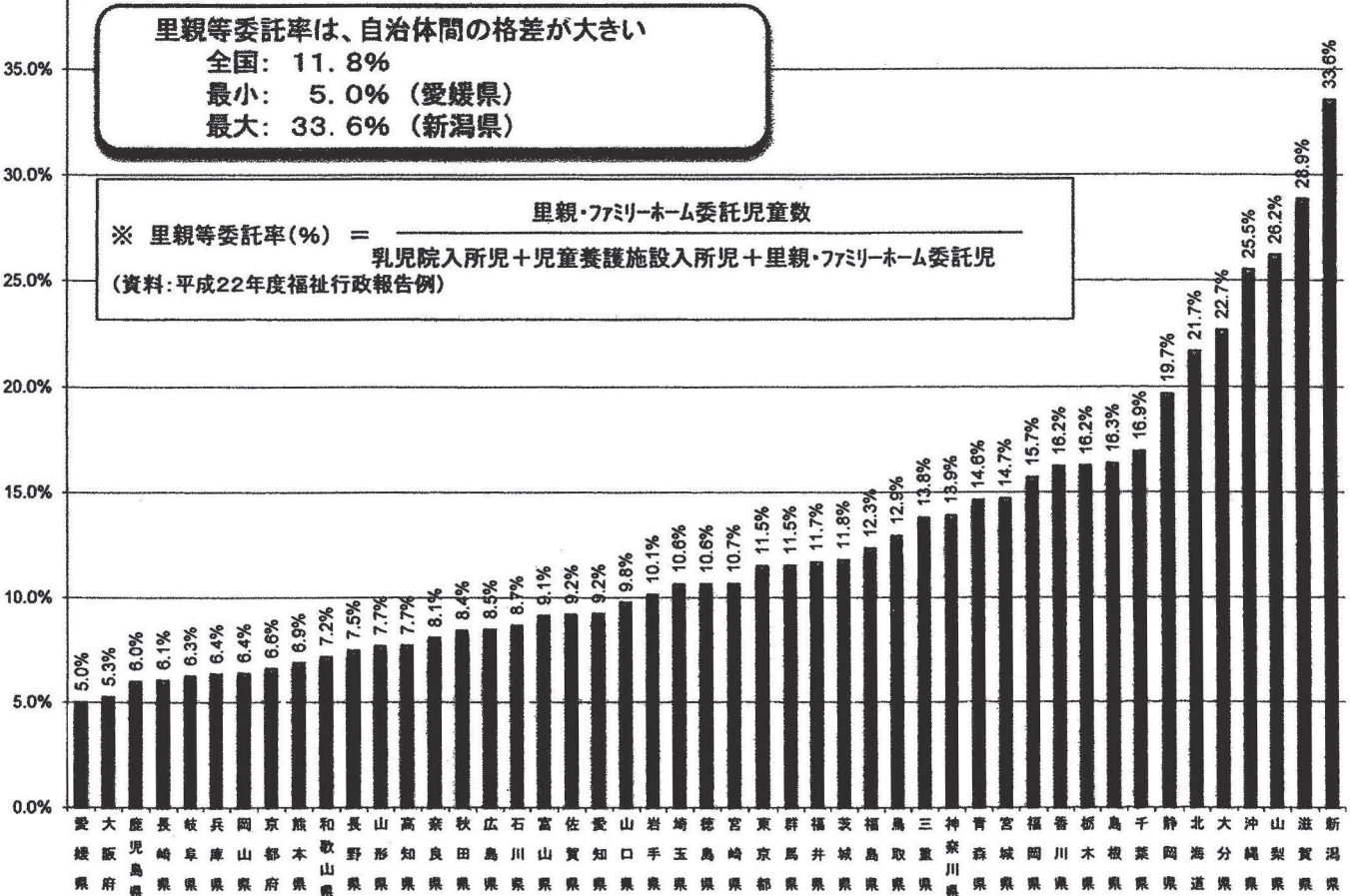
※里親委託児童数、里親登録数、ファミリーホーム数ともに増加

里親等委託率の最近6年間の増加幅の大きい自治体

|   |     | 増加幅<br>(16→22比較) | 里親等委託率  |                        |
|---|-----|------------------|---------|------------------------|
|   |     |                  | 平成16年度末 | 平成22年度末                |
| 1 | 福岡市 | 16.6%増加          | 6.9%    | 23.5%                  |
| 2 | 大分県 | 15.3%増加          | 7.4%    | 22.7%                  |
| 3 | 福岡県 | 10.3%増加          | 4.0%    | 14.3%                  |
| 4 | 香川県 | 9.7%増加           | 6.5%    | 16.2%                  |
| 5 | 静岡県 | 9.1%増加           | 10.6%   | 19.7%<br>(静岡市・浜松市分を含む) |

都道府県別の里親等委託率の差

①47都道府県別里親等委託率(平成23年3月末)





## (2) 里親支援体制の拡充について

※里親に、複数の相談窓口を示しますので、里親自身が相談先を選べるようになりました。(児童相談所・施設里親支援専門相談員・里親協議会)

## ① 施設里親支援専門相談員の新規配置

| 配置施設       | 連絡先                           | 担当者 | 担当地区                          |
|------------|-------------------------------|-----|-------------------------------|
| 森の木        | 097-549-3253                  |     | 大分市・由布市                       |
| 光の園        | 0977-27-0874<br>児童家庭支援センター    |     | 別府市・杵築市・国東市<br>日出町・姫島村        |
| 別府<br>平和園  | 0977-66-3121<br>080-2713-5070 |     | 佐伯市・臼杵市・津久見市<br>豊後大野市・竹田市     |
| 清浄園        | 0979-32-0887                  |     | 中津市・豊後高田市・宇佐市<br>日田市・玖珠町・九重町  |
| 栄光園<br>乳児院 | 0977-21-8085                  |     | 全県下(養子縁組里親及び乳児院<br>からの措置変更里親) |

## ○支援の内容

里親・F Hの訪問及び電話相談

里親・F H委託児童と実親等との交流支援

里親・F Hに委託された児童に係る委託初期の支援

里親サロンへの参加及び活動支援

地域における里親支援の輪づくり、関係者理解促進のための活動

所属施設のトライアル里親・レスパイトケア実施時の対応等

※配置施設は、里親名簿等必要な情報を県と共有しますが、里親支援機関として県が指定するため、児童福祉法上の守秘義務がかけられます。

## ② 児童相談所の体制充実

## ○事務分掌

|        | 担当者名 | 担 当 業 務                                                           |
|--------|------|-------------------------------------------------------------------|
| 中<br>央 |      | 里親関係業務の総括、委託に係る指導・助言、里親研修(テーマ別・スキルアップ)、施設里親支援専門員・里親協議会との連携、権利擁護関係 |
|        |      | 委託に係る指導・助言、里親研修(認定前・里子研修)、里親の開拓・調査、里親支援ボランティア                     |
|        |      | 児童措置費のとりまとめ、里親レスパイト事業                                             |
|        |      | 里親支援(大分市東部・佐伯市・臼杵市・津久見市・竹田市・豊後大野市・由布市)、トライアル里親事業                  |
|        |      | 里親支援(大分市西部・別府市・杵築市・国東市・日出町・姫島村・玖珠町・九重町)、里親養育援助事業                  |
| 中<br>津 |      | 中津児童相談所管内の里親登録・委託・委託推進事業に係ること、里親委託措置費に関すること                       |
|        |      |                                                                   |

## ③ 里親サロンの開催

大分県里親協議会に委託して、県下5地区ごとにそれぞれ開催している。

※大分県里親協議会は里親名簿を県と共有しますが、里親支援機関として県が指定するため、児童福祉法上の守秘義務がかけられます。

## ④ レスパイト事業

里親からの申し出により、施設や他の里親宅で委託児童を預かる制度。

7日／年まで利用可能。

## ⑤ 養育援助(ヘルパー)事業

養育援助者を里親家庭に派遣します。

## 派遣要件

ア 里親委託後、概ね1年以内で、養育に負担が生じていると認められる場合又は里子を同伴できない外出等により、里親の留守中の養育が必要と認められる場合

イ 里親自身のけが・病気により、家事若しくは育児の援助が必要と認められる場合

## (3) 大分県里親協議会への加入について



## (4) 平成24年度里親研修の概要について

## (5) 養育里親認定変更等届出について

- ・里親の住所・氏名等が変更した場合は、別紙様式(養育里親認定変更等届出書)に住民票(全部証明)を添付して、管轄の児童相談所に提出してください。
- ・必要に応じて、訪問等を行います。

## (6) 平成24年度「児童措置費(里親)請求の手引き」の改正について

- ・児童措置費のベースである里親手当、一般生活費は金額変更なし。

里親手当(1人目 72,000円→同額)

里親手当(2人目以降 36,000円→同額)

一般生活費(乳児以外 47,680円→同額)

一般生活費(乳児 54,980円→同額)

- ・大きな変更点は、以下の2つ。自立支援の部分の強化が図られました。

資格取得等特別加算費 高校3年生 児童1人年額

( 0円→ 55,000円)

大学進学等自立生活支度費 ( 79,000円→ 同額 )

特別基準 (137,510円→189,510円)

- ・県単独補助制度について

目的：国の措置費の基準では十分ではない部分を県費で補充するもの。

| 補助区分      | 補 助 対 象 軽 費                                                                       | 補 助 率 等                      |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 中学校入学費用   | 中学校への入学のため必要な制服(夏服・冬服)、コート、体操服、靴、上靴、体育館シューズ、その他必要と認められる学童用品の購入費                   | 措置費支給額と実費の差額。ただし、5万円を上限とする。  |
| 高等学校等入学費用 | 高等学校等への入学のため必要な制服(夏服・冬服)、コート、体操服、靴、上靴、体育館シューズ、教科書、教材、実習服、その他必要と認められる学童用品の購入費及び入学料 | 措置費支給額と実費の差額。ただし、10万円を上限とする。 |

|           |                                                     |                                                                                   |
|-----------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 高等学校等通学費用 | 最も経済的な通常経路及び方法により高等学校等へ通学した場合の普通旅客運賃の定期乗車券、又は回数券の実費 | 1 / 2 以内。ただし、月 1 万円を上限とする。                                                        |
| 見学旅行費用    | 児童が修学旅行に参加することに要する経費のうち、措置費で支弁されない経費                | ○小学生・中学生<br>修学旅行参加費用と措置費支弁額の差額<br>○高校生(特別支援学校高等部を含む)<br>修学旅行参加費用と措置費支弁額の差額の 1 / 2 |

※補助金であり予算の範囲内での補助となるため、上限額まで補助できるかは、当該年度の委託児童数の状況によります。

※対象児童が委託されている里親は、個別に申請手続きを説明しますので、早めに措置費担当にご連絡願います。

特に、修学旅行経費については、旅行に行く前に申請書類の提出が必要になりますので、ご注意ください。

また、領収書等は、必ず保管しておいてください。

#### (7) 情報管理について

##### ・委託児童の個人情報について

児童相談所から提供される個人情報の取り扱いについては、厳重な注意を払っていただきますようお願いします。

また、委託児童の措置解除等の場合、紙ベースで提供された情報については、確実に処分して下さい。(児童相談所でも引き取る事が可能です)

## (8) 養育記録について

- ・養育記録を作成する場合は、別紙様式を参考をお願いします。(任意の様式でも構いません。)
- ・児童相談所に送付する場合は、措置費請求書と同時に送付していただいて構いません。里親担当から担当CWに渡します。

## (9) 緊急時の連絡について

- ・委託児童について、下記のことが発生した場合は、児童を委託した児童相談所に連絡して下さい。

中央児童相談所 097-544-2016

中津児童相談所 0979-22-2025

○時間にかかわらず緊急に連絡をいただきたいこと(24時間受付)

無断外出・事故(トラブル)

○緊急度は高くないが、連絡が必要なこと

実親との面会・交流(担当CWから別途指示がある場合は除く)

委託児童の入退院・手術

訓練(発達面)の新規開始

精神科医療に係る新規受診

旅行等により、長期間不在にする場合

- ・児童相談所から、紙ベースでの報告を求められたときは、別紙様式(委託児童事故発生届)により、報告してください。

## (10) 児童手当について

- ・児童手当：中学生以下の児童を対象に、月額10,000円が里親に支給されます。
- ・中学生以下の児童の委託・解除の際は、お住まいの市町村役場の担当窓口で児童手当の手続きを必ず行って下さい。
- ・児童手当の管理について

○原則として、子ども名義の専用通帳で管理します

○児童手当の使用は、措置費で支給されない経費であって子どものために使用する場合に限ります。なお、使用した場合は、明細や領収書等をノート等に貼付し使途が明確に判るようにしてください。

○児童手当の支給時期(里親の口座に振込)は、2月(10月～1月分)・6月(2月～5月分)・10月(6月～9月分)です。子ども手当支給時に、既に子どもの委託が解除されている場合は、当該金額を里親から子ども

名義の通帳に振り込む等、確実な方法で引き継いでください。（振込手数料は当該金額から差し引くことが可能）

- ・子どもの預金等については、適正な管理をお願いします。

(11) その他(質疑、意見交換等)



## 第10号様式の11(第9条の5関係)

## 養育里親認定変更等届出書

年 月 日

大分県知事

殿

住 所

氏 名

印

里親住所

里親氏名

養育里親認定申請書の記載事項及び申立て事項に変更等があったので児童福祉法施行規則第36条の43の規定により届け出ます。

記

|           |       |  |
|-----------|-------|--|
| 変 更 事 項   |       |  |
| 変 更 内 容   | 変 更 前 |  |
|           | 変 更 後 |  |
| 変 更 年 月 日 | 年 月 日 |  |
| 変 更 理 由   |       |  |

- 1 養育里親が死亡した場合は、変更事項欄にその旨記載してください。
- 2 届出人と里親が同一の場合は里親住所及び里親氏名は記入不要



養育状況の記録（      月分）

里親名 \_\_\_\_\_  
児童名 \_\_\_\_\_

|                  |  |
|------------------|--|
| 生活の様子            |  |
| 保育所・幼稚園<br>学校の様子 |  |
| その他              |  |

どんな些細なことでも結構です。  
あれ？ わー！ すごい 知らなかった できたね 頑張ってる  
注意しました よく〇〇言われます 困ります 教えてください などなど  
気づいたことを書き綴ってください。

(記載例)

## 養育状況の記録(4月分)

里親名 ○○○○

児童名 ○○○○ (Aちゃん)

|                  |                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生活の様子            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ この1ヶ月は春休みもあり、天気も良かったので、私とAちゃん、...で公園や海岸にお遊びに行きました。Aちゃんはいろいろなものを創り出すのが好きで、家では外で拾ったものを使って工作をしています。</li> <li>○ この1ヶ月は長時間 園遊会なども、笑顔がみえて元気に過ごしました。</li> </ul>                         |
| 保育所・幼稚園<br>学校の様子 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新学期が始まり、クラスの変更、係決めで、Aちゃんも飼育係に立候補しました。クラスメートの投票で飼育係になることができました、(お)まわっています。</li> <li>○ 毎朝早くも、以前に比べ自分の意見を表明できるようになりました、(お)まわっています。</li> <li>○ 学校の先生から(お)まわられることが多くなりました。</li> </ul> |
| その他              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ Aちゃんの担任の先生はB先生になりました。持ちあがりです、B先生はAちゃんのことをよく覚えていて、毎朝当分の様子をお知らせするので、私達も安心です。</li> <li>○ Aちゃんからは、時々お母さんへのお手紙が来ています。Aちゃんは今、ふけておしゃべりで、次回○○さん(お母さん)とお会いする時に改めて相談します。</li> </ul>        |



どんな些細なことでも結構です。

あれ？ わー！ すごい 知らなかった できたね 頑張ってる

注意しました よく○○言われます 困ります 教えてください などなど

気づいたことを書き綴ってください。

委 託 児 童 事 故 発 生 届

年 月 日

大分県知事 殿

住 所  
氏 名 印  
〔 里親住所  
里親氏名 〕

委託児童に事故が発生したので、里親の認定等に関する省令に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

|             |          |      |    |   |   |       |
|-------------|----------|------|----|---|---|-------|
| 委託児童氏名      |          | 生年月日 | 平成 | 年 | 月 | 日( 歳) |
| 事故発生年月日     | 平成 年 月 日 |      |    |   |   |       |
| 事 故 の 状 況   |          |      |    |   |   |       |
| 事 故 へ の 対 応 |          |      |    |   |   |       |
| 現在の児童の状況    |          |      |    |   |   |       |

(公印省略)

こ支援第 116 号  
平成24年4月16日

里親各位

大分県福祉保健部こども子育て支援課長

## 大分県里親協議会への加入について（依頼）

平素より、児童福祉の推進につきまして、ご尽力を賜り感謝申し上げます。

現在、児童福祉（社会的養護）分野においては、施設養護から、里親・ファミリーホームといった家庭養護を中心とする方向へ転換が図られているところです。大分県におきましても、この10年間で里親委託が進み、現在では要保護児童の4名に1人が里親・ファミリーホームで生活をしています。

児童の健全育成のために、県では今後も里親委託の推進と里親制度の安定的運営を図っていきたいと考えております。

大きな方向転換が図られている中、里親制度の安定的運営を図る一つの方策として、国から当事者組織である里親会の組織強化を図る必要性が示され、平成24年度から、本県において里親登録をしている皆様方については、原則、大分県里親協議会に加入いただくこととなりました。（当該根拠は別紙参照）

大分県の里親制度の安定的運営のため、当事者組織として、里親同士の相互交流や研修での養育技術の向上、次世代の里親への経験の伝承、孤立の防止といった当事者しかできない部分の役割を担い、積極的な活動を展開していただきたいと思います。

皆様方には、ぜひ、里親協議会の存在意義をご理解いただき、ご加入下さいますようお願い申し上げます。

つきましては、大分県里親協議会への加入案内を同封しておりますので、今年度から新たに加入する方は里親協議会事務局あて加入申込書をお送りいただきますようお願いいたします。

なお、諸事情があり会への加入を躊躇される方につきましては、管轄の児童相談所の里親担当まで個別にご相談下さいますようお願いいたします。

## 記

○里親協議会加入申込書 締め切り：平成24年 5月31日（木）

## ○参考

- ・大分県里親協議会事務局：大分市大津町 2-1-41（担当： ）電話：097-558-0300
- ・管轄児童相談所：中央児童相談所 097-544-2016（ ）  
中津児童相談所 0977-9-22-2025（ ）

## 【担 当】

こども支援班

TEL 097-506-2707

mail:



(別紙)

○解説

本県で里親登録をしている里親が、原則、大分県里親協議会に加入いただくこととなる根拠は以下のとおりです。

根拠である通知は2つあります。両通知ともに平成24年3月末に発出されたもので、従前はこれらの項目は全く存在していませんでした。

現在、国の方針として、社会的養護のあり方そのものが、「施設養護」から「家庭養護」へと転換していく中、今、里親制度に求められることとして新設された部分です。

国、県ともに、時代の流れを踏まえ、里親制度の安定的運営のためは「(里親会への) 全員加入による当事者組織の体制強化」は不可欠なものであるとの認識のもと、今回の通知を送付させていただきました。

○根拠通知① 平成24年3月29日付 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

『 里親及びファミリーホーム養育指針 』より抜粋。

第I部 総論

5. 家庭養護のあり方の基本

(3) 地域とのつながりと連携

②里親会等への参加(4点示される中、1～3番目は省略)

・里親会は、社会的養護の仕組みの中で重要な役割を持つことから、すべての里親は、里親会の活動に参加する必要がある。また、すべてのファミリーホームは里親会やファミリーホームの協議会に参加する必要がある。

○根拠通知② 平成23年3月30日付 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

『 里親委託ガイドライン 』より抜粋。 ※平成24年3月29日付一部改正。

10. 里親委託及び里親支援の体制整備

(2) 里親支援機関

①里親会

里親会は、里親の相互交流や経験豊富な里親の相談による養育技術の向上、里親の孤立防止のために重要な役割を持つ。このため、会員相互の交流のみが目的の私的な団体ではなく、公益的な団体である。

このような役割を明示するため、都道府県市や地区の里親会は、委託費の有無にかかわらず、里親支援機関に指定することが望ましい。

また、このような役割から、「里親及びファミリーホーム養育指針」にも記載されているとおり、里親は里親会の活動に必ず参加するものとする。以下省略。



## 大分県里親協議会とは

大分県里親協議会（通称：トライアングル）は、里親相互の交流や研修、里親が養育の大変さを一人で抱え込まないように相互援助するための、里親のための里親による「里親会」のことで

す。  
運営は、里親会会員の互選により、会長、副会長および県内5つの地域のブロックごとに2名の担当理事を選び、監事2名で構成。事務局は大分県社会福祉協議会内に置き事務処理をお願いしています。

## 活動内容等について

### 1. 里親サロンの実施

県の里親養育相互援助事業を里親協議会が受託して実施。里親相互の親睦と交流を深め、悩みや不安を持ち寄り気楽に話し合い、励まし合う場。

各地域の里親が集まりやすく各ブロックごとに随時開催し、大変好評です。

### 2. 里親の声を代表して提案します

里親に共通する困っていること、悩んでいること、意見や提案などを取りまとめて、関係機関や行政などに提案します。

里親⇨県里親協議会⇨県こども子育て支援課・児童相談所（意見交換会）  
⇨九州地区里親連絡協議会⇨全国里親会⇨厚生労働省

### 3. 研修会の開催

会員相互の連携や資質向上を図るため、協議会主催の里親研修会（里親のつどい）を年1回開催し、相互研鑽の機会とします。

### 4. 里親相互のレスパイト・ケア

里親家庭が、休息を必要とするときや、急用ができて養育が困難なときに、児童相談所と連携して、一時的に里親相互間で預け合いをすることができます。

### 5. 会報の発行と配付

里親サロンなど各種行事の案内や会の活動状況などを『トライアングル』として随時発行。また、全国里親会発行の『里親だより』など関係資料を配付します。

### 6. 里親賠償責任保険の契約

里親賠償責任保険は全国里親会が保険契約者となり、加入者は原則として全国里親会所属の里親協議会加入の委託里親。手続きは、各里親協議会を通じて行います。

### 7. その他

大分県社会福祉協議会を構成する団体として、各種社会福祉貢献活動の受け皿となり、寄付金やイベント招待などを受領し、里親会会員サービスの一環としています。

## 大分県里親協議会活動概要

## 1. 里親サロン活動状況

| ブロック |                          | 担当理事 | 開催実績<br>(H22.3～H23.3)      | 平成 24 年 2 月以降開催予定                                                   |
|------|--------------------------|------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 大分   | 大分市・由布市                  |      | 開催回数： 12 回<br>参加人数：約 130 名 | 日程：3 月 29 日（木）<br>時間：10:30～12:30<br>場所：県総合社会福祉会館<br>（大分市大津町 2-1-41） |
| 県南   | 臼杵市・津久見市<br>佐伯市          |      | 開催回数： 7 回<br>参加人数：約 60 名   | 日程：2 月 25 日（土）<br>時間：10:00～12:00<br>場所：佐伯市 和楽                       |
| 県北   | 日田市・宇佐市・玖珠町<br>豊後高田市・中津市 |      | 開催回数： 3 回<br>参加人数：約 30 名   | 日程：3 月 14 日（水）<br>時間：11:00～15:00<br>場所：豊後高田市 あん庵                    |
| 別杵   | 国東市・日出町・杵築市<br>別府市       |      | 開催回数： 11 回<br>参加人数：約 100 名 | 日程：3 月 14 日（水）<br>時間：11:00～15:00<br>場所：豊後高田市 あん庵                    |
| 県西   | 竹田市・豊後大野市                |      | 開催回数： 4 回<br>参加人数：約 30 名   | 日程：3 月 21 日（水）<br>時間：11:00～14:00<br>場所：三国屋                          |

\* 本表の個人情報 は里親サロン活動以外の目的での利用、第三者への開示・提供はご遠慮ください。

\* 里親サロンへの参加等問い合わせ先

【大分県里親協議会事務局】大分市大津町 2-1-41 大分県社会福祉協議会 担当：  
TEL097-558-0300 FAX097-558-6001

## 2. 平成 23 年度里親協議会関係主要行事

〈全国関係〉

・全国里親評議員会 ・第 57 回全国里親大会（愛知県）

〈九州関係〉

・九州各県・指定都市里親会会長会議 ・九州地区里親研修大会（春日市）

〈大分県里親協議会関係〉

・総会 ・理事会 ・交流会 ・大分銀行年末愛のカンパ  
・県こども子育て支援課、両児童相談所、大分県児童養護施設等との意見交換会

〈その他〉

・新規里親審査会（2 回） ・里親認証式、新任里親研修会  
・大分県地域福祉推進大会実行委員会 ・大分県地域福祉推進大会  
・里親委託推進委員会 ・大分県社会福祉審議会



## 財団法人 全国里親会とは

○全国里親会とは、児童福祉法の趣旨にのっとり、里親に委託されている児童および委託することが適当と思われる児童の福祉の増進を図るため、里親制度に関する調査研究、里親希望者の開発、里親および里親に委託されている児童の相談指導等を行い、もって里親制度の普及発展に寄与することを目的として設立された財団法人。

## ○全国里親会の活動内容

- ・里親制度に関する調査研究
- ・里親の育成および里親制度の普及啓発－全国里親大会の開催、全国8地区別里親研修会の開催、里親促進事業の実施
- ・里親相互の連絡協調－機関紙「里親だより」の発行（年4回）
- ・関係機関団体との連絡調整－全国社会福祉協議会や児童の福祉に関する活動をしているNPO 法人との情報交換、交流
- ・里親に委託されている児童等の相談指導－全国里子会への支援
- ・その他法人の目的を達成するために必要な事業－里親賠償責任保険の実施

## 九州地区里親連絡協議会とは

九州・沖縄地区の10里親会の連絡協議会。里親会の運営に関する相互支援や活動状況の情報交換、各里親会持ち回りの「九州地区里親研修大会」の開催など。代表者は全国里親会の理事となり、地方里親会の意見を集約して意見具申する。運営経費は各里親会13,000円の会費負担による。

## 〈九州地区里親研修大会〉

- |       |                 |    |
|-------|-----------------|----|
| 平成19年 | 大分県里親協議会主催（別府市） |    |
| 平成20年 | 北九州市里親会主催（北九州市） |    |
| 平成21年 | 福岡市里親会主催（福岡市）   |    |
| 平成22年 | 佐賀県里親会主催（佐賀市）   |    |
| 平成23年 | 福岡県里親会主催（春日市）   |    |
| 平成24年 | 長崎県里親会主催（長崎市）   | 予定 |

## 大分県里親協議会加入申込書

大分県里親協議会 会長 殿

年 月 日

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 氏 名    | ふ り が な<br>(里父名) 印 |
|        | ふ り が な<br>(里母名) 印 |
| 住 所    | 〒                  |
| TEL    | ( ) -              |
| FAX    | ( ) -              |
| E-mail |                    |

|          | 委託状況<br>( ○・×でご記入下さい。 ) | 備 考<br>(里子の性別・年齢をご記入下さい。) |
|----------|-------------------------|---------------------------|
| 委 託      |                         |                           |
| 未 委 託    |                         |                           |
| 親族里親     |                         |                           |
| ファミリーホーム |                         |                           |

◆会員名簿の取り扱いについてお答えください。(○を付けて下さい)

私は、里親サロン事業に係る案内を送付するため、担当ブロックの理事に対して個人情報の開示を  
 承諾する ・ 承諾しない

## 【個人情報の取り扱いについて】

本申込書でご提供いただいた個人情報につきましては、本会を運営する目的の範囲内で利用いたします。これ以外の目的での使用及び第三者へ開示・提供することはありません。

## 【申込書提出先および問い合わせ先】

〒870-0907 大分市大津町 2-1-41 大分県総合社会福祉会館 2F

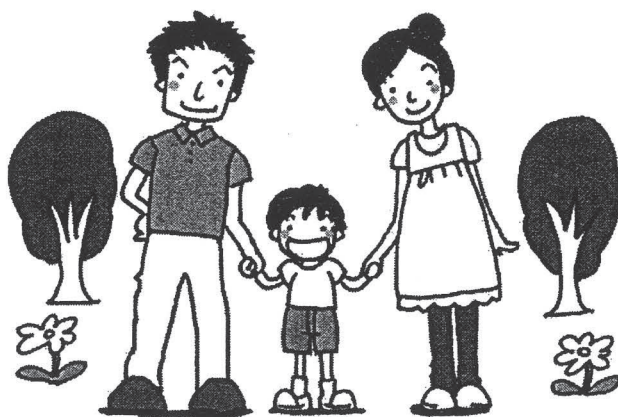
大分県社会福祉協議会 施設団体支援部 施設支援課 担当：

TEL097-558-0300 FAX097-558-6001



# 平成24年度児童措置費（里親）請求の手引き

## －平成24年4月改訂版－



大分県福祉保健部こども子育て支援課

目 次

- (1) 措置費の概要・問い合わせ先 (P. 1)
- (2) 措置費一覧表 (P. 2)
- (3) 請求時の留意点 (P. 4)
- (4) 各措置費の交付基準額・内容・添付書類
  - ①一般生活費 (P. 5)
  - ②里親手当 (P. 5)
  - ③里親受託支度費 (P. 6)
  - ④学習指導費 (P. 6)
  - ⑤幼稚園費 (P. 6)
  - ⑥教育費（一般分・加算分）(P. 6～P. 8)
  - ⑦見学旅行費 (P. 8)
  - ⑧夏季等特別行事費 (P. 9)
  - ⑨入進学支度費 (P. 9)
  - ⑩特別育成費 (P. 9～P. 10)
  - ⑪期末一時扶助費 (P. 10)
  - ⑫医療費 (P. 10)
  - ⑬職業補導費 (P. 10)
  - ⑭児童用採暖費 (P. 11)
  - ⑮就職支度費（一般・特別）(P. 11)
  - ⑯大学進学等自立生活支度費（一般・特別）(P. 11)
  - ⑰里親レスパイト経費 (P. 12)
- (5) 県単独補助制度について (P. 13)
- (6) 関係書類様式 (P. 14～P. 27)
- (7) Q&A (P. 28)

## (1) 措置費の概要

## ○はじめに

児童相談所から子どもを委託されると、毎月、県から措置費が支払われます。措置費は里親の皆様の請求行為に基づき、それぞれ必要な経費をお支払いすることになりますが、公費という性質上、措置費の請求にあたっては次のことをご理解ください。

## ○措置費の趣旨

措置費とは、児童福祉法に基づく措置に伴う経費です。

委託後の養育で、「里親が行う養育に関する最低基準を維持するために要する必要な経費である」という意味を持ちます。これは里親制度が社会的養護の中の一つの制度であることをあらわしています。

そのため、里親は社会的養護の枠組みの中の一員として子どもを受託する以上、責任を持って、かつ適切に請求行為をし、子どもの養育を保障していかなければなりません。

里親制度は児童養護施設や保育所などと同様に、子どもの養育に必要な経費を国・県が負担し、社会的養後の制度にお願いする立場の子どもの保護者からは、毎月、負担能力に応じて負担金を徴収する仕組みになっています。

措置費は国・県が半分ずつ負担しています。毎年、国が基準額を定めていますので、年度ごとに多少内容や基準額が変更される場合があります。

大分県では、月末締め翌月末日に口座振り込みでお支払いしています。

## ○問い合わせ先

| 機関名称                  | 電話番号         | 担当者氏名                              |
|-----------------------|--------------|------------------------------------|
| 大分県中央児童相談所            | 097-544-2016 | 里親担当<br>里親担当<br>里親対応協力員<br>里親委託推進員 |
| 大分県中津児童相談所            | 0979-22-2025 | 里親委託推進員                            |
| 大分県福祉保健部<br>こども子育て支援課 | 097-506-2707 | こども支援班                             |

## ○請求書 送付先

〒870-0089 大分市荏隈5丁目 中央児童相談所 里親担当



## (2) 措置費一覧表

| 費 目 名          | 金額              | 備 考                 |
|----------------|-----------------|---------------------|
| ① 一般生活費        | 乳児 54,980       | 月の途中で異動があった場合は日割り。  |
|                | 乳児以外の児童 47,680  | 月の途中で異動があった場合は日割り。  |
| ② 里親手当 (養育)    | 1人目 72,000      | 定額。日割りなし。           |
|                | 2人目以降 36,000    | 定額。日割りなし。           |
| 里親手当 (専門)      | 1人目 123,000     | 定額。日割りなし。           |
|                | 2人目以降 87,000    | 定額。日割りなし。           |
| ③ 里親受託支度費      | 42,600          | 新規受託の月のみ。           |
| ④ 学習指導費        | 7,950           | 中学生のみ。              |
| ⑤ 幼稚園費         | 実費              | 幼稚園通園中の児童のみ。        |
| ⑥ 教育費          | 一般分 (小学生) 2,110 | 定額。                 |
|                | 一般分 (中学生) 4,180 | 定額。                 |
|                | 教材代 実費          | 領収書の添付が必要。          |
|                | 交通費 実費          | 領収書の添付が必要。          |
|                | 部活動費 実費         | 領収書・在部証明の添付が必要。     |
|                | 学習塾費 実費         | 領収書の添付が必要。上限金額あり。   |
|                | 給食費 実費          | 領収書の添付が必要。          |
| ⑦ 見学旅行費        | 小学校 20,600      | 修学旅行などが対象。          |
|                | 中学校 55,900      | 修学旅行などが対象。          |
|                | 高校 108,200      | 修学旅行などが対象。          |
| ⑧ 夏季等特別行事費     | 3,000           | 臨海学校、林間学校等。         |
| ⑨ 入学支度費        | 小学校新入学 39,500   | 定額。4月に請求。途中転入時に対象。  |
|                | 中学新入学 46,100    | 定額。4月に請求。途中転入時に対象。  |
| ⑩ 特別育成費        | 国・公立 22,270     | 定額。                 |
|                | 私立 32,970       | 定額。                 |
|                | 高校入学費用 58,960   | 定額。4月に請求。           |
|                | 資格取得費用 55,000   | 定額。(平成24年度新設)       |
| ⑪ 期末一時扶助       | 5,070           | 12月のみ。初日在籍児童のみ。     |
| ⑫ 医療費          | 実費              | 領収書の添付が必要。          |
| ⑬ 職業補導費        | 4,800           | 定額。職業訓練機関へ通学中の児童。   |
| ⑭ 児童用採暖費       | 1,260           | 定額。10～3月。初日在籍の児童のみ。 |
| ⑮ 就職支度費        | 一般基準 79,000     | 定額。                 |
|                | 特別基準 189,510    | 別途申請、認定通知の添付が必要。    |
| ⑯ 大学進学等自立生活支度費 | 一般基準 79,000     | 定額。                 |
|                | 特別基準 189,510    | 別途申請、認定通知の添付が必要。    |

## ※備考

基本的には、請求月にかかる実費を請求することが望ましいですが、教育費等の実費分は領収書の添付が必要のため、どうしても間に合わない場合があります。その際は、請求月と領収書の日付けがずれることとなりますが、翌月以降でも支払うことができますので問題はありません。

## 措置費の構成

|        |
|--------|
| ③～⑯    |
| ②里親手当  |
| ①一般生活費 |

該当する月だけ請求する部分。  
実費・定額、必要書類の有無を要確認。

毎月請求する部分。  
新規委託時・解除時以外は毎月定額。  
添付書類はなし。



## 措置費請求書 月別・項目別 チェックポイント

## ●月別チェックポイント

| 請求月  | 締め切り  | チェックポイント                                                                                                      | 備考                                                                           |
|------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 4月分  | 5月7日  | <input type="checkbox"/> 在学証明書<br><input type="checkbox"/> 在園証明書<br><br><input type="checkbox"/> 入学支度金（小1、中1） | 小中学生・高校生→在学証明書<br>幼稚園在園→在園証明書<br>※該当者は全員提出する<br><br>小1は39,500円、中1は46,100円の定額 |
| 5月分  | 6月5日  |                                                                                                               |                                                                              |
| 6月分  | 7月5日  |                                                                                                               |                                                                              |
| 7月分  | 8月6日  |                                                                                                               |                                                                              |
| 8月分  | 9月5日  |                                                                                                               |                                                                              |
| 9月分  | 10月5日 |                                                                                                               |                                                                              |
| 10月分 | 11月5日 | <input type="checkbox"/> 採暖費（1,260円× 名）                                                                       | 10月1日に受託していた人数分請求する                                                          |
| 11月分 | 12月5日 | <input type="checkbox"/> 採暖費（1,260円× 名）                                                                       | 11月1日に受託していた人数分請求する                                                          |
| 12月分 | 1月7日  | <input type="checkbox"/> 採暖費（1,260円× 名）<br><input type="checkbox"/> 期末一時扶助費（5,070円× 名）                        | どちらも12月1日に受託していた人数分請求する                                                      |
| 1月分  | 2月5日  | <input type="checkbox"/> 採暖費（1,260円× 名）                                                                       | 1月1日に受託していた人数分請求する                                                           |
| 2月分  | 3月5日  | <input type="checkbox"/> 採暖費（1,260円× 名）                                                                       | 2月1日に受託していた人数分請求する                                                           |
| 3月分  | 4月5日  | <input type="checkbox"/> 採暖費（1,260円× 名）                                                                       | 3月1日に受託していた人数分請求する<br>給食費等、年度中に請求漏れが無いかチェック！                                 |

## ●項目別チェックポイント（その都度請求するもの）

| 項目    | 添付書類                                                          | 備考                             |
|-------|---------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 教材代   | <input type="checkbox"/> 教材指定証明書 <input type="checkbox"/> 領収書 |                                |
| 給食費   | <input type="checkbox"/> 領収書                                  | 数カ月分まとめて請求可                    |
| 部活動費  | <input type="checkbox"/> 在部証明書 <input type="checkbox"/> 領収書   | 中学生のみ                          |
| 学習塾費  | <input type="checkbox"/> 出席証明書 <input type="checkbox"/> 領収書   | 中学生のみ    基準額あり                 |
| 見学旅行費 | <input type="checkbox"/> 見学旅行参加証明書                            | 定額支給                           |
| 医療費   | <input type="checkbox"/> 領収書                                  | 予防注射等、自己負担したもの                 |
| 幼稚園費  | <input type="checkbox"/> 在園証明書 <input type="checkbox"/> 領収書   | 4月～9月まで<br>※10月以後の請求については個別に説明 |

### (3) 措置費請求の留意点について

措置費の趣旨にありますように、措置費は公費でお支払いします。そのため、書類の書き方や挙証書類については、補助金などと同様に会計監査上厳しい部分があります。適切に処理していくためにも、措置費の請求にあたりましては、以下のことにご留意の上、請求をお願いします。

#### ①期限厳守！

翌月の5月までに管轄の児童相談所必着でご請求下さい。

(2)の一覧表にもありますように、領収書など必要書類が揃わない部分は、翌月でも請求できますので、その部分は翌月に請求することとし、請求できる部分（一般生活費・里親手当等の部分）は期限内に必ず請求して下さい。翌月まで待たなくても、当月内など早めの提出は大変助かります。期限内にご請求がない場合には、翌月末にお支払いできない場合もありますのでご注意ください。差し換えや書類不備の場合も考慮し、期限前の提出にご協力をお願いします。

#### ②責任を持って請求を！

金額や請求できるものかどうか不明な点がある場合は、記入前に児童相談所の里親担当まで電話でご確認下さい。

白紙に押印のみでのご請求や実費分を長期間溜め込んでからのご請求はご遠慮下さい。適切に早め早めの処理をお願いします。

#### ③記入・訂正は・・・以下の方法をお願いします。

- ・黒ペン使用（鉛筆不可）
- ・文字を誤った場合、修正液、文字の塗りつぶしは不可。
- ・見え消し訂正の場合は二本線で消し、その線上に訂正印が必要。  
（訂正印は請求印と同じものを使用してください。）
- ・ただし、金額の部分と口座情報の部分は訂正不可です。
- ・印鑑はシャチハタ以外で姓が確認できるよう正確に押印する。
- ・実費分は、レシートではなく、なるべく領収書（日付、相手方の押印があるもの）を添付して下さい。
- ・具体的な記入方法は記入例参照。

#### ④各様式は基本的様式です。内容を網羅し、証明印があるものでしたら、必要に応じて各自で若干変更しても構いません。（様式1は変更不可です）



## (4) 各措置費の基準額・内容・添付書類

## ①一般生活費

委託措置児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経済的諸経費として支弁する。

| 児 童          | 一般生活費 (1人当たり月額) |
|--------------|-----------------|
| 乳児以外の児童      | 47,680円         |
| 乳児 (1歳未満の児童) | 54,980円         |

① 一般生活費の通常の算式は次のとおりである。

一般生活費月額×その月初日の委託措置児童数

② 里親に対し、各月初日以外の日に委託又はその解除の措置があった場合、その児童についてのその月分は、次の算式による。(計算過程で、1円未満の端数が生じた場合、その生じた段階において切り捨てるものとする。)

$(\text{一般生活費月額} \div 30.4) \times \text{その月に委託又は解除された措置児童の在籍延日数}$

※一時保護中は措置停止 (支弁なし)。

※1歳の誕生日を迎える月の場合、月の初日に0歳なのか1歳なのかで判断する。月の途中で1歳の誕生日を迎えた場合には、翌月から「乳児以外の児童」の基準額へ変更する。

※月の途中での委託・解除がある場合には、日割りになります。

日割りの仕方は日数を児童相談所に確認して下さい。

## ②里親手当及び専門里親手当

委託措置児童に係る委託手当として支弁する。

ア 養育里親として委託された場合

児童1人目月額 72,000円

児童2人目以降月額 36,000円

イ 専門里親とし委託された場合

児童1人目月額 123,000円

児童2人目月額 87,000円

※里親手当は日割りなし。1日の委託でも全額支弁。

※複数の児童の委託がある場合、児童の委託期間が重なっていても、その月内の2人目の委託であれば、1人目月額に加え、2人目月額を支弁します。

③里親受託支度費

里親が里子を受託する際の支度費として支弁する。

児童1人当たり（受託時のみ） 42,600円

④学習指導費

中学校に在籍し、高校等進学を目指す児童に対し支弁する。

中学生1人当たり月額 ~~7,970円~~ → 7,950円  
(改正)

⑤幼稚園費

幼稚園に就園している児童を対象に支弁。

幼稚園就園に必要な入園金、保育料、制服、体操服、学用品、給食費、PTA会費等の実費。（寄付金を除く）

※常識の範囲内の経費とし、必要以上に高価な品物の経費は支弁できない場合があるので、判断に迷う場合は随時相談すること。

※各自治体で幼稚園就園奨励費を補助している場合においては、その就園奨励費補助額を控除した額とする。随時又は年度末又は措置解除のあった時に幼稚園の給付証明書を提出し、同月の請求で減額調整すること。幼稚園就園奨励費の補助を受けていない場合も、受けていない旨の証明書を提出すること。※申請を必ず行ってください。

※入園の前年度にすでに入園にかかる経費を支払う場合は先に立て替えておき、翌年4月分（入園後）に請求する。

添付書類：在園証明書（様式2）

幼稚園就園奨励費給付証明書（様式3）

入園金、保育料、制服費等の領収書

⑥教育費

義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学している児童を対象に支弁する。高校生は対象外のため、特別育成費、県単独補助を活用すること。

(1) 一般分

児童の義務教育に必要な学用品費等の経費として支弁する。

(例) ノート、筆入れ、鉛筆、定規、カバン、傘、遠足等の実験学習見学費、教科外学習費、学校納付金、PTA会費、学校の保険加入代

| 学 年 別            | 教育費（児童1人当たり月額） |
|------------------|----------------|
| 小学校              | 2,110円         |
| 中学校<br>特別支援学校高等部 | 4,180円         |

添付書類：在学証明書（様式4）

※学年が変わった場合、転校した場合にも在学証明書が必要。



## (2) 加算分

※ (ア)～(オ)の経費は、その実費が一般分に加算して支弁される。

## (ア) 教材代

教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費。

(例) 新研究、ドリル、卒業アルバム積み立て代

※ (例) 新入学時に一斉に購入する算数セットや水彩セット、体育館シューズ、帽子、お道具箱セットなどを含む。新入学では学校指定があるものは極力、この教材代で請求し、指定のないもの(ランドセル等)は入学支度費で請求するようにするなど、有効に活用して下さい。

※ (例) 児童の身体の成長に伴う体操服の買い換え、指定カバンの買い換えなどを含む。

添付書類：教材指定証明書及び指定教材費領収書(様式5)

## (イ) 交通費

最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の普通旅客運賃の定期乗車券、回数券の実費。地域によって通学のためややむを得ない場合は、自転車の購入に充てても差し支えない。また、その際自転車を停める駐輪場代がかかる場合は、その経費も支弁できる。

※対象は義務教育中児童、特別支援学校(高等部)在学児童。

※(例) 通学用の自転車、ヘルメット

添付書類：交通機関の発行する購入証明書又は領収書  
自転車購入等に要した経費に係る領収書

## (ウ) 部活動費

中学生の児童で部活動に入部している児童であって、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費

添付書類：部活動在部証明書(様式6)

部活動遠征費等領収書(様式7)

道具購入等に係る領収書

※常識の範囲内の経費とし、必要以上に高価な品物等の経費は支弁できない場合があるので、判断に迷う場合は随時相談すること。

※部活動で使用する揃いのジャージやスポーツ用品、道具は教育費の加算分ではなく、こちらに含む。

(例) テニスウェア、剣道道具一式など

※歓送迎会、親睦会の経費は対象外。

## (エ) 学習塾費

中学生の児童で学習塾に通っている児童であって、学習塾に必要な授業料（月謝）、講習会費、教材費、模擬テスト代等の実費

次の金額を基準月額とし、基準額を超える学習塾への通塾が必要な場合は、管轄の児童相談所に事前に協議すること。

| 学 年     | 学習塾費の基準（月額） |
|---------|-------------|
| 中学１・２年生 | １５，０００円     |
| 中学３年生   | ２５，０００円     |

添付書類：学習塾授業料、講習会費等に係る領収書、

学習塾出席証明書（様式８）

（様式８は４～７月、８～１１月、１２～３月の年３回提出すること）

※塾以外で使用する参考書、問題集等の図書購入費、家庭教師への月謝、通信添削などの通信教育を受けるために支出した経費、ピアノ、習字、外国語会話等のいわゆるお稽古ごとに支出した経費は、対象外とする。

## (オ) 学校給食費

学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学している児童に必要な経費として支弁する。

学校給食費として徴収される実費

添付書類：学校給食費領収書（様式９）

※給食費の徴収形態や徴収時期は各市町村により異なるため、毎月の請求でなくてもよいですが、長期間溜め込まずに定期的な処理をして下さい。

## ⑦ 見学旅行費

学校の教育課程において実施される修学旅行に参加する児童の旅行に直接必要な交通費・宿泊費等として支弁する。

| 学 年 別    | 見学旅行費（定額） |
|----------|-----------|
| 小学校 第６学年 | ２０，６００円   |
| 中学校 第３学年 | ５５，９００円   |
| 高等学校第３学年 | １０８，２００円  |

添付書類：見学旅行参加証明書（様式１０）

※上記金額での不足する場合は県単独補助制度の利用ができますので、管轄の児童相談所へ事前にご相談ください。



## ⑧夏季等特別行事費

小学校又は中学校に在学している児童で、その学校又は教育委員会がその学年の児童全員を参加させて行う夏季における臨海学校、林間学校、冬季におけるスキー教室等の行事（泊を伴うもの）に参加した場合にその行事に参加するのに必要な交通費等の経費として支弁する。ただし、遠足代は支弁できない。

児童1人当たり1回につき 3,000円（回数制限はない。）

添付書類：夏季等特別行事参加証明書（様式11）

## ⑨入進学支度金

小学校第1学年に入学又は中学校第1学年に進学する児童の入進学に際し必要な学童用品等の購入費として支弁する。

| 学 年 別       | 入進学支度金（定額） |
|-------------|------------|
| 小学校第1学年入学児童 | 39,500円    |
| 中学校第1学年進学児童 | 46,100円    |

添付書類：なし

※新年度に請求すること。

※年度途中の委託に伴う転校の場合（新年度と同程度に学用品を購入する場合）も適用可能ですのでご相談ください。

## ⑩特別育成費

高等学校（定時制・通信制の課程を含む。）高等専門学校（ただし、入学時より3年を経過するまでとする。）、専修学校（ただし、高等課程に限る。）及び各種学校に在学している児童に対し、高等学校における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等に充てる経費として支弁する。

| 公 私 別     | 特別育成費（1人当たり月額） |
|-----------|----------------|
| 国・公立 高等学校 | 22,270円        |
| 私立高等学校    | 32,970円        |

また、高等学校第1学年に入学する児童に対し、高等学校入学に際し必要な学用品費等に充てる経費として次の額を4月分に加算して支弁する。

高等学校第1学年入学児童1人当たり年額 ~~58,500円~~  
→ 58,960円（改正）

添付書類：在学証明書（様式4）

【24年度新設】資格取得等特別加算費

高等学校3年生を対象に、資格取得等に必要な学用品費等に充てる経費として次の額を支弁する。

高等学校3年生児童1人当たり年額 55,000円

⑪期末一時扶助費（12月分に加算）

児童の年末における被服等の購入費として支弁する。

12月初日の委託措置児童1人当たり年額 5,070円

添付書類：なし ※措置停止中は支弁なし。

⑫医療費

児童が疾病、傷害等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるために必要な経費として社会保険の給付額を控除した額を支弁する。

受診券を交付するので、児童相談所に連絡のうえ、受領すること。

なお、受診券は、その児童が保険に加入している場合は、必ず保険と併用されるものであること。

予防接種にかかる費用（インフルエンザ、BCG、おたふく風邪、水疱瘡、HIB、ポリオ、子宮頸がん予防注射、肺炎球菌等）については医療費として支弁する。

※（例）学校及び療育訓練等に必要な各種診断書代、健診費用、歯のフッ素加工費用、血液検査などを含む。

添付書類：医療機関が発行した領収書

※眼鏡や補装具の製作代も医療費として支弁する。ただし、月々の措置費の支給方法と異なるので、別途早めに管轄の児童相談所に相談すること。

⑬職業補導費

義務教育を修了した後、公共職業訓練所等の職業補導機関に通所するための交通費及び教科書代等として支弁する。

① 交通費

最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券の実費

添付書類：交通機関の発行する購入証明書又は領収書

② 教科書代等

児童1人当たり月額4,800円



⑭ 児童用採暖費

児童の冬期における採暖に必要な経費として、  
10月分から翌年3月分までの6か月間支弁する。

その月初日の委託措置児童1人当たり月額 1,260円

添付書類：なし

※月の初日時点で在籍（委託）している場合のみ対象。

⑮ 就職支度費

- ① 児童が就職するために措置が解除される場合にその児童の就職に 際し、必要な寝具類・被服類等の購入費として支弁する。

児童1人当たり 79,000円

添付書類：なし

- ② 就職支度費特別基準（保護者のいない児童及びこれに準ずる児童）

児童1人当たり ~~137,510円~~ → 189,510円（改正）

添付書類：就職支度費特別基準加算認定書

※就職支度費特別基準加算認定は、児童相談所を通じて行われるので、該当児童がいる場合は、児童相談所に事前に相談すること。

※県単独の補助制度として100,000円の助成もありますので、ご活用下さい。（5）県単独補助制度参照。

⑯ 大学進学等自立生活支度費

- ① 児童が大学等に進学するために措置が解除される場合にその児童の進学に際し、必要な学用品・参考図書類の購入費、住居費、生活費等として支弁する。

児童1人当たり 79,000円

添付書類：大学等の合格証明書の写

- ② 大学進学等自立生活支度費特別基準

（保護者のいない児童及びこれに準ずる児童）

児童1人当たり ~~137,510円~~ → 189,510円（改正）

添付書類：大学進学等自立生活支度費特別基準加算認定書

※大学進学等自立生活支度費特別基準加算認定は、児童相談所を通じて行われるので、該当児童がいる場合は、児童相談所に事前に相談すること。

※県単独の補助制度として100,000円の助成がありますので、ご活用下さい。（5）県単独補助制度参照。

⑰里親レスパイト経費

委託児童を養育している里親家庭が、一時的な休息のための援助を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設等又は他の里親を活用して委託児童の養育を行うこと（レスパイト・ケア）ができる。

レスパイト・ケアは、年7日以内の利用が原則だが、県の実施する研修に参加する場合は、年7日を越えて利用できる。

（詳細については、児童相談所に相談のこと。）

レスパイト・ケアとして、児童の再委託を受けた里親に援助経費（児童の飲食物費等）として支払われる経費。

児童1人1日当たり            5,500円

※利用する理由は問いませんので、是非ご活用ください。

## (5) 大分県の単独補助制度について

### (1) 就職等支援事業

就職または専門学校・大学等への進学にあたり、必要な資格取得経費、住居費、生活必需品等の購入費等を補助する。

(補助単価) 児童1人当たり 100,000円(定額)

### (2) 見学旅行費補助事業

見学旅行費が措置費の支弁単価を上回る場合、小学校、中学校については、見学旅行費と措置費の支弁単価の差額、高等学校については、請求金額と措置費の支弁単価の差額の1/2を補助する。

### (3) 里親委託児童処遇改善事業

高校通学費用を補助する。

(補助単価) 最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の普通旅客運賃の定期乗車券の実費の1/2額 月1万円上限

高校入学費用を補助する。

(補助単価) 高校入学のため必要な学童用品(制服、教材等)の購入費用及び入学料が対象。

措置費支給額と実費の差額 10万円上限

中学入学費用を補助する。

(補助単価) 中学入学のため必要な学童用品(制服、教材等)の購入費用が対象。

措置費支給額と実費の差額 5万円上限

※ 県単独の補助事業については、毎月の児童措置費とは別個の扱いとなるので月々の請求の中には算入しないようご注意ください。

手続方法等は別途定めていますので、該当する場合は、当面、領収書等の保管の上、事前に管轄の児童相談所にご相談ください。

|            |                   |      |
|------------|-------------------|------|
| [関係書類様式一覧] | 児童措置費請求書(里親)      | 様式1  |
|            | 在園証明書             | 様式2  |
|            | 幼稚園就園奨励費補助金給付証明書  | 様式3  |
|            | 在学証明書             | 様式4  |
|            | 教材指定証明書及び指定教材費領収書 | 様式5  |
|            | 部活動在部証明書          | 様式6  |
|            | 部活動遠征費等領収書        | 様式7  |
|            | 学習塾出席証明書          | 様式8  |
|            | 学校給食費領収書          | 様式9  |
|            | 見学旅行参加証明書         | 様式10 |
|            | 夏季等特別行事参加証明書      | 様式11 |
|            | 資格取得に係る証明書        | 様式12 |



## 児童措置費請求書(里親)

様式1

平成 年 月分

| 一 金                         |                                          | 円 也                  |         |            |                            |   |                           |       |
|-----------------------------|------------------------------------------|----------------------|---------|------------|----------------------------|---|---------------------------|-------|
| 上記のとおり請求します。                |                                          |                      |         | 里親住所       |                            |   |                           |       |
| 平成 年 月 日                    |                                          |                      |         | 里親登録番号 第 号 |                            |   |                           |       |
| 大分県知事 広瀬勝貞 殿                |                                          |                      |         | 里親氏名 印     |                            |   |                           |       |
| 番号                          | 費目別                                      | 児童氏名(学年)<br>幼児氏名(年齢) | 単価      | 金額         | 備考                         |   |                           |       |
| ①                           | 一般生活費                                    |                      | 円       | 円          |                            |   |                           |       |
|                             |                                          |                      | 円       | 円          |                            |   |                           |       |
|                             |                                          |                      | 円       | 円          |                            |   |                           |       |
|                             |                                          |                      | 円       | 円          |                            |   |                           |       |
| ②                           | 里親手当(1人目)<br>(2人目以降)                     | 名                    | 72,000円 | 円          |                            |   |                           |       |
|                             |                                          | 名                    | 36,000円 |            |                            |   |                           |       |
| ③                           | 里親受託支度費                                  | 名                    | 42,600円 | 円          |                            |   |                           |       |
| ④                           | 学習指導費                                    | 名                    | 7,950円  | 円          | ※中学生のみ                     |   |                           |       |
| ⑤                           | 幼稚園費                                     |                      | —       | 円          | 領収書添付                      |   |                           |       |
| ⑥                           | 教育費<br>(小・中<br>学校・特<br>別支援<br>学校高<br>等部) | 一般分<br>加算分           | 小学生     | 名          | 2,110円                     | 円 | 2,110円 × 名 + 4,180円 × 名 = |       |
|                             |                                          |                      | 中学生     | 名          | 4,180円                     |   |                           |       |
|                             |                                          |                      | 教材代     |            | —                          | 円 | 領収書添付                     |       |
|                             |                                          |                      | 交通費     |            | —                          | 円 | 領収書添付                     |       |
|                             |                                          |                      | 部活動費    |            | —                          | 円 | 領収書添付                     |       |
|                             |                                          |                      | 学習塾費    |            | —                          | 円 | 証明書・領収書添付                 |       |
|                             |                                          |                      | 学校給食費   | 小学生        | 名                          | — | 円                         | 領収書添付 |
|                             |                                          |                      | 中学生     | 名          | —                          | 円 | 領収書添付                     |       |
| ⑦                           | 見学旅行費                                    |                      | 円       | 円          |                            |   |                           |       |
| ⑧                           | 又は<br>夏季等特別行事費                           |                      | 円       | 円          | 証明書添付                      |   |                           |       |
|                             |                                          |                      | 円       | 円          |                            |   |                           |       |
| ⑨                           | 入学支度金                                    | 小学生                  | 名       | 39,500円    | 円                          |   |                           |       |
|                             | 中学生                                      | 名                    | 46,100円 |            | 39,500円 × 名 + 46,100 × 名 = |   |                           |       |
| ⑩                           | 特別育成<br>費<br>(高校生)                       | 国・公立                 | 名       | 22,270円    | 円                          |   |                           |       |
|                             |                                          | 私立                   | 名       | 32,970円    | 円                          |   |                           |       |
|                             |                                          | 入学費用                 | 高校生     | 名          | 58,960円                    | 円 |                           |       |
|                             |                                          | 資格費用                 | 高校生     | 名          | 55,000円                    | 円 |                           |       |
| ⑪                           | 期末一時扶助費                                  | 名                    | 5,070円  | 円          | 12月のみ                      |   |                           |       |
| ⑫                           | 医療費                                      |                      | —       | 円          | 領収書添付                      |   |                           |       |
| ⑭                           | 児童用採暖費                                   | 名                    | 1,260円  | 円          | 冬期6か月間のみ(10月~3月)           |   |                           |       |
|                             |                                          | 名                    | 円       | 円          |                            |   |                           |       |
|                             |                                          | 名                    | 円       | 円          |                            |   |                           |       |
|                             |                                          | 名                    | 円       | 円          |                            |   |                           |       |
| 合 計                         |                                          |                      |         | 円          |                            |   |                           |       |
| 振込先 :                       |                                          |                      | 銀行      | 支店         |                            |   |                           |       |
| 当座 ・ 普通 預金<br>(どちらかを○で囲むこと) |                                          |                      | 口座番号No. |            |                            |   |                           |       |
| ふりがな<br>口座名義人氏名             |                                          |                      |         |            |                            |   |                           |       |

【記入例】児童措置費請求書(里親)

様式1

平成 24 年 4 月分

|                             |                                          |                      |          |           |                             |                           |           |
|-----------------------------|------------------------------------------|----------------------|----------|-----------|-----------------------------|---------------------------|-----------|
| 一 金 320,600 円 也             |                                          |                      |          |           |                             |                           |           |
| 上記のとおり請求します。                |                                          |                      |          |           |                             |                           |           |
| 平成 24 年 4 月 30 日            |                                          |                      |          |           |                             |                           |           |
| 大分県知事 広瀬 勝 貞 殿              |                                          |                      |          |           |                             |                           |           |
| 里親住所 大分市大字町 3-1-1           |                                          |                      |          |           |                             |                           |           |
| 里親登録番号 第 12345 号            |                                          |                      |          |           |                             |                           |           |
| 里親氏名 豊後 太郎 印                |                                          |                      |          |           |                             |                           |           |
| 番号                          | 費目別                                      | 児童氏名(学年)<br>幼児氏名(年齢) | 単価       | 金額        | 備考                          |                           |           |
| ①                           | 一般生活費                                    | 大分 花子(中2)            | 47,680 円 | 47,680 円  |                             |                           |           |
|                             |                                          | 大分 国子(小1)            | 47,680 円 | 47,680 円  |                             |                           |           |
|                             |                                          |                      | 円        | 円         |                             |                           |           |
|                             |                                          |                      | 円        | 円         |                             |                           |           |
| ②                           | 里親手当(1人目)<br>(2人目以降)                     | / 名                  | 72,000円  | 108,000 円 |                             |                           |           |
| ③                           | 里親受託支度費                                  | 名                    | 42,600円  | 円         |                             |                           |           |
| ④                           | 学習指導費                                    | / 名                  | 7,950円   | 7,950 円   | ※中学生のみ                      |                           |           |
| ⑤                           | 幼稚園費                                     |                      | -        | 円         | 領収書添付                       |                           |           |
| ⑥                           | 教育費<br>(小・中<br>学校・特<br>別支援<br>学校高<br>等部) | 一般分                  | 小学生 / 名  | 2,110円    | 6,270 円                     | 2,110円×/名+4,180円×/名=6,270 |           |
|                             |                                          |                      | 中学生 / 名  | 4,180円    |                             |                           |           |
|                             |                                          | 加算分                  | 教材代      |           | -                           | 3,000 円                   | 領収書添付     |
|                             |                                          |                      | 交通費      |           | -                           | 円                         | 領収書添付     |
|                             |                                          |                      | 部活動費     |           | -                           | 6,500 円                   | 領収書添付     |
|                             |                                          |                      | 学習塾費     |           | -                           | 円                         | 証明書・領収書添付 |
|                             |                                          |                      | 学校給食費    | 小学生 / 名   | -                           | 3,900 円                   | 領収書添付     |
|                             |                                          |                      |          | 中学生 / 名   | -                           | 4,000 円                   | 領収書添付     |
| ⑦                           | 見学旅行費<br>又は<br>夏季等特別行事費                  |                      | 円        | 円         | 証明書添付                       |                           |           |
| ⑧                           |                                          |                      | 円        | 円         |                             |                           |           |
|                             |                                          | 円                    | 円        |           |                             |                           |           |
| ⑨                           | 入学支度金                                    | 小学生 / 名              | 39,500円  | 85,600 円  | 39,500円×/名+46,100×/名=85,600 |                           |           |
|                             |                                          | 中学生 / 名              | 46,100円  |           |                             |                           |           |
| ⑩                           | 特別育成<br>費<br>(高校生)                       | 国・公立                 | 名        | 22,270円   | 円                           |                           |           |
|                             |                                          | 私立                   | 名        | 32,970円   | 円                           |                           |           |
|                             |                                          | 入学費用                 | 高校生      | 名         | 58,960円                     | 円                         |           |
|                             |                                          | 資格費用                 | 高校生      | 名         | 55,000円                     | 円                         |           |
| ⑪                           | 期末一時扶助費                                  | 名                    | 5,070円   | 円         | 12月のみ                       |                           |           |
| ⑫                           | 医療費                                      |                      | -        | 円         | 領収書添付                       |                           |           |
| ⑭                           | 児童用探暖費                                   | 名                    | 1,260円   | 円         | 冬期6か月間のみ(10月～3月)            |                           |           |
|                             |                                          | 名                    | 円        | 円         |                             |                           |           |
|                             |                                          | 名                    | 円        | 円         |                             |                           |           |
|                             |                                          | 名                    | 円        | 円         |                             |                           |           |
| 合 計                         |                                          |                      |          | 320,600 円 |                             |                           |           |
| 振込先 : 大分 銀行 県庁内 支店          |                                          |                      |          |           |                             |                           |           |
| 当座 ・ 普通 預金 口座番号No. 17654321 |                                          |                      |          |           |                             |                           |           |
| (どちらかを○で囲むこと)               |                                          |                      |          |           |                             |                           |           |
| ふりがな 豊後 太郎                  |                                          |                      |          |           |                             |                           |           |
| 口座名義人氏名                     |                                          |                      |          |           |                             |                           |           |



## 里親体験（トライアル里親）事業

### 1, 目的

この事業は、乳児院、児童養護施設に入所している子どもに、一般的な家庭環境での生活を体験することにより、子どもの情緒の安定や社会性の発達を促し、子どもの福祉を増進させるとともに、里親制度の普及、拡充を図ることを目的としています。

### 2, 対象児童となる子ども

乳児院や児童養護施設などに入所している子ども

- ① 登、正月に一時帰省する家庭のない子ども
- ② 家庭の事情で帰省できない子ども
- ③ 家族などから面会のない子ども 等



（大分市3施設（児童自立支援施設含む）、別府市4施設（乳児院含む）、中津市2施設、由布市1施設、玖珠町1施設）

### 3, 資格要件

- ① 心身ともに健全であること
- ② 子どもの養育についての理解及び熱意並びに子どもに対する豊かな愛情を有していること
- ③ 経済的に困窮していないこと
- ④ 子どもの養育に関し虐待などの問題がないと認められること

### 4, トライアル里親になるための手続

相談 大分県中央相談所へ相談

申請 家族全員が理解を得たうえで申し込んでください。

調査 家庭訪問・面接により聞き取り調査をします。

審査 大分県中央児童相談所内で審査

認定 認定の可否の決定

### 5, 実施について

① 委託期間終了後、一週間以内に子どもの状況を「トライアル里親実施状況報告書」にて報告していただきます。

② 経費はトライアル里親に対し、児童一人の依頼1回につき 3,000円を謝礼とします。（請求依頼書をお渡しします）

③ 子どもの送迎は往復ともにトライアル里親にお願いします。

④ 実施期間中に子どもに係る事故が発生した場合の損害賠償に備え、里親賠償責任保険に加入します。

⑤ 依頼期間は原則として2泊3日ですが日帰り外出もあります。

（場合によっては施設内の実施もあります。）

⑥ トライアル里親は子どもの受け入れに伴い知り得た情報を正當な理由なく漏らさないようにしてください。

\* トライアル里親の認定者は研修会へ参加していただきます。

問い合わせ先：大分県中央児童相談所  
TEL097-544-2016 里親委託推進委員

## 里親体験（トライアル里親）事業実施要領

### 1 目的

この事業は、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設（以下「乳児院等」という）に入所している子どもに、一般家庭での生活を体験させることにより、子どもの情緒の安定や社会性の発達を促し、子どもの福祉を増進するとともに、里親制度の普及、拡充を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

事業の実施主体は、児童相談所とする。

### 3 対象となる子ども

里親体験事業登録者（以下「トライアル里親登録者」という）に、一次的養育を依頼する対象となる子どもは、次のいずれかに該当し、かつ本人の希望を尊重した上でその子どもを措置した児童相談所長が入所先の施設長と協議のうえ決定する。

- (1) 盆・正月等に一時帰省する家庭のない子どもや家庭の事情で帰省できない子ども、家族などからの面会等がない子ども
- (2) 里親に委託することが適当と認められる子ども
- (3) その他、児童相談所長が適当と認める子ども

### 4 トライアル里親登録者

トライアル里親登録者とは、児童福祉に関心を持ち施設に入所している子ども等に自己の家を提供して家庭生活を体験させることを希望する者で、児童相談所長が次のいずれの要件にも該当していると判断し認定した者とする

- (1) 心身ともに健全であること。
- (2) 子どもの養育についての理解及び熱意並びに子どもに対する豊かな愛情を有していること。
- (3) 経済的に困窮していないこと。
- (4) 子どもの養育に関し虐待等の問題がないと認められること。

### 5 トライアル里親の登録手続き

トライアル里親登録を希望する者は、居住地を管轄する児童相談所長にトライアル里親登録申請書（第1号様式）を提出するものとする。

### 6 トライアル里親の認定

児童相談所長は、前項の申請書を受理したときは、トライアル里親として適当であるかどうかの調査を行い、速やかに判断をするものとし、その結果をトライアル里親登録認定通知書（第2号様式）をもって通知するものとする。なお、認定期間は1年とし、継続も可能とする。ただし、継続を希望する者に対しては、養育里親又は短期里親への移行を指導するものとする。

また、児童相談所長はトライアル里親登録者として認定された者に対し、活動ができるよう児童養護施設等を紹介するものとし、必要に応じ子ども受入のための研修を実施するものとする。

### 7 依頼期間

子どもの受け入れを依頼する期間は、原則として、2泊3日以内とする。ただし、子どもの支援のうえから適当と認められる場合は、5泊6日を限度として依頼を延長することができるものとする。

なお、日帰り外出も対象とする。

### 8 実施計画の作成

各児童相談所長は、本事業の対象となる子どもごとにトライアル里親事業実施計画書（第3号様式）を作成するものとする。

### 9 実施方法

各児童相談所長は、8の計画に基づき次の事項を十分考慮して管内のトライアル里親に子どもの受け入れを依頼する。その場合、事前にトライアル里親依頼児童決定通知書（第4号様式）を送付することとする。

- (1) 事業の実施にあたっては、トライアル里親登録者を事前に施設訪問させること等により、子どもとの交流の機会を十分確保すること。
- (2) 学童を依頼する場合は学校教育に支障のないよう配慮すること。
- (3) 実施にあたっては、施設の児童自立支援計画に沿って行うほか、施設及び学校の行事等に配慮すること。
- (4) 実施にあたっては、児童相談所、施設、トライアル里親において十分に協議するとともに、密接な連携の上実施すること。

### 10 守秘義務

トライアル里親は、子どもの受け入れに伴い知り得た秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

### 11 経費

児童相談所長は、トライアル里親に対し、依頼1回につき、3,000円を謝礼として支給するものとする。

なお、子どもの移送は往復ともにトライアル里親が行うものとする。また、本事業の実施に要する対象となる子どもの食費は、原則として子どもが入所している施設が内部規程に沿って負担するものとする。

### 12 里親賠償責任保険への加入

県は、この事業の実施に当たって、トライアル里親を里親賠償責任保険に加入させることとする。

### 13 実施状況の報告

トライアル里親は委託期間終了後10日以内に、子どもの状況等をトライアル里親実施状況報告書（第5号様式）により、児童相談所長に報告するものとする。

### 附則

- 1 この要綱は、平成18年度の予算に係る事業実施から適用する。



## 里親支援専門相談員と児童相談所の定期連絡会次第

H24. 7. 18 (水) 13:30～

## 1 あいさつ

出席者

①中央児童相談所

②中津児童相談所

③施設里親支援専門相談員

森の木

光の園

別府平和園

清浄園

栄光園乳児院

④厚生労働省 家庭福祉課 太田専門官

全国里親会 全国里親等推進委員会 西野研究員、村田調査協力員

⑤大分県子ども子育て支援課

## 2 報告・伝達・協議事項

## (1) 諸報告

① 7/13 九州児童家庭支援センター研修会

7/17 里親サロン(大分ブロック)

7/18 里親サロン(別杵ブロック)

## ②行事予定等

7/18(水)～7/19(木) 厚生労働省・全国里親会 先進地調査

7/19(木) 里親サロン(県西ブロック) ○○里親宅

7/22(日) 養育里親認定前研修(集合研修・第1日目)中央児童相談所

7/24(火) ファミリーホーム児童調査(○○ホーム)

## ③その他

・豪雨被害について(里親・FH関係)

・里親関係新聞記事(7/13 大分合同新聞)

・日本社会事業大学専門職大学院リカレント講座(後期)の開催

里親支援ソーシャルワーク (12/24・1/13 東京都清瀬市)

・里子キャンプについて

7/19(木)午後:現地(ウォークラリーコース)確認

## ④委託関係報告

・中央児相

・中津児相

⑤各機関から（訪問・相談・トライアル里親・その他）  
・森の木

・光の園

・別府平和園

・清浄園

・栄光園乳児院

・中津児童相談所

・中央児童相談所

（２）訪問計画について

（３）事例紹介 ○・○ケース

（４）意見交換

（５）その他

※次回定期連絡会 7/25（水） 中央児童相談所 13時30分～

・報告・伝達・協議事項等については、当日10：00までに中央児相：〇〇までお知らせください。

## 大分県里親支援専門相談員として 里親と福祉施設の連携を図る

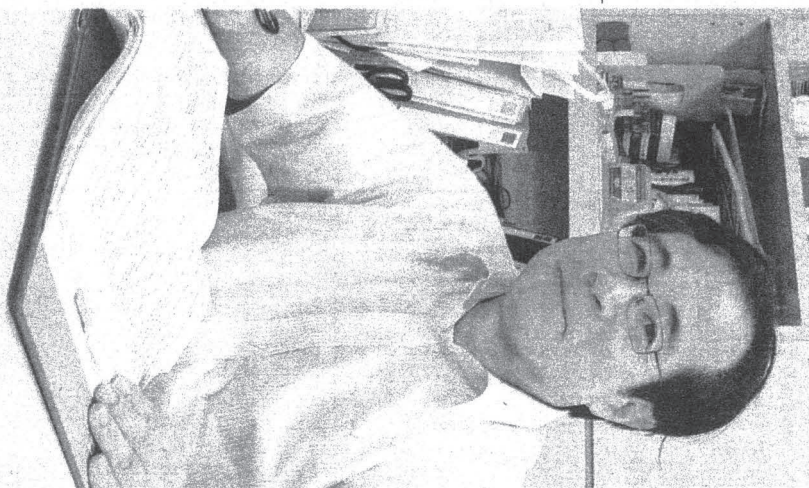
よついで 四井 博邦さん (57)

家庭の事情により親元で生活できない子どもを受け入れる国の施策は「施設」から「里親」へと転換している。福祉施設が持つノウハウを生かして里親の悩みなどに対応するため、県は本年度から相談員を配置。県内の施設職員5人が地域ごとに活動している。県北、日田・玖珠地域を担当。「里親が難しい子どもを受け入れているケースもある。里親サロンへの参加、電話相談や家庭訪問などを通して

# ひと

## 寄り添い、絆を大事に

て、里親に寄り添いたい」と話す。大切にしていたのは、子どもたちが人と出会って成長し、感謝の気持ちを持たないようになること。里親との出会いは学ばることが多く、「交流で生まれた絆を大事にしたい」と考える。大学を卒業し、1978年から中津市の児童養護施設「清浄園」に勤務。児童指導員として子どもたちを見守っている。スポーツが好きでサッカー、空手などを経験。同園の野球部監督として九州大会で優勝したことはいい思い出。施設交流のサッカー大会には今も参加する。歌も趣味の一つ。最近は女性歌手あさみゆきがお気に入り。「ハスキーな声が魅力。いつか紅白歌合戦に出てほしい」と応援する。出身地の宇佐市で母、妻、子ども2人と暮らす。





## ○里親からの相談内容

## H24.4.18 定例連絡会資料

里親は施設と異なり、1代限りでノウハウの継承がありません。施設では解決できる事態も、里親には解決できないために相談が多く寄せられます。

里子の行動に関しても、心理職等専門職が側にいないため、理解に苦しみ、児童相談所が訪問や通所に対応することが多くなっています。

逆に、里親によっては、里親が抱え込み過ぎてしまい、事態が悪化して初めて相談するというケースもあります。この場合は、相談を遠慮しすぎてしまったケースや、児童相談所に相談すると自分の里親としての評価が下がってしまうのではないかと躊躇してしまっているケース、自分が頑張らねばと思いつめ孤軍奮闘状態に陥っているケースなどがあります。

里親からの相談（実際の相談内容）を一部ご紹介します。

## 【里子の状態・養育知識・養育スキル面】

- ・アトピー性皮膚炎で痒がって、夜、寝てくれない。里母も疲れた。
- ・里子のおねしょが続いている。
- ・里子が体の不調を継続的に訴える。医療機関受診をしたいがいかがか。
- ・里子の夜泣き・夜驚が止まらない。
- ・里子の行動が理解出来ない。診断と関わり方の助言をもらいたい。
- ・いつまでこうした状態（落ち着かない言動）が続くのか。
- ・里子の描いた絵（文章の内容）に驚いた。気になるので相談したい。
- ・里子を連れて外出した際、里子の発言が気になった。ケアをお願いしたい。
- ・里子が暴れて困る。
- ・里子が家に帰ってこない。
- ・里子の発達・行動が気になる。
- ・児相から説明のなかった問題行動が出てきた。
- ・里子がモノを盗む。
- ・これまでの生育歴を再度調べ直してもらいたい。
- ・難しい里子だと思うが、この関わりでよいのか。
- ・思春期を迎えた里子の対応に苦労している。
- ・里子同士の関係が悪化して、ケンカばかりしている。
- ・里子と実子の関係が悪化している。
- ・新しい里子が来たら、以前からいた里子が退行した。
- ・里子が不登校気味。朝、登校の声かけはどの程度したらよいだろうか。
- ・里子がリストカットをしたが、どう対応したらよいか。
- ・進路選択において、社会性が未熟でまだまだ自立は難しい里子に対して、どこにどういう社会資源があるのか教えて欲しい。
- ・里子が学校でパニックを起こした。
- ・学校不適応が続いているため、里父母が学校から呼び出しを受けた。児相から説明に行ってもらいたい。
- ・里子の学校行き渋りがあり、対応に苦労している
- ・里子が自宅帰省（保護者と面会）した後に、調子が悪くなる。保護者との面会、交流を制限できないか。
- ・家庭引き取りを念頭に保護者との交流をしてもらいたい。



- ・実親が里親家庭に度々出入りする。制限したい。
- ・里子が大学進学を希望しているが、実親との話が出来ずに困っている。
- ・里子と一緒に出かける場所を知りたい。
- ・里母の呼ばせ方。親族への説明。
- ・マッチングの度に子どもが泣く。
- ・真実告知のタイミングや伝え方。

#### 【里親の家庭状況、心理面】

- ・里親家庭の中で、家族間の不調が起こっている。
- ・家族の介護が必要になった。里子の世話が大変。
- ・里子の生活に振り回されて、自分の時間がとれない。仕事に支障をきたしそう。
- ・里親が高齢で今後の養育が難しい。里子が安心して生活できる新しい里親を探してほしい。
- ・現在預かっている里子の委託期間の見通しはどうなるのか。
- ・交流していた他の里親と関係が悪くなった。
- ・児相のCwと相性が合わない。

#### 【制度面】

- ・措置費の請求手続きが煩雑。学校の教材費用など細かい部分で迷う。
- ・中学生の里子を塾に通わせたいが、塾がない。家庭教師ではだめか。
- ・高校入学時に里親負担が生じる経費を知りたい。
- ・保険証の期限が切れた。継続の手続きはどうしたらよいか。
- ・里子に障害児通園サービスを利用させたいが、手続きはどのようにしたらよいか。
- ・里子の住所が里親の住所地と違うため、健康診断や予防接種の手続きはどうしたらよいか。
- ・里子の預金通帳を作るのに、銀行窓口の理解がなかった。
- ・実子が入院する。一時的に預かってもらいたい。
- ・里子が入院した。付き添いで里親がいっぱいいっぱいである。
- ・里子に出ている遺族年金の扱いをどうしたらよいか。
- ・市役所の窓口に入入手続き、転校手続きに行くと、里親制度を市役所職員が全く知らず、2～3時間待たされる。里親制度の周知と里親の身分証明書が欲しい。
- ・養子縁組の手続きや必要な書類を知りたい。
- ・里親、ファミリーホームをすることに対して地域から猛烈な反対に遭った。
- ・里親手当の所得税法上の扱いを知りたい。

#### 【その他】

- ・自分のところに里子の委託がないのは、なぜなのか。
- ・児童相談所の里親対応に文句を言いたい。
- ・里親制度について、市町村窓口等の理解がない。
- ・以前預かっていた里子の現況を聞きたい。
- ・以前里子だった児との交流の仕方で助言してもらいたい。

「国連子どもの代替養育に関するガイドライン」早わかり  
(子どもの最善の利益を考えるための基本フレーム)

\* ( ) 内はガイドラインNo.

1 実家族による養育が一番

(1) 家族の意義と家族支援の理念

家族 (family) は、社会の基本集団であり、子どもの発達、ウェルビーイングと保護のための本来の環境であるから、まず何よりも、子どもが実の両親 (his/her parents) の養育、あるいはそれが適切な場合はその他の近親者 (other close family members) の養育の元に留まるか、戻ることができるように力を尽くすべきである。家族が子どもを養育する役割を果たすために、各国は、まぎざまな支援を確保しなければならない。(3)

(2) 代替養育の必要性の防止

各国は、子どもに対する責任を全うするために家族を支援 (support for families) し、父母の両方 (both parents) と関わりを持つという子どもの権利を促進する政策を遂行しなければならない。(32)

各国は、自らの子どもを養育する実親の能力 (parents' ability) を高め強化することを目的とした、一貫性のある相互に補完し合う家族指向 (family-oriented) の政策を策定し、実施すべきである。(33)

各国は、子どもの遺棄、譲渡、家族からの分離を防ぐ効果的な方策を実施すべきである。社会政策と社会プログラムは、とりわけ、適切に子どもを保護し、養育し、発達させることを可能にする態度、スキル、能力、ツールを提供することで、家族をエンパワーすべきである。(34)

2 例外的な代替養育

実の家族 (the child's own family) が、適切な支援 (appropriate support) があっても、十分な養育ができない等の場合は、適切な代替養育 (alternative care) を確保しなければならない。(5)

実家族の養育 (care of the family) からの分離 (removal) は、最終手段であり、やむを得ない場合 (whenever possible) には、可能な限り一時的で短期間に留められるべきである。分離の決定は定期的に見直し、その根本原因が解決又は解消すれば、実親の元 (parental care) に戻さなければならない。(14)

貧困を理由に、実親 (parental care) からの分離、代替養育 (alternative care) への委託、再統合の妨げをしてはならない。(15)

3 代替養育の原則と優先順位

(1) 安定した家庭を基盤に

代替養育は、永続性 (permanency) を主目標とし、安定した家庭 (stable home) の保証と、養育者 (caregivers) との安全で継続的な愛着 (attachment) という基本ニーズを満たすことの重要性を考慮すべきである。(12)



乳幼児 (young children)、特に 3 歳未満の子どもの代替養育は、家庭を基盤とした環境 (family-based settings) で提供されなければならない。この原則の例外は、兄弟姉妹の分離防止を目的とする場合や、養育先への委託が緊急を要する場合、又は事前に決められた非常に限られた期間の場合であり、いずれもその後に家族再統合やその他の適切な長期的養育が予定されている場合である。(22)

## (2) 施設養育は例外的限定的に

施設養育 (residential care) は、その環境が、子ども個人にとって、とりわけ適切で必要かつ建設的で、その子どもの最善の利益に沿う場合に限られるべきである。(21)

施設養育を提供している施設は、小規模で、子どもの権利とニーズに合わせて組織され、できるだけ家族や小規模の状況に近い環境でなければならない。そうした施設の目的は、一般に一時的な養育を提供し、家族の元に戻ることに積極的に貢献することであり、家族の元に戻ることが適わない場合には、たとえば、それが適切な場合には養子縁組やイスラム法におけるカフアーラを含む代替の家庭環境において、子どもに安定的な養育を確保することである。(123)

国又は地方の管轄当局は、施設養育への受け入れが適切な場合に限られるように、厳格な手続を設けるべきである。(125)

各国は、施設養育の環境に十分な数の養育者を確保し、子ども一人一人に目をかけることができ、必要に応じて特定の養育者との絆を育む環境を子どもに与えるべきである。また、その養育環境において養育者は、その目的を効果的に実施し、子どもの保護を確保できるように配置されるべきである。(126)

## (3) 住み慣れた場所の近くに

代替養育は、可能な限り住み慣れた場所の近くに子どもを留めることを最大限考慮すべきである。それは、実家族との接触と再統合を容易にし、教育的・文化的・社会的生活の断絶を最小限に留めるためである。(11)

## (4) 兄弟姉妹の不分離

既に結びつきのある兄弟姉妹 (siblings) は、虐待の明らかな危険や、子どもの最善の利益に反するその他正当な理由がない限り、原則として、代替養育への委託の際に分離されるべきではない。(17)

## (5) 永続的養育の確保

養育環境の頻繁な変更は、子どもの発達と愛着形成の能力にとって有害であり、避けるべきである。短期間の委託は、適切な永続的解決策を可能にすることを目的とすべきである。核家族 (nuclear family) 又は拡大家族 (extended family) の元へ戻すか、これが不可能な場合は、代替の安定した家庭環境 (an alternative stable family setting)、あるいは 21 に該当する場合は安定した適切な施設養育 (stable and appropriate residential care) によって、不当に遅延されることなく、子どもには永続的養育 (permanency for the child) を確保すべきである。(60)

#### 4 提供される環境から見た代替養育の定義（29）

- ① 親族養育（kinship care）：家庭を基盤とした養育（family-based care）で、拡大家族（extended family）やその子どもが知っている家族の親しい友人による養育。
- ② 里親養育（foster care）：子どもが代替養育を受けることを目的とし、実家族（own family）以外で管轄当局により選ばれ、資格を付与され、認められ、監督指導を受ける家族の家庭環境（domestic environment of a family）に託される養育。
- ③ その他の、家庭を基盤とした、あるいは家庭に類似した養育の形態（family-based or family-like care）。
- ④ 施設養育（residential care）：緊急時の避難所や一時保護所、その他グループホームを含む短期又は長期滞在の養育施設のような、家庭を基盤としない集団的な環境における養育（nonfamily-based group settings）。
- ⑤ 監督指導を受けながら、子どもが独立して営む生活。

#### 5 里親養育に関する要請

##### （1）マッチング

管轄当局又は管轄機関は、子どものニーズと里親希望者の能力と資源をアセスメントし、その子どもに最適な里親を見出して引き合わせた上で、関係者すべてが委託に向けて準備するためのシステムを考案し、職員をそれに沿って訓練すべきである。（118）

##### （2）地域ごとの里親開拓

子ども家族、地域、文化集団とのつながりを維持しながら、子どもに養育と保護を提供できる里親が各地で認定されるべきである。（119）

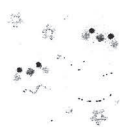
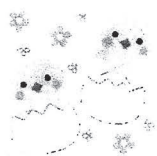
##### （3）里親への支援

里親のために、特別な準備、支援、カウンセリングのサービスを向上させ、委託前、委託中、委託後に定期的に里親が利用できるようにしなければならない。（120）

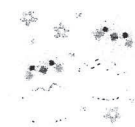
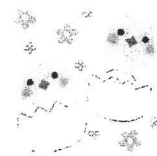
#### 6 脱施設化の戦略的方向性

施設養育（residential care facilities）と家庭的養育（family-based care）が、子どものニーズに応じるために、互いに補完し合うものであることは認めるとしても、大型の施設（large residential care facilities (institutions)）が残っているところでは、脱施設化（overall deinstitutionalization strategy）という方針のもと、いずれは施設の廃止を可能にするような明確な目標と目的をもって、代替策を発展させなければならない。この目的のために、各国は、一人一人に適合した少人数グループでの養育（individualized and small-group care）など、子どもの発達を促進するような質と条件を確保するために養育基準を設け、その基準に照らして既存の施設を評価すべきである。新たな施設（residential care facilities）の設立、又は設立の許可についての決定は、公式・非公式を問わず、この脱施設化という目的と戦略を十分に考慮すべきである。（23）





## 里親きっさ



乳児院で、竹長先生をお呼びして、里親さんと一緒にお話し会をしたいと  
思います。お菓子を準備して、お待ちしております。

日にち：平成24年6月23日（土）

時 間：14：30～16：00

場 所：乳児院（にこにこルーム）



### プログラム

1. 院長挨拶
2. 里親・職員紹介
3. 竹長先生によるお話
4. 里親さんより日頃のお話
5. 終わりの挨拶



出欠連絡を6月1日までによりしくお願いします。

また、里親さんの方で子育ての事、日頃の事で聞きたい事がありましたら、  
事前にお知らせ下さい。



(TEL) 0977-21-8085



**里親等委託率アップの取り組み報告書**  
**～委託率を大きく増加させた福岡市・大分県の取り組みより～**

平成 25 年 2 月  
全国里親委託等推進委員会

〒107-0052 東京都港区赤坂 9-1-7-857  
公益財団法人 全国里親会内  
全国里親委託等推進委員会事務局

TEL: 03-3404-2024

FAX: 03-3404-2034

